

第一高等女學校

高等女學校一覽 (昭和十一年四月末現在)

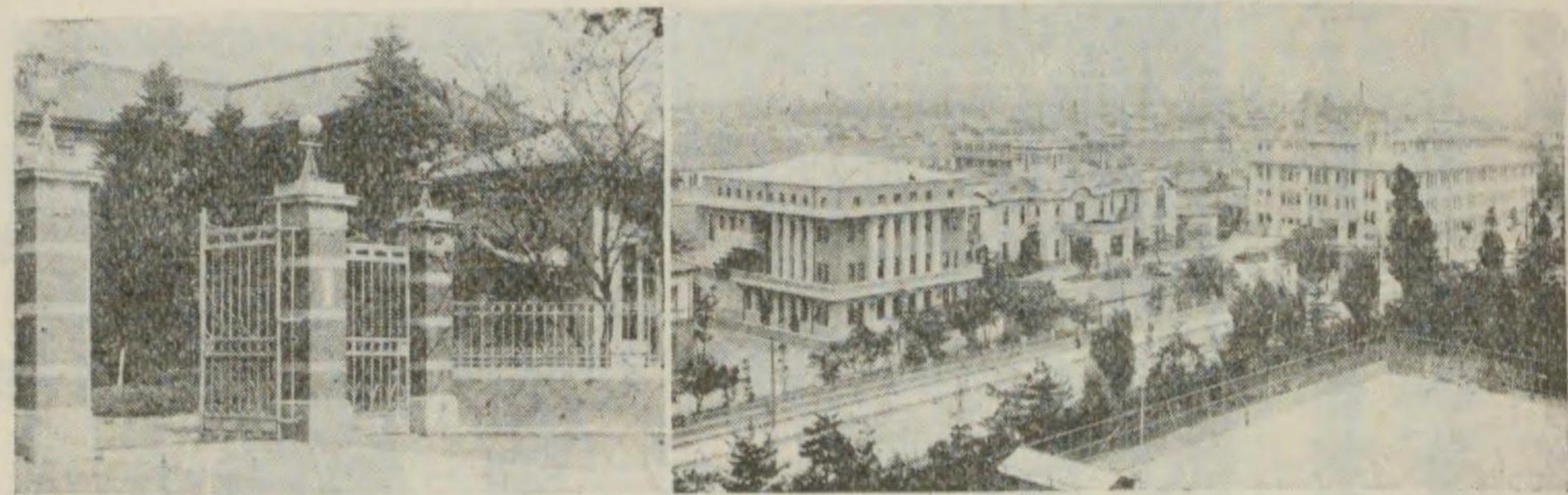
校名	位置	學級	生徒	職員	校地	運動場	面積(平方米)
第一高等女學校	中區菊里町	三	一、三三	三	九、三三	五、五五	
第二高等女學校	南區熱田東町	三	七、七六	三	八、五九	三、二六	
第三高等女學校	東區片端町	三	七、三三	三	一〇、〇八	三、五九	
計			二、七四	一〇	二八、一〇	一二、五	

工藝學校 工業學校規程に依り木材工藝、金屬工藝、圖案、建築、精密機械等に従事する子弟の爲に設立されたる學校であつて、この種の學校の設置は他の諸都市にあまり見られない處である。大正六年の創立に係り、今後とも益々その特色を發揮せしむべく努めてゐる。本校には尋常小學校卒業以上の者を入學資格とする本科と高等科卒業者を入學資格とする第二本科とを設け、本科は更に六科、第二本科は二科に分れてゐる。昭和十一年四月末現在に於ける學級數は三十一、

(4) 官縣立諸學校

生徒數六百八十七名、職員四十七名である。市内にある官縣立學校は附屬の學校、幼稚園及養成所を併せて二十二校あり、昭和十一年四月末現在に於ける大要は左の通りである。

區別	校數	學級數	教員數	生徒數	入學	卒業
名古屋醫科大學	一	一	三〇	三〇	〇	七〇
第八高等學校	一	三	四	六〇	一八	三六
名古屋高等工業學校	一	一六	六	六八	三六	一八
名古屋高等商業學校	一	三	四	八〇	三九	二六
師範學校	二	元	四	六五	二五	三二
中學校	四	六	一四	四、三三	八九	七九
女學校	二	元	三	一、七九	三六	三九
商業學校	一	五	四	一、一九	五	一四
工業學校	一	五	六	六〇	二五	一六



第八高等學校

名古屋醫科大學



名古屋高等工業學校

名古屋高等商業學校

盲學校 一

一六

三〇

三〇

五

三

註 一、本表中には附屬の學校、養成所、幼稚園等を含みます。

二、師範學校以下は何れも縣立である。

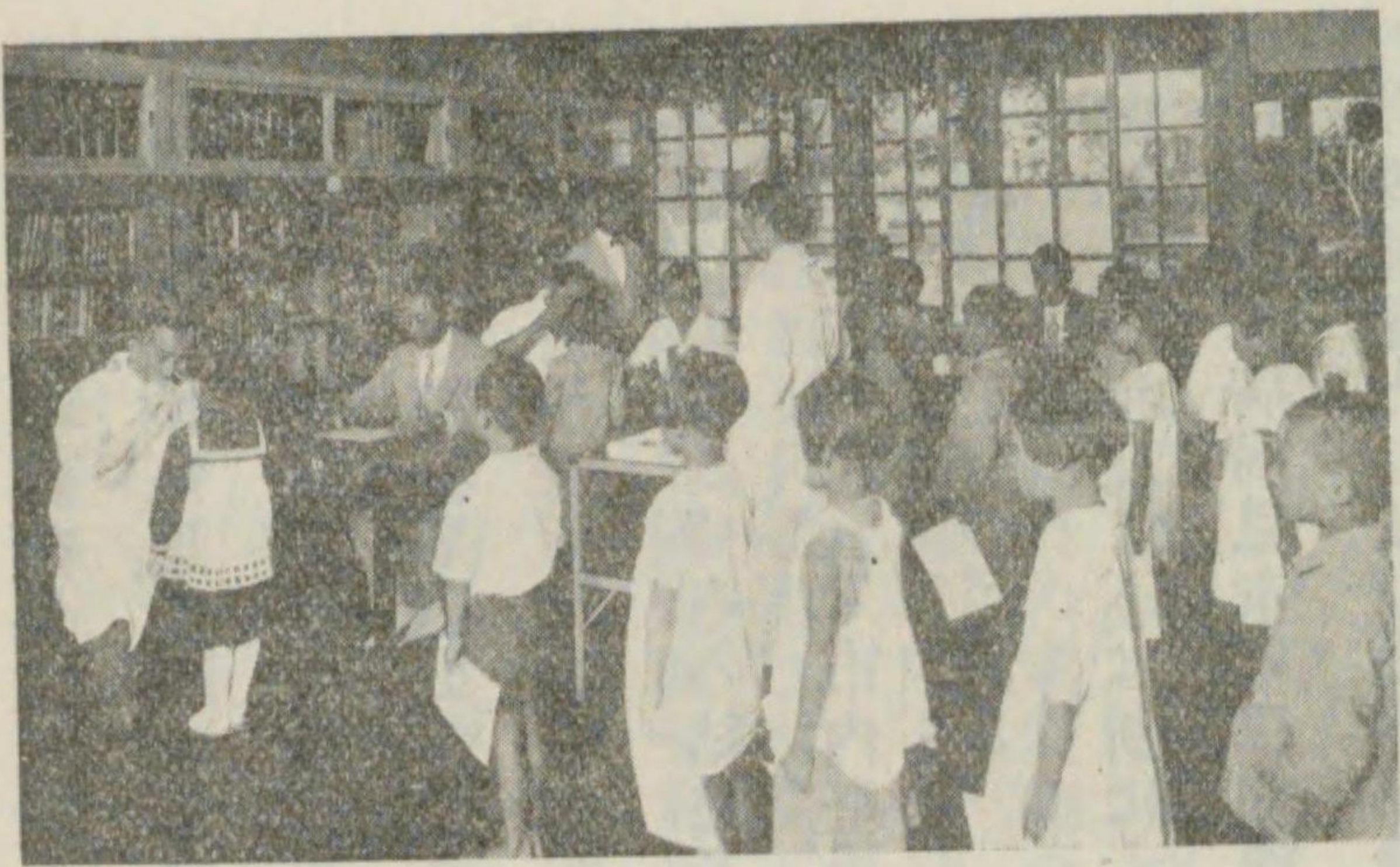
(5) 私立諸學校

私立學校は昭和十年四月末現在に於て八十四校あり、その大要は左の通りである。

區別	校數	生徒數	教員數	備考
專門學校	三	三六一	七六	
中等學校	六	三、二九七	一五五	
高等女學校	六	四、六〇六	一九〇	〔高等女學校生徒數、教員數中には金城女子專門學校高等女學部を含む〕
商業學校	六	六、〇五四	二四二	
工業學校	二	七二七	四六	
其他	六一	八、四一四	五八六	

(6) 學校衛生

一般學童の體位向上を計り、或は疾病、虛弱の防止を計るため學校衛生機關として學校衛生技師一名、技師一名、眼科囑託醫四名、學校衛生婦六名更に口腔衛生の爲に各學校幼稚園に一名宛の齒科囑託醫を置いてゐる。而して眼科醫及衛生婦は略擔當區域を定めて巡廻する制度を採つてゐる。



學童口腔檢査

この他中等學校を始め各學校及幼稚園には一名宛の學校醫が設置され、又聯區教育會の負擔により學校看護婦を設置してゐる所も九十校の多きに達してゐる。尙最近學校衛生技師一名を増員し、専ら教職員の保健衛生を擔當せしめる豫定である。この他適當なる學校に九人の藥劑師を配置し、衛生技師、學校醫、齒科醫と聯絡して兒童の體育向上に當らしめると共に、理化學實驗の場合に於ける藥品調合の指導にも當らしめる豫定である。また學校衛生思想の涵養と啓發に資するため適宜教職員、學校看護婦に對し講習會、講演會或は座談會を開催する外健康優良兒童、齒牙優良兒童の表彰をなしてゐる。その他ポスター或はパンフレット等に依り普及宣傳に努めると共に、進んで兒童教職員の疾病虛弱の原因調査及これが豫防對策等常に萬全を期してゐる。

新に就學する兒童に對しては毎年一月、二月の間に於て豫備

検査をなし、疾病兒童に對してはこれを父兄に通知して入學前に治療せしめ、或は就學不能なる兒童、傳染性疾患を有する兒童に對しては夫々適當なる處置を講じてゐる。

就學中の生徒兒童に對しては毎年四月より五月にかけて學校醫及齒科醫をして身體検査を行はしめ、尙その結果を集計して生徒兒童の保健衛生の資料に供してゐる。

トラホーム検査は毎年五月及九月の年二回に亘り定期検診を行ふ外、常に學校醫指導の下に洗眼を行つてゐる。その結果トラホーム患者は激減し郡部より却つて良好なる成績を得てゐる。尙毎年春秋二回に亘り市内全學童の寄生蟲驅除を行ひ、又隨時に交換期乳齒の拔去、齲齒の治療、齒牙清掃等を行つてゐる。

昭和十一年度よりは新に太陽燈を購入し、これを適當なる學校に配置し大都市に共通なる日光不足に依る病弱兒童の早期豫防に努めてゐる。

特殊施設としては養護學級の外、特に本市が直接施設する處なく、概ね各學校に於て夫々適當なる處置を施してゐるが、特に夏期休暇中に於ける海濱及林間聚落は盛に行はれ、腺病質兒童の養護につとめ、常に新鮮なる空氣と豊富なる日光とに不足してゐる兒童のために適當なる體位向上策を採つてゐる。

(7) 教育調査及教員の研究修養

本市校園教育施設並に事業の概要は既に述べた通り、實に多方面に亘り、これ等教育の實際に當つては其の施設の改善充實、職員生徒の保健衛生及び體位の向上に努力すると同時に、更に教育内容に於ても兒童生徒の研究に、教材の調査に、教授方法の研究に留意し常にこれが刷新を圖つてゐる。

本市に於ては七人の専任視學と三人の兼任視學とを設け、絶へず視察指導に當らしめ、更に昭和十一年より教員の素質調査に着手し、亦新しき試みとして讀方及算術に關する教育測定を開始したが、その結果は頗る期待せられてゐる。

小學校教員に對してはその都度講演會、講習會、研究會等を開催し、又は定期に研究發表會を設け、或は市立圖書館を利用しての教員文庫の設置、合同參觀の開催などを行つてゐる外昭和三年以來教育研究員制度を設け、勤務成績優秀なる訓導中より毎年十人を選んで希望の科目に就き約三ヶ月の豫定を以て適當なる學校に派遣し、研究せしめてゐる。

更に昭和十年度より市役所内に教育講習所を設置し、これを中堅教員、男女代用教員、新任教員の三組に分け、晝間及夜間の二回に亘り講習會を開催してゐる。斯くの如く本市に於ては絶えず教職員の修養向上に資すると同時に、教員間に於て組織する諸種の研究會、協議會の指導向上

にも努力してゐるのである。

三 社會教育

市民の教養を基礎とする文化都市の建設は、必ずしも學校教育のみに依りて達せられるものではない。近時本市に於ける小學校卒業兒童は二萬五千の多きに達するが、この中四割は僅に義務教育を受けるのみで直に實社會に入り、夫々の業務に就いてゐる状態である。而も本市は商工都市として多數の徒弟を有し、これ等大衆の教養を深める爲には青年教育、成人教育等社會教育施設の必要なることは勿論である。更に上級學校に進みたる者に對しても社會人としての公民教育を施す必要あり、斯くて絶えず修養機關を提供することは住みよい文化都市建設の爲にも、圓滿なる自治政の發達を計る爲にも極めて重要な事である。

社會教育施設として常時經營せられてゐるものは圖書館、青年學校、運動場等であるが尙動物園、游泳場等も社會教育施設としての職能を有してをり、又市の補助する各種の修養教化團體も多數設けられて各その使命に邁進してゐる。そして本市の特色とも云ふべきは聯區（尋常小學校（通學區域）を單位としての社會教育施設の充實である。即ち大正十五年青年訓練所の設置と共にその施設を徹底する爲各小學校聯區を單位として訓練所を設けたのを契機として、在郷軍人分會、青年團、女子青年團、婦人團體等の組織も概ね聯區單位となり、更に最近に至つては社會教育委員會、選舉肅正委員會も亦聯區單位として設けられ、小學校長、在郷軍人分會長、青年團長、婦人會長乃至は社會教育委員長等は常に聯區内社會教育の中心となつてゐる。近時本市に於ては人口一萬單位の聯區社會教育施設網の完成に努力してゐる次第である。

(1) 青年學校

青年學校の前身たる青年訓練所が大正十五年設立せられるに當り、本市に於ては生徒の通學區域を考慮して一聯區一所主義を執り、全市内に八十二の訓練所を設置したのであるが、爾來當局者の努力に依り他の大都市に比して異數なる發達を見たのであつて、昭和十年十月に至り從來の青年訓練所及實業補習學校を統合して新に青年學校が設置せられるに至つたのである。

青年學校教育の本旨は従前の實業補習教育及青年訓練を統合して、男女青年の心身を鍛鍊し實際生活に必要な知識技能を授け、以て健全なる國民善良なる公民たらしめんとするものであるが、本市に於てもこの趣旨に副ふ爲に概して從來の青年訓練所は本科研究科に、又實業補習學校は専修科に改めたのであるが、その後昭和十一年四月に至り、山口青年學校始め十校の専修科は職業學校規程に依り實業學校として新設せられるに至つたのである。青年學校の施設經營に關しては制度の改正を契機として従来より以上にその充實に努力し、昭和十一年度より三ヶ年の豫定を以て本科研究科に各々専任教員を設置する豫定であるが、既にその設置を見たるもの五十七

名の多きに達してゐる。

青年學校一覽

(昭和十一年五月末現在の月計表に據る
但し出席歩合は四月末現在の月計表に據る)

區別	校數	學級數	生徒數	職員數	出席歩合
東區	二四	七二	三、九六五	二七三	七九・〇五
西區	二二	六六	三、五一四	二四五	七二・四三
中區	三三	一一二	六、〇九一	三九五	七二・七七
南區	二二	八五	四、五八三	二八六	七一・七四
計	一〇〇	三三五	一八、一五三	一、一九九	七三・九九

教授及訓練科目は本科、研究科共に修身公民科、普通學科、職業科及教練に分れ、大體一年を通じて二百四十時間を標準としてゐる。その内職業科にありては土地の情況に依り、夫々商業、工業、農業に重點を置き、聯區に適合せる教授方針を執つてゐる。

本市に於ては青年學校の振興を計る爲、各區在郷軍人聯合分會長を教練視察員に囑託し、又中等學校配屬將校よりその分擔區域を定めて指導を受け、學科に在りては視學一名、別に學科視察員四名を囑託してゐる。その他後援指導機關として教練指導員及生徒のために武道講習會、教育講習會、實地指導法研究會等を開催し、又聯區毎に青年學校評議員を凡そ三十名の標準にて市長より委嘱し、生徒の入學出席等に關し後援の實を擧ぐる事とし、各聯區は後援會を設けて専ら青年學校設備の充實を期してゐる。

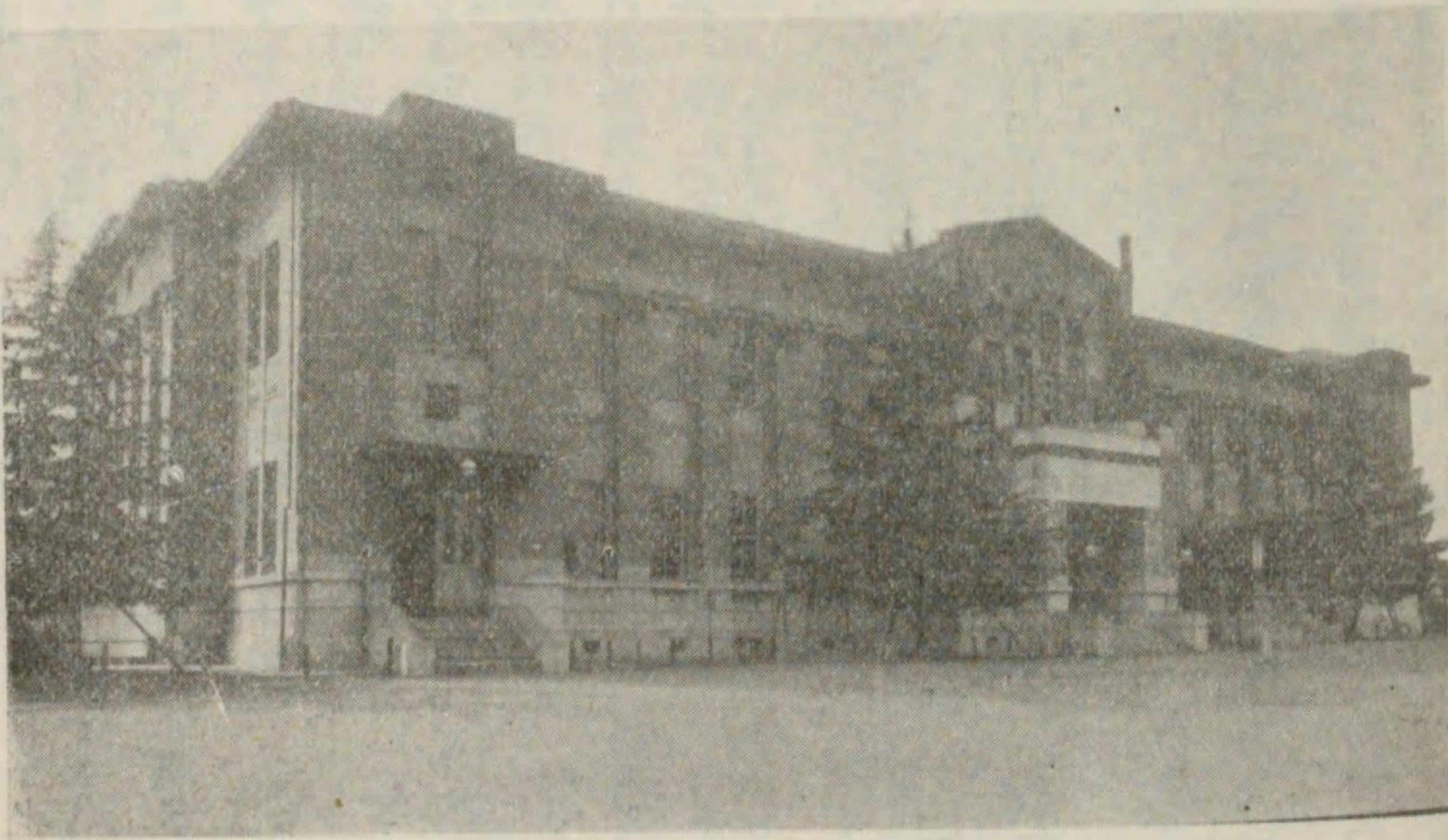
尙市内には縣立工業青年學校の外、十四の私立青年學校あり、昭和十一年五月末現在に於ける生徒數四千四百四、學級數百三、職員數百七十六である。

(2) 圖書館

本館は大正天皇御大典記念事業として計畫せられたるものであつて、大正五年九月設立の認可を見たので、教育課に於て専らその創立事務を執り、大正十二年十月一日開館、三十九萬八千餘圓を以て建設せられたる近世ルネッサンス式、九百六十七坪の建築である。四十坪四階建の書庫には昭和十一年三月末現在に於て和漢書十二萬九千四百八十二冊、洋書五千九百八十六冊を藏し、年經費五萬一千餘圓、その内圖書購入費として毎年一萬三千圓内外計上せられてゐる。

特殊文庫として大正十五年寄附に係る藏書及金二萬圓に依つて鹿山文庫を設け、基金利子を以て古書を購入することゝなつてゐる。更に同年同じく寄附金に依り青年巡迴文庫を設け、又學校教員専用として教員文庫を設けてゐる。

館内には一般閲覧室の外兒童室、盲人室、新聞室、陳列室を設け、専任係員を置いて整理及閲覧指導に當り、又讀書相談係を置いて讀書案内をなし、電話書信の問合せにも應じてゐる。その他特に兒童の爲に兒童圖書研究會を設け、調査員を囑託して毎年二



市立圖書館

月定期調査會を行ひ、優良圖書を選定發表し、講演會、展覽會、圖書館學講習會等を開催してゐる。

圖書館の利用人員を見るに、昭和十一年中に於ける館内閱覽人員は二十二萬三千七百三十七人、館外携出人員十萬四千五十七人にして一日平均夫々六百七十五・九人、二百八十五・一人である。尙階級別利用狀況は左の通で、學生兒童、商工業者の利用多く、殊に最近商工業者の利用が激増してゐることは注目し値ひする。

	學生	商工業者	官公吏	教育者	記者	著述者	雜業者	無職	盲人	兒童	計
館(閱覽人員)	六六、三四三	元、五三三	七、〇三三	六、五四二	六一	三、九五	四、六六五	三九	五、六〇八	三三、七七一	
内(一日平均)	二〇六・五	一九・四	二・八	一九・八	一・八	八・八	一三・九	一・〇	一六四・九	六七五・九	
館(携出人員)	三、九五七	一五、六四四	四、四三九	二、二五四	一、〇二五	一、七九	六、七八五	一〇、九五五	四七、七〇	一〇四、〇七七	
外(一日平均)	一〇・八	四二・九	二・二	三三・七	二・八	四・九	一八・六	一三〇・〇	一九・三	二八五・一	
合(人員)	七三、三〇〇	五五、七六	二、六三二	一八、八六六	一、六六	四、七三	五〇、四五〇	一一、七四	一〇、七七八	三七七、九四	
計(一日平均)	二七・三	一六・三	三・九	五・五	四・六	一・三七	一五・五	三・〇	二九四・三	九六一・〇	

右の外市内には私設圖書館として、財團法人名古屋公衆圖書館があり、又小學校附設の簡易圖書館が八館ある。昭和九年度に於ける閱覽人員は十四萬四千餘人にして、その階級別利用狀況も略市立圖書館のそれに類似してゐる。

(3) 昭和塾堂

本塾堂は昭和二年愛知縣の建設したるものであつて、先帝陛下の降し給へる國民精神作興に關する詔書の御趣旨に則り社會教育教化に關する事業殊に青年團體その他の各種修養團體の幹部又は幹部となるべき者の養成に

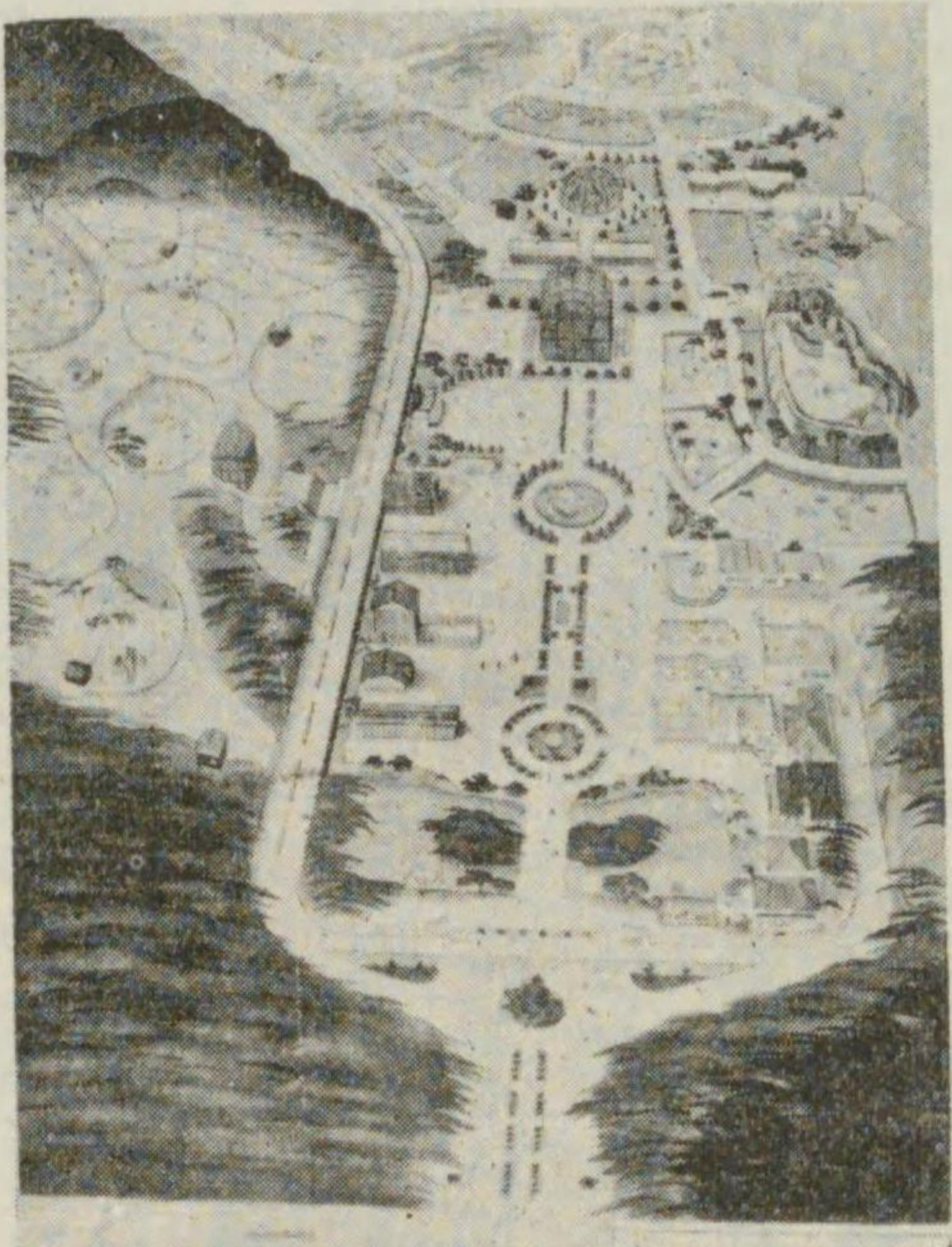
當つてゐる。

(4) 東山動物園

工費五十萬圓を以て移轉新築せられたる東山動物園は東山公園入口に位して地域約四萬五千坪を擁し、その規模の壯大なる、その設計の豪華なる眞に東洋一と稱せられる。即ち園内には近代式鐵筋コンクリートの獸舎が綠

樹の間を點綴して一大美觀をなすばかりでなく、各獸舎は夫々の動物に應じてその飼育上からも又觀覽上からも既成動物園の短所を補正し最新の設備が施されてゐる。

本園の最も誇りとするのは猛獸の無柵式放養場であつて、これは從來の如く鐵檻を設けずして特殊の裝置に依つて動物の逸出を防ぎ、觀覽者は安全に而も何等視野を遮るものなく、直接に動物を見ることが出来る。動物收容場は極めて動物原産地の風景を模して、殆ど



東山動物園全景

自然の儘を彷彿せしめるものがある。

今主要なる施設を挙げれば次の如くである。

アフリカン・ステツプ

東アフリカ草原に棲むライオン、縞馬、駝鳥、大羚羊等の無柵式放養場である。

北極バノラマ

北極熊が冰山を中心として游泳する様を配しその前面にあしか、おつとせい等の海獣の池及び島を設け、北極の景観を現出する有様は將に迫真力に富んでゐる。

鷺類放養場

岩壁を背景とする大放養場に多數の鷺を收容し、これが翼を擴げて大空を飛翔する様は壯觀無比である。

フライイング・ケージ

廣さ百坪高さ五十尺の大水禽の籠で、その中には鶴、孔雀等が自由に飛翔してゐる。

その他南極ペンギン鳥の群棲するペンギン島、日本猿の群棲状態を示す猿山等動物の原産地生活をその儘に見ることが出来る。この外大小多數の動物舎を各所に配置し、凡ゆる動物を蒐集供覽してゐる。尙園内には山あり、池ありて、順る風致に富み、池には壯麗なる橋を架し、正面には大噴水塔を設置して美觀を添へてゐる。園内各所には休憩所を配し、野外劇場、兒童遊園地等施設完備し、市民の遊覽娛樂を兼ねたる一大教化施設である。

(5) 鶴舞公園運動場

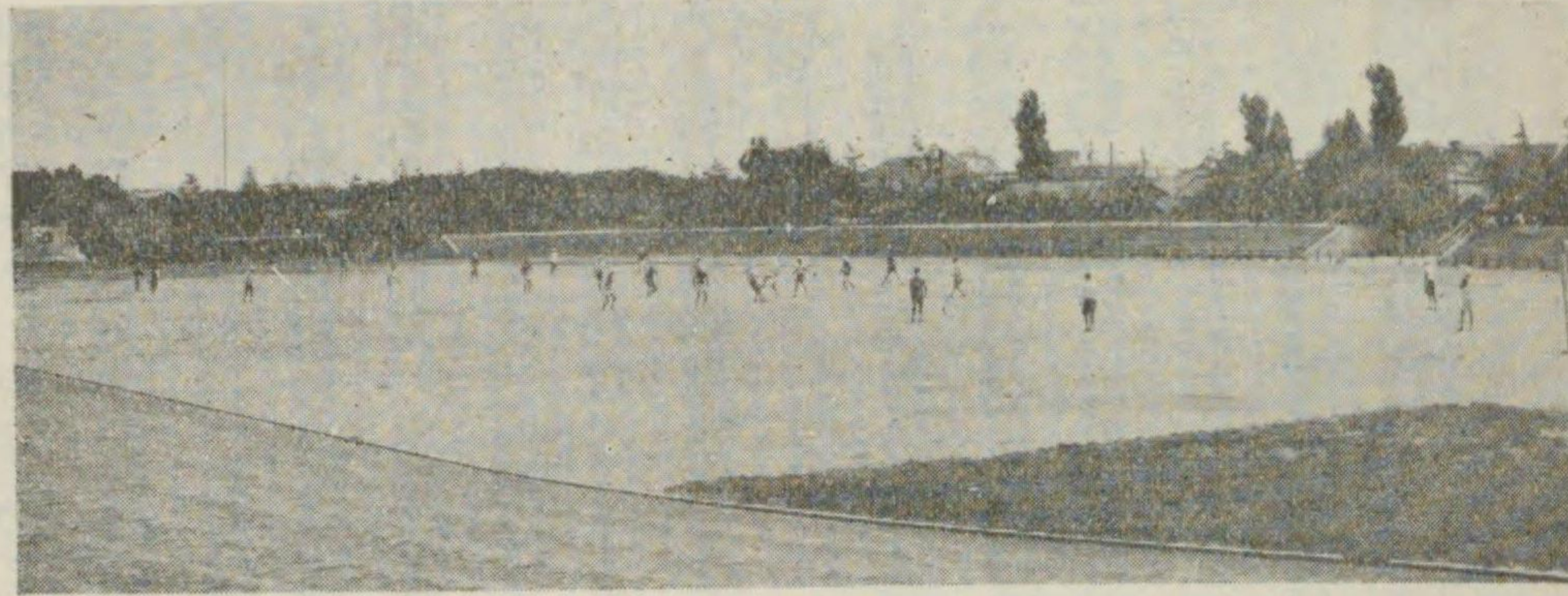
鶴舞公園運動場は縣下唯一、全國有数の甲種公認運動場で、昭和七年四月の開設である。爾來學生、生徒は勿論各種團體及市民一般の利用に供せられ、體育獎勵上尠からざる貢獻をなして來た。

敷地面積は二萬六千二百平方メートル、トラックには百五十米直線コース(幅十二米)四百米曲線コース(幅十米)が設けられ、フィールドには蹴球、ラグビー、ホッケー等各種の競技施設が設けられてゐる。觀覽者の收容力一萬五千、外に選手控室、事務室、食堂、炊事場、浴場等の施設が完備し、記念日等に於ける大衆の會合儀式にもよく利用せられてゐる。

尙最近甲種公認運動場に關する規程の改正に伴ひ、本運動場の大擴張が計畫せられ、又一方皇紀二千六百年に開催さるべきオリムピック大會を契機として、別に一大綜合運動場新設の計畫もある。

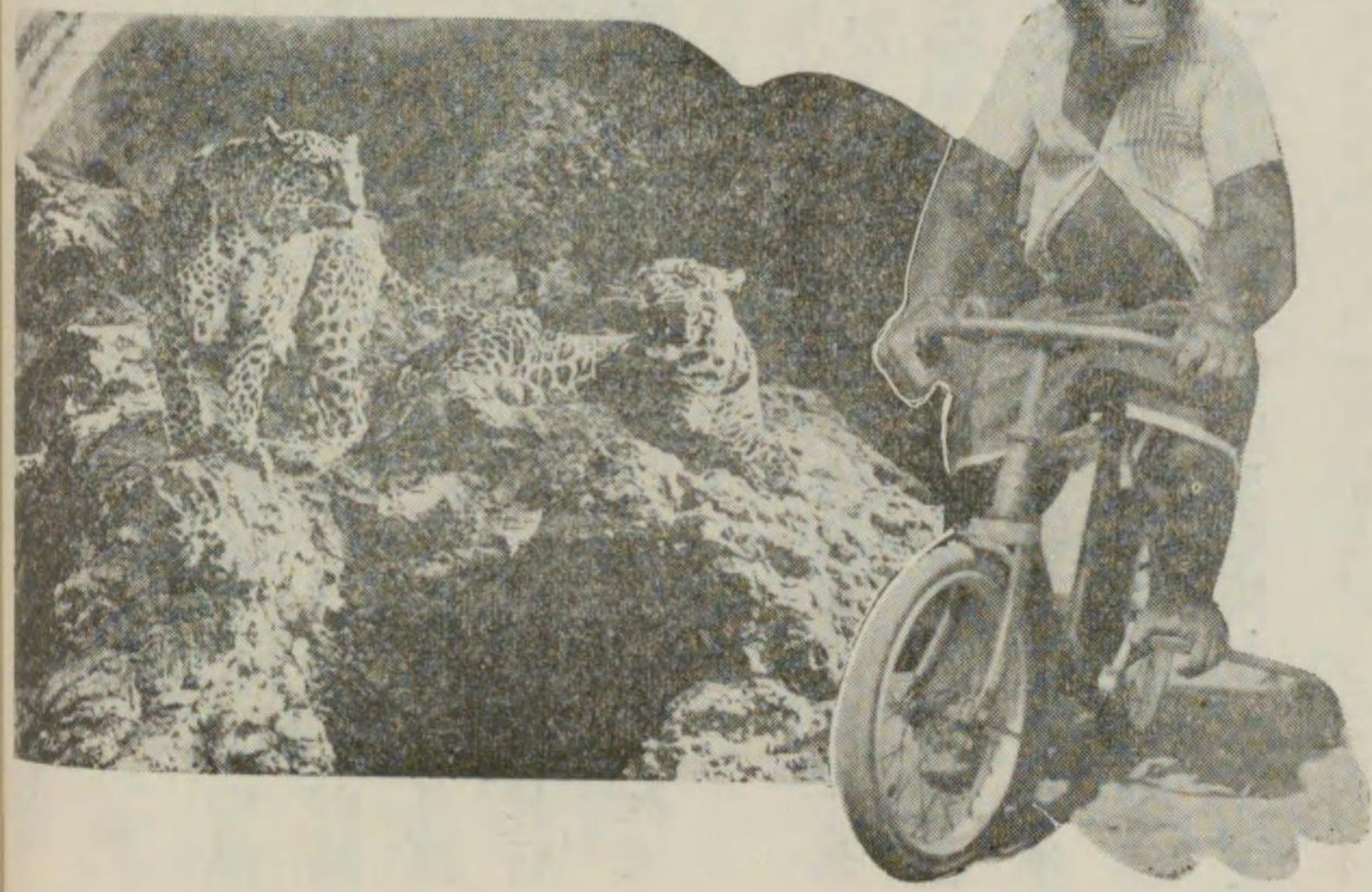
(6) 游泳場

市營最初のプールとして昭和八年七月開設せられたる振甫游泳場(東區)は本市游泳場中設備の最も完全なもので、總工費八萬九千圓を要してゐる。同游泳場には五十米競泳プール(幅二十二米、九コース)の他二十一米の飛込みプール(幅十七米)、練習用二十五米プール(幅二十米)及徒涉池を有し、觀覽者は特別



鶴舞公園運動場

トム君(黒猩猩)と豹



觀覽者三千、一般觀覽者七千人を收容し得る。その他夜間使用の水照明の装置もあり、一流選手の來訪繁く各種の競技會も引續き行はれてゐる。

その後本市に於ては游泳場が市民の保健上極めて適切なる施設であるのに鑑み、各區一ヶ所宛設置する方針をとり、昭和九年七月には豊田游泳場(南區)を、十年七月には兒玉游泳場(西區)、十一年六月には向田游泳場(中區)を開設した。併しその設備は兒玉游泳場の五十米競泳用プールを除いては何れも二十五米の練習用プール及徒涉池の設備を有するに過ぎない。

開場期間は何れも七、八、九の三ヶ月間とし、昭和十一年中に於ける入場延人員は三十六萬二千二百三人に達してゐる。使用料は一入一時間に付練習用プール五錢、競泳用プール十錢である。

(7) 各種社會教育事業

市民の資質を向上し、その自治心を涵養し乃至は情操を深めるため、本市に於ては一般市民を對象とし、或は青年勤勞

者、吃音者等特殊の者を對象とし、凡ゆる角度より社會教育事業を行つてゐる。

講習講座 時局に關する各種大講演會を約一ヶ月一回の割で開催し、尙講座として市民講座、商工青年講座を昭和三年以來毎年二十日の豫定で開催し、文化教材及商工實務的材料に依り一般講演と趣を異にしたる講習講座とし、その機能を發揮してゐる。

その他珠算講習、吃音矯正講習、青年勤勞者講習、青年修養講習等を適宜に開き、又天長節、紀元節その他皇室國家の慶事に際しては奉祝記念映畫大會を催してゐる。

縣に於ても文部省及關係團體との合同主催の下に毎年婦人講座及成人教育講座を開設し、前者に於ては家庭教育、家庭經濟、銃後の任務等に就て講話及協議會を行ひ、後者に於ては日本精神公民科並に時事解説等を科目とし、十回乃至十六回に亘り長期講習會を行つてゐる。その他昭和四年以來勞務者教育の爲勞務者輔導學級を設け、縣下各地の工場より推薦されたる優秀勞務者を以て學級を編成し、約二十日間に亘り昭和塾堂に於て勞務者の訓育を行つてゐる。

國民更生運動 急迫せる非常時局に際して難局打開に努める爲、縣に於ては政府の指示に基き昭和七年十月國民更生運動を起し、爾來市町村單位の社會教育委員會を本運動の中心機關たらしめ、その實績を擧げるに努めてゐる。本市に於ても縣の趣旨に基き本運動に必要な事業を種々行つてゐるが、縣に於ける事業として、男女青年中堅者、指導者の養成講習會、講演會、映畫會、パンフレットの刊行頒布等を行ふ外、國民更生運動強調週間を実施し、着々實績を擧げてゐる。

社會教育委員會 國民更生運動の徹底及一般社會教育の振興に資するため愛知縣社會教育委員規程が制定せら

公會堂 (庶務部所管)
名古屋市公會堂は鶴舞公園内にあ
る。今上天皇御成婚記念として計畫
せられたるもので、三年半の日子と
二百四萬餘圓の工費とを費して昭和
五年九月竣工した。建物は近世式鐵
筋コンクリート五階建の堂々たる建
築で敷地面積七百八十三坪、延坪三
千五百六十一坪、百萬大都市の應接
室として眞に相應しきものである。
大ホールは四百七十七坪二千七百人
の收容力を有し、その他大食堂、談
話室、特別室、日本間、娛樂室、婦
人室等の附屬設備二十三を有し、晝
夜の區別なく凡ゆる方面に利用され
市民の教養を促進する點に於て多大
の貢獻をなしてゐる。使用料は一日
全館二百圓乃至八百圓大ホール六十
圓乃至四百圓である。

れ、同規程に依りこれが設置を見たのは昭和七年十月であつて、現在委員會數百、委員數三千百餘名あり、聯區に社會教育委員會、各區毎に區社會教育聯合委員會あり、市に社會教育聯合委員會があつて夫々市區、聯區に適切なる實行事項を協定して、その實現を計つてゐる。その事業としては縣派遣の講師に依り聯區毎に講演會を開催し、又精神作興に關する各種の事業を遂行しつゝある。尙選舉肅正委員には社會教育委員を全部これに充て、社會教育と不離のものとして活動せしめてゐる。

時の記念日とマラソン競争 毎年六月十日時の記念日に際し國民更生運動強調週間の一行事として時間尊重の思想涵養のため時計、蓄音機會社、新聞社と合同主催の下に公園に於て時計祭を行ひ、中等學校、青年團員の市内循環マラソン競争、小學校兒童競争大會を開催して時間勵行の宣傳に努めてゐる。

美術展覽會 美術獎勵のため鶴舞公園内美術館及徳川園に於て昭和四年以來毎年十一月約十二日間に亘りて美術展覽會を開催する。日本畫、洋畫、彫塑、工藝及書道の五部に分ち、優秀の者には市長賞及褒狀を授けてゐる。

出品者は中部日本を始め全國に亘り年々三千點の多きに達し、審査は東京、京都の帝展審査員級の大家に委嘱する。近時本市に於ては各種美術展覽會が開催せらるゝに至つたのは市民の藝術趣味を向上せしめる上に於て誠に喜ばしい現象である。

市民ラヂオ體操の會 一般市民體育の向上を計るため、名古屋中央放送局及遞信局の主唱に依り縣市その他の諸團體合同主催の下に昭和七年以來毎年八月一日より一ヶ月間ラヂオ體操の會を催し、各聯區毎に毎朝小學校校庭乃至は神社境内を會場として集合し、その参加人員は一日一ヶ所平均千餘人の多きに達してゐる。昭和十年及十一年の八月には鶴舞公園に於て中央部の指導に依り全國中繼ラヂオ體操大會を開催した。尙百萬市民の體位向上を計り、併せて市民の武士道的精神を鼓吹するため昭和十一年度豫算に於て一萬三千餘圓を計上し、市民武道場建設の豫定である。

(8) 社會教育諸團體

本市に於ける主要なる社會教育關係團體を挙げれば次の通である。

名古屋市聯合青年團 大正八年十月從來市内各町に設立せられてゐた青年團の聯絡統一の必要上聯合青年團の發團式を挙げ、團長に市長を推戴し、主事及書記を置き團務に當つてゐる。

その組織は大體聯區青年團(八十三)町單位の青年團(三十六)及特殊工場の青年團(三)を以て構成されてゐるが、その中間の統制機關として各區別に區聯合青年團を設けてゐる。現在團員約三萬名である。

團の事業として主なるものを挙げれば、今上陛下御大典記念として昭和五年青年團へ御下賜の令旨を彫刻したる令旨碑を鶴舞公園に建設した外、毎年雄辯會、講演會、神社佛閣參拜、展覽會、演藝會を開き、又身心鍛鍊の爲團員訓練、運動競技會等を開催する。

本市青年團の沿革に於て特筆すべきは、本市が全國聯合青年團の發祥の地であるといふことである。即ち明治四十三年には愛知縣農會及教育會主催の下に名古屋市に於て全國青年大會が催され、大正十四年四月には大日本聯合青年團發團式並に第一回大日本聯合青年團大會が本市に於て開かれ、二萬五千の團員が團服で閉團式を受け、大いに全國的に青年團運動の氣勢を擧げたのである。

名古屋市聯合女子青年團 女子青年團は明治四十五年以來漸次自發的に設立せられて來たが、昭和二年九月聯

合女子青年團を設立し、目下加盟團體は四十五、團員六千三百名である。その主なる事業は講習講話會、教育映畫會、防空防護演習參加、昭和塾堂に於ける宿堂修養講習會等實際生活に適切なる技能を研磨せしめると共に情操陶冶、趣味の向上乃至は公共的精神の涵養に努めてゐる。

尙團員の修養目標を確立し、個性の發展と完成を計る爲、昭和五年以來技能章制度を設け、昭和十年には花嫁讀本の編纂、家庭寮の設置等本團の事業に劃期的發展を促してゐる。

名古屋市聯合少年團 市長を團長とし、健兒團(三十八)、少年赤十字團(五十三)、宗教少年團(六十四)等の少年教育諸團體を以て結成されてゐる名古屋市聯合少年團は、大正十五年設立の當時は僅に七團體の加盟を有するに過ぎなかつたが、その後少年團運動の擴充を計るため少年赤十字團及宗教少年團を糾合して規模の擴大強化を計つたのである。

本團の事業としては少年團指導者の爲に指導者講習會を開催する外指導者實習所を設けてゐる。又加盟團體相互の親睦を計り、團員の切磋琢磨に資せんが爲合同野營、動員訓練等を行ひ、最近は健兒カードの發行、特技考查、指導者資格認定、耐熱自轉車旅行等を行つてゐる。

青年商工實務研究會 本會は名古屋市聯合青年團の一事業として商工業に従事する團員の實務研究と經營能力の増進とを計るために設立せられたるもので、その指導精神は「職業即修養」であるとして、絶へず體驗的事實に即して人格の陶冶を計らんとしてゐる。創立昭和七年十二月、他の都市に見られざる特殊の存在である。研究項目は商工實務に關しあらゆる方面に亘つてゐるが、その主なるものとしては店頭裝飾、廣告實務の研究、發明の手引、年末賣出の研究、商店繁榮策、その他東西各都市への視察等である。目下研究會は月二回の集會を定期に開催さ

れ、研究生約三千名を擁する。

名古屋市聯合防護團 非常變災に際し、市民の自衛的行動に依る防衛救護の實を擧ぐる爲、昭和八年陸軍紀念日を卜して名古屋市聯合防護團の發會式をあげた。その組織は區及聯區を單位としての防護團より成り、青年學校、青年團、在郷軍人、婦人團體等迄も聯合編成され、以て都市の自治的防護の目的を達成せんとするものである。昭和十年九月の防空演習には市區役所防護團及特殊分團も參加して行はれた。現在防護團の下には聯區分團百七、工場分團九十四、特殊分團十二がある。

名古屋體育協會 本協會は大正十二年十月の創立で、専ら指導精神を百萬市民の體育獎勵と體位向上とに置き、兼ねて市内の體育團體との聯絡を圖り、一方各種の競技會、市民體育會、運動會の指導、講演、スポーツ映畫、會報發行等の諸事業を行つてゐる。

名古屋市教育映畫協會 昭和四年教育映畫の普及發達を計るため、教育映畫調査委員會の答申に基き設立されたもので、會員は主として小學校、中等學校、修養團體、會社工場等である。劇、漫畫、實寫、教材映畫、綜合映畫等各種のフィルムを藏し、會員には映寫機及フィルムの貸與は勿論、係員まで出張せしめて映寫の便宜を與へてゐる。尙、縣下及隣接諸縣までフィルムの貸出を始め、最近夏期には街頭映畫鑑賞會を行つてゐる。別に縣に於ても社會教育映畫班を設け、縣下各地に派遣し映畫教育の充實に努めてゐる。

在郷軍人會名古屋市聯合會 大正十五年九月の設立にして、その組織は聯區を單位とするものを本體とし、更に各區に於ける聯合分會及海軍部とによつて市聯合會が結成され、目下分會數百二十三、會員數三萬二千四百十四人に達してゐる。時局及軍事に關する講演會、展覽會、非常變災訓練等の諸事業を行ひ、各分會は近年特に青

年學校に對して指導員を選出し、生徒の入學出席に對して後援を爲す等社會教育に貢獻する處極めて大なるものがある。

(9) 史蹟名勝天然記念物

本市に於ける指定史蹟は名古屋城本丸、明治天皇名古屋大本營(東別院)、明治天皇八丁畷御野立所及八幡山古墳の四ヶ所である。その他主なる史蹟としては古渡城址、舊藩學聖堂、明倫堂、平手政秀墓所、小林城址、川村瑞軒宅址、星野勘左衛門墓所、岩塚城址、御所屋敷址、稻葉地城址、藤原師長公謫居址、御器所西城址、上野城址、末森城址、長屋六左衛門墓所、裁斷橋址等がある。天然記念物には名古屋城の櫓がある。國寶には熱田神宮、七ツ寺、寶生院等の所藏品を始め約六十點、國寶建造物には名古屋城、熱田神宮海上門、鎮皇門、七ツ寺本堂、東照宮等を始め九ヶ所ある。本市に於ては夫々保存施設を講じ、既に大正六年以來二十ヶ所の史蹟顯彰の碑を建てゝゐる。(詳細は觀光の編参照)

社會事業

一 概 説

都市經營上社會問題に關する對策が、愈々重要性を加へ來つた事は蓋し當然の事である。本市に於ても法令に基く社會事業施設は勿論、事業の全面に力を注ぐと共に能く社會事情の變遷に照應し、進んで從來の事業に檢討を加へ、その合理化を圖りつゝある。

(1) 沿 革

本市社會事業體系が漸く基礎附けられたのは、大正八年四月救護課設置以來の事である。當時に於ては専ら救護事業を主としたのであるが、その後社會情勢は福利施設の設置を必至とするに至つたので、大正九年四月社會課と改め、社會施設の全分野に亘りその整備に努めたのである。爾來施設の増施と事務の輻輳とに依り、從來教育部に屬してゐた社會課は、昭和三年一月昇格して社會部と改稱したのであるが、更に昭和八年十月庶務課、事業課の二課に分課して今日に至つてゐる。

(2) 社會事業の變遷及現況

本市に於ては市制施行の翌年即明治二十三年度の豫算歳出經常費中救護費を設け、市内の窮民救助に充つることとなり、先に明治七年に發布されたる縣令恤救規則に依り名古屋市救助費支辨規則を設け、養護人なき老幼癡疾者あるときは市參事會は調査の上これを救助することとした。その他行旅病人及死亡人に就てもその取扱等に關しては、早くより縣令その他の法令に基いて救護事業を行つてゐたのである。その後遅々として進まなかつた社會事業は、歐洲大戰に因る社會事情の一變に伴ひ、茲に從來の不振を破つて活躍の歩を進むるに至つた。即ち物價昂騰に依る市民生活の不安はその極度に達し、救貧防貧施設の急施を餘儀なくせしめ、更に大正七年に勃發した米騒動はこの機運を大いに促進したのである。

これより先本市に於ては大正二年 明治大帝御聖徳記念事業として救濟院（現在の東山寮）建設の計畫をなしたのであるが、その後幾多の社會立法制定せられるに及んで、本市に於てもこれに伴ひ大正七年十一月經濟保護施設として先づ東公設市場（産業部所管）を開設し、更に市營住宅、宿泊所、公益質屋を設置し、失業保護施設として職業紹介所を設け、一方大正十四年より失業應急事業を行つて來た。又醫療保護事業として診療所、八事療養所、市民病院等、兒童保護事業として保育園、教化施設として平野町購買會及び近く竣功する社會館等社會事業のあらゆる方面に亘り施設經營するに至り、斯くて本市社會事業は大正七年前にあつては極めて狭少なる範圍に於ける消極的施設に過ぎなかつたが、同年を境として近代的の形式と内容を備ふる積極的防貧施設へと進展したのである。この間の事情は次表にも示す通であつて、昭和十年度社會事業決算總額は二百二十七萬九千餘圓に達し、これを大正八年度の八萬二千餘圓に比べれば約二十八倍の大膨脹を來たし、轉た隔世の感ありと云はねばならない。斯くの如く經費の膨脹は社會情勢の急激な變動に依り社會事業施設の擴大を餘儀なくせしめたものであるとは云へ、又一面本市の社會事業が如何に發展しつゝあるかを如實に物語るものである。

社會事業費調

年 度	經 常 部	臨 時 部	計	膨脹指數
大正五年	二、六二二	一、五五〇	四、一七二	1
大正八年	四、八四九	七、三五六	八二、二〇五	一〇〇
大正十一年	二四、八六六	八九、九二六	一一四、七九二	一三九
大正十四年	五二、〇八〇	六九三、三三一	七四五、四一一	九〇六
昭和三年	八二、〇五二	五六二、五四九	六四四、六〇一	七八四
昭和六年	二二三、四四六	二、二九六、一四二	二、五二九、五八八	三、〇七七
昭和十年	二七八、七一〇	二、〇〇〇、四六〇	二、二七九、一七〇	二、七七九

註 社會部所管のもののみを掲ぐ但し大正十四年度以降は失業應急事業費を含む。

概 説

二 救護事業

(1) 救護法に依る救護

我國に於ける救貧制度としては僅に明治七年大政官達恤救規則があつたばかりで、而もその内容に至つては非常に不備であつた。然るにその後社會情勢は益々救貧施設の急施を必要とするに至つたので、遂に昭和四年四月救護法制定せられ、同七年より施行せられることとなつたのである。併し乍ら本市に於ては既に早くより窮民救助に關する規程を設けて救助して來たが、大正十三年三月新に窮民救助規程を設定し、老幼不具廢疾にして自活困難の者が救助を申出たとき、又は警察官署その他より申出あつたときは、區長は直に實情を調査し、食費として大人一日に付十錢、小人五錢の割を以て救助して來た。然るに前述の如く救護法制定せられるに及んで、これが實施の下準備として豫備調査及研究協議を重ね、本法の圓滿なる運用を期したのであつた。その結果昭和六年十二月末限り窮民救助規程に依る救護事業はこれを廢止した。昭和十年度に於ける取扱概況は左の如くである。

救護異動狀況

救護の種類	救護の方法	市		縣	
		前年より の越員	救護の開始 停止及死亡	前年より の越員	救護の開始 停止及死亡
生活扶助	居宅	二、七九	九三〇	二、六六	三、〇〇
	收容	三〇九	一、〇五三	二、〇〇	三、〇〇
醫療	居宅	(一三〇)	(七四)	(一三〇)	(三)
	收容	(二八六)	(四〇七)	(一〇)	(四)
助産	居宅		一〇		
	收容				
生業扶助	居宅	二、八五	九六三		
	收容	(三三)	(七四)	六	(三三)
計	居宅	二、八五	九六三		
	收容	(三三)	(七四)	六	(三三)
計		二、八五	九六三	六	(三三)
計		(三三)	(七四)	(一〇)	(四)
計		(二八六)	(四〇七)	(一〇)	(四)

註 一、括弧内の數字は二種以上の救護を受ける者を救護種類關の順序に依り再掲したるものを示す
 一、救護法施行細則様式に依る

救護の種類	救護の方法	市		縣	
		實人員	延人員	實人員	延人員
生活扶助費	居宅	三七九	一、〇七、八四四	四一	五、七五七
	收容	七三六	二二、三三六	七〇	七、九七七
金額		三四、五九〇	三三、四一〇	一一、〇三三	五、六六六

社會事業

計	居宅		居宅		居宅		居宅		計
	收	居容	收	居容	收	居容	收	居容	
醫療費	(二二)	1,110	(二二)	1,110	(二二)	1,110	(二二)	1,110	166
助産費	(六四)	1,077	(六四)	1,077	(六四)	1,077	(六四)	1,077	30
生業扶助費	(三三)	1,011	(三三)	1,011	(三三)	1,011	(三三)	1,011	5,218
計	(六九)	3,208	(六九)	3,208	(六九)	3,208	(六九)	3,208	1,405
計	(三三)	1,011	(三三)	1,011	(三三)	1,011	(三三)	1,011	3,418

註 一、括弧内の數字は二種以上の救護を受ける者を救護種類欄の順序に依り再掲したるものを示す。
一、救護法施行細則様式に依る

(2) 軍事救護

軍事救護法に依る傷病兵、その家族若は遺族に對する救護取扱狀況は次の通である。

救護種類	人員	生活扶助	醫療	助産	生業扶助	埋葬
實人員	1,077	(三三)	一	一	一	一一
救護金額	321,047	84	八	一	一	134

註 一、昭和十一年度分を掲ぐ

一、括弧内の數字は二種以上の救護を受ける者を救護種類欄の順序に依り再掲したるものを示す

(3) 失業労働者救済

昭和七年六月より本市に於ては内務省より三井家寄附金の配當を受け、失業労働者に對する食糧補給事業を實施してゐる。給與には一定の條件を定め、有家族者には一日一人に付白米二合五匁、獨身者には指定食券二枚を給與しつゝある。尙下級船員に對しても右に準じて給與してゐる外、労働者自彊會員に對しては雨天に限り一人につき食券二枚を給與してゐる。昭和十年度中に於ける取扱狀況を見れば食券交付人員一萬九千六十八人、白米券交付世帯數二萬五千百九十、白米交付世帯數二萬五千百十五に達してゐる。

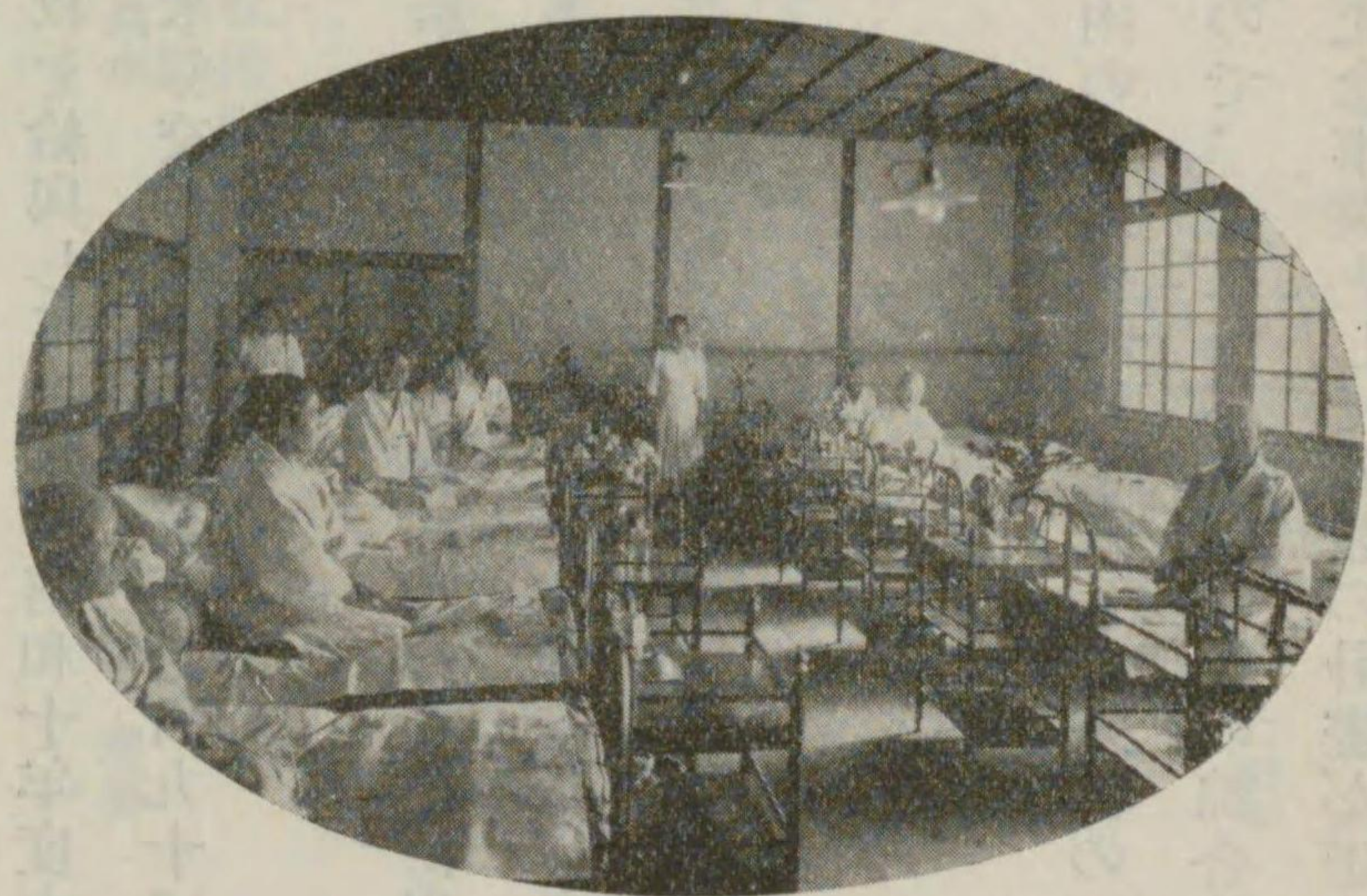
以上の外本市に於ては昭和二年以來毎年歳末同情金募集を舉行して、貧困者迎春の資を供與して來たのであるが、市民の理解は漸く深まりその成績良好である。即ち昭和十一年末に於ける募集金額は三萬二千百六十七圓八十五錢に達し、カード階級者に對しては各區役所より、失業労働者に對しては各労働紹介所を経て夫々給與してゐる。

(4) 東山寮

行旅病人、行旅死亡人及精神病者の救護は、從來市より市内の私立病院に依託して來たのであるが、かくては救護の完きを期することは到底不可能であるので、これ等不幸なる者の綜合的施設が必要が大いに認められ、大正二年一月 明治大帝御聖徳記念事業として建設の計畫が進めら

れたのである。かくてその資金はこれを積立金に求め、遂に大正十二年度より十五年度に至る四ヶ年繼續事業として創設費三十一萬七千餘圓を投じ大正十五年四月完成を見るに至つたのである。

その後昭和四年に至り肺結核患者及乳幼児の爲に二棟を増築したのであるが、收容患者は逐年増加する一方にあり收容舎の模様替などして應急の措置を採つて來た。更に昭和七年四月より救護法に依る救護施設としての認可を受け、益々狹隘不便を感ずるに至つたので、篤志家より病舎建築資金や敷地の寄附の申出があつたのを機會として、昭和七年三月より大增築に取りかゝり八年三月を以て竣功するに至つた。



東山寮第一婦人室

棟より成る普通病舎あり、その他に老衰不具廢疾收容舎、精神耗弱者收容舎、結核患者收容舎、乳幼児收容舎あり、病舎内にはレントゲン室及標本室までも備へ、醫務局及藥局その他特殊患者收容室、産室等療養所として必要なる設備は殆ど設けられてある。

東山寮施設一覽

位置	開設年月日	面積	積創設費	收容定員
南區彌富町	大正十五年	敷地 四、七八九坪	土地買收費 五七、六九二円	行旅病人窮民 一二二人
蜜柑山一	四月一日	建坪 二、二五三	建設費 二五九、九八六	老衰不具廢疾者 九〇人
				精神耗弱者 六五人
				乳幼児 三五八
				結核患者 四
				癩患者

救護費支出限度		救護費支出限度		救護費支出限度	
居宅	生活扶助	一人一日 二五錢	一圓	救護	醫療
	助産	一人一日 一五錢	七圓		助産
	生活扶助	一人一日 四〇錢	三〇錢		埋葬
	醫療	一人一日 四〇錢	四〇錢		
	助産	一人一日 四〇錢	四〇錢		
	埋葬	一件	一〇圓		
	其他	同 二五錢			

收容患者に對してはその慰安と善導とに努め、收容者にして特に支障のない者に限り構内運動を奨勵し、作業に耐へ得る者に對しては勞働に従事せしめ、空地を利用して花卉の栽培をなさしめてゐる。又内職の出来る者は就業せしめ、その工賃の三分の一は現金にて交付し、殘金は退寮の際旅費その他の爲に貯金せしめてゐる。

昭和十年度に於ける取扱狀況を示せば次の通である。

社會事業

種別	行旅病人	精神病者	癩患者	救護法該當者	救護法に該當せざる市窮民	他市町村委託患者
在寮人員	三	—	—	三四	—	—
救護延人員	三八・三五	—	五三	六六・九	五・五五	—
一日平均在寮人員	一四・八	—	一・六	二九・五	一四・二	—
					〇・三	—
					一〇・二	—

(昭和十一年三月三十一日現在)

尙本市内に於ける一般救護施設として左の如きものがある。

名	稱	位	置	代表者	職員
財團法人	愛知育兒院	中區	南山町七	青井恒次郎	九
財團法人	名古屋養育院	南區	呼続町南畑	有阪泰忠	六
財團法人	名古屋養老院	中區	養老町二ノ一	淺野儀助	六
社団法人	愛國婦人會愛知支部	東區	西新町一ノ七	知事夫人	一〇
社団法人	日本赤十字社愛知支部	中區	下笹島町八一	知事	一〇
社団法人	帝國軍人後援會愛知支部	愛知縣	廳内	知事	一〇
愛知縣	國防義會	愛知縣	廳内	知事	一〇

(5) 方面事業

方面委員 方面委員制度は貧民救護機關の最も基礎的なもの、又社會事業の補助機關中最も優秀なるものとして普く世に認められてゐる。我國に於ては大正六年岡山縣に濟世顧問の名の下に採用せられたのが最初であつて、この種の制度は全國的に普及發達し、現在委員數は約四萬名に

及んでゐる。本市に於ては直接方面委員を設置することなく、専ら縣に於て任命してゐる。即大正十二年七月愛知縣方面委員規程が發布され、同年八月市内舍人、清水、下奥、笹島、押切、新道、旗屋、熱田傳馬の八方面に亘り委員數四十名を以て創設されたのである。その後本制度に對する社會的必要益々加はると共に、次第にその普及充實を見るに至り、昭和七年救護法の實施と共に方面委員は救護法の委員を兼ねることになり、昭和十一年三月末現在に於ては五十七方面、委員數四百五十名(定員)を算するに至つたのである。

方面委員の職能は市内居住者の生活状態を調査し、その指導向上を計り、以て社會共存共榮の實を擧げんとするものであつて、頗る多方面に亘つてゐる。昭和十一年三月末現在に於ける本市内要保護者世帶數は二千八百七十二、その人員一萬五百五十人に達し、方面委員は専らこれらの要保護者を對象としてあらゆる方面から救護の方法を講じつゝある。

昭和十一年三月中に於ける取扱件數を示せば次の如くである。

種目	東區	西區	中區	南區	計
社會調査	一、〇三七	一、〇四四	一、二四〇	一、二二八	四、五四九
教化向上	三六	二五	一七八	五四	二九三
金品給與	一、六〇九	一、五三五	一、七二九	一、〇九二	五、九六五
保護救濟	九〇	八二	一三三	一三六	四四一
保健救療	三、七二一	二、〇三一	三、二二四	二、〇四七	一、一〇二三

救護事業

相談指導	二〇三	一〇六	二一八	二九三	八二〇
戸籍整理	一七五	六七	二〇九	一一九	五七〇
幹旋紹介	四二	四三	九七	六五	二四七
児童保護	三〇四	二八五	二七三	一六九	一〇三一
その他	三〇六	一一八	五四〇	一七六	一、一四〇
計	七、五二三	五、三三六	七、八四一	五、三七九	二六、〇七九

方面事業の助成 方面事業の改善並に聯絡統一を計り且その活動に必要な資金を得る爲に、助成機關として左の如きものがある。

愛知縣方面委員助成會聯合會 本會は縣下各方面事業助成會を以て組織し、(1)方面事業の改善發達を促し(2)斯業に關する知識の普及増進を計ると共に(3)縣下方面事業の聯絡統一を行つてゐる。

財團法人名古屋市方面事業助成聯合會 從來本市各區に於ては夫々助成會を組織し、方面委員の事業を援助して來たが、助成會の聯絡統一を圖り、併せて事業の改善發達並に斯業に關する知識の普及増進に資する目的を以て、昭和三年五月市役所内に本會の設置を見たのである。本會事業の財源は縣、市の補助金、寄附金及雜收入であつて、これを以て各區助成會への獎勵金の交付その他の救護事務を行つてゐる。尙昭和三年十二月歲末同情義金の處分殘餘金の交付を得て、昭和四年より市内の住民であつて、生業の爲資金を要する者に對し、一世帶五十圓を限度として生業資金を貸付る所謂生業資金貸付事務を開始し、防貧救貧事業の第一歩を進めたのである。更に昭和五年九月に至り基金管理規程を設け、二萬五百圓の指定寄附金をこれに繰入れるに及んで、會の基礎漸く鞏固となり、益々事業の進捗を見るに至つた。

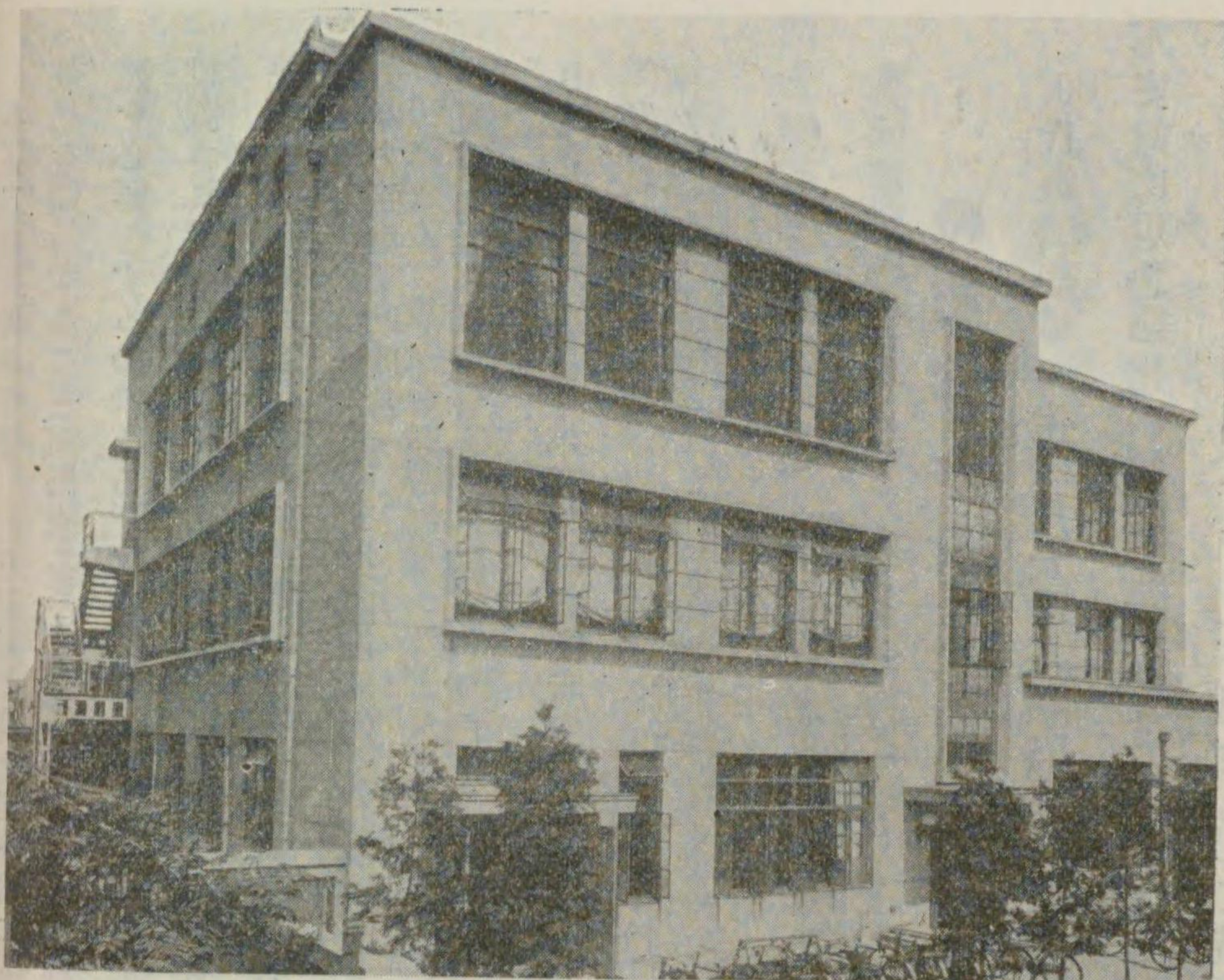
各區方面委員助成會 元來方面委員は經濟的にも時間的にも相當の餘裕ある篤志家に委嘱して、初めて其の効果を期待することが出来るのである。従つてこれが運動を活潑にする爲には、外郎より援助する強力なる團體を必要とするのである。この趣旨に基き本縣に於て方面委員が設置せられて間もなく南區方面事業助成會が設置され、漸次各區に助成會が設立されるに至つた。今その概要を摘記すれば次の通である。

名 稱	位 置	設立年月	事 業
財團法人 東區方面事業助成會	東區役所内	昭和二年五月	診療所、小兒保健所、人事相談所、社會館
西區方面委員助成會	西區役所内	大正十五年四月	人事相談所、母子寮、診療所
中區方面委員助成會	中區役所内	大正十四年十二月	方面委員取扱上の助成、生活上施設の助成、要保護者の救護
南區方面事業助成會	南區役所内	大正十四年九月	診療所、人事相談所、有隣館

三 失業保護事業

(1) 職業紹介所

近代經濟組織の生んだ大なる缺陷は失業者の慢性的存在を餘儀なくせしめ、延いて社會人心の不安竝に思想惡化の傾向を生じたことである。殊に歐洲大戰後の不況襲來と共に勞働者保護の必要大いに叫ばれ、國家はこれが對策として職業紹介所の設置並に普及増加の必要を認め、大正十



中央職業紹介所

年に至り職業紹介法が制定せられるに至つたのである。

其の後職業紹介所の機能は漸次擴大強化せられたので、昭和十一年に至り職業紹介法の改正を見るに至つた。その結果昭和十一年九月職業紹介事務局が廢止され、これに代るべきものとして本縣には職業課が設けられたのである。

公共團體が職業紹介所を設置したのは東京市が嚆矢であり、本市に於ても既に早くよりこれが、設置の必要を認めてゐたのであるが、大正九年三月突如襲來した財界の恐慌に因り商店、會社、工場等特に大打撃を受け、その結果失業者は急激に増加し、人心大いに動搖し

たので急遽對策として、區役所に於て臨時職業紹介事務を開始し、専ら失業者の就職斡旋に努力することゝなつた。大正九年十月に至り中區西洲崎町に新築中の職業紹介所が竣功したので、直に事務を開始し、同時に區役所の臨時職業紹介所の事務を廢止したのである。その後職業紹介法施行と共に紹介事務は順次統一組織化され取扱件数は逐年増加し、遂に職業紹介所増設の必要を痛感するに至つたので、大正十三年四月熱田職業紹介所を開設し、次いで昭和二年八月千種職業紹介所を開設した。一方西洲崎町に開設した職業紹介所は事業の發展と共に狹隘を感ずるに至つたので、大正十三年四月中區西日置町に移轉改築し、名古屋市中央職業紹介所と改稱したのである。その後取扱数は益々激増するに至つたので、職業紹介所創設費十五萬一千九百餘圓を計上し、西區天神山に押切職業紹介所を新設し、同時に中央職業紹介所を昭和七年十一月現在地たる中區丸田町一丁目に移轉したのである。

職業紹介所施設一覽

名稱	位置	創設年月	創設費	面積	取扱部門
中央職業紹介所	中區丸田町一ノ五	大正九年十月	一三、七三三 円	敷地 三〇〇 坪 建坪 五八	一般部、少年部、給料部 婦人部、軍人部 授職部、熟練工部、

失業保護事業

熱田職業紹介所 南區熱田東町字御田二一 大正十三年四月 三、四三 〇二 〇 軍人部、熟練工部
 千種職業紹介所 東區千種町字西裏一一一 昭和二年八月 一六、三三七 〇五 〇 〇
 押切職業紹介所 西區北押切町字天神山一四 昭和六年七月 九、六六六 〇七 〇 〇

職業紹介事業は漸次専門化し、分科するに至つたので、現在中央職業紹介所に於ては事務取扱上一般部、熟練工部、婦人部、少年部、給料部、授職部、軍人部及庶務係、聯絡統計係及求人係の七部三係に區分してゐる。而して一般部は一般男子、熟練工部は技術職工、婦人部は一般婦人求職者及臨時派出婦の斡旋事務を行ひ、少年部は十七歳未満の男女年少者、給料部は知識階級に屬する求職者、授職部は筆耕、謄寫、翻譯等各種作業の授職事業、軍人部は除隊兵、在郷軍人等を對象とし、庶務係は中央並に各職業紹介所の庶務會計を、聯絡統計係は市内及縣下各紹介所間の聯絡紹介及愛知、岐阜、三重三縣下各職業紹介所間のラデオ、新聞を利用しての開拓事務を、求人係は一般部及婦人部の求人受付を取扱つてゐる。最近に於ては同紹介所では社會狀勢が直に立派に働く人を要求してゐる現狀に顧みて、速成女中養成所及熟練工養成所を設置すべく目下考究中である。千種、熱田、押切の三職業紹介所に於ては熟練職工及除隊兵、在郷軍人に對しては中央職業紹介所同様熟練工部、軍人部を設けて専門的に取扱ひ、その他は部門を分けてゐないが、男女の出入口を別にし、その紹介を便にしてゐる。

昭和十年度に於ける取扱狀況を示せば左の通である。

職業紹介所取扱成績

區	一般部	婦人部	求人數	求職者數	就職者數	求職者に對する就職者の割合
給料部			二、七二〇	八、四五九	一、九七七	二一・一
少年部			一三、九八六	八、五五六	一、四九六	一七・五
熟練工部			一、〇五九	二、二三三	四三二	一九・三
軍人部			七五七	二五三	六二四	二四・六

(2) 勞働紹介所

土方、人夫、仲仕、雜役夫等所謂日傭勞働者の需給に關しては、特に専門的の技術を要するの
 で、大正十三年日置勞働紹介所を、昭和二年熱田勞働紹介所を、昭和六年大曾根勞働紹介所を開
 設し以て日傭勞働者の失業増大に備へて來た。

勞働紹介所施設一覽

名	稱	創立年月	敷地	坪數	建物	數	失業勞働者登錄數	創設費
日置	勞働紹介所	大正十三年十一月	一六〇	一四三	五九六	六、四〇七		
熱田	勞働紹介所	昭和二年九月	一一〇	五〇	三三五	八、九五二		
大曾根	勞働紹介所	昭和六年五月	一六九	五八	四二七	一五、六四六		
註		失業勞働者登錄數は昭和十一年十二月末日現在に據る。						
			一、三五八					

今昭和十年度に於ける勞働者の取扱狀況を見れば次の如くなつてゐるが、最近に於ては財界、
 事業界好轉の餘勢を受けて勞働者の失業狀態は著しく緩和されてゐる。

勞働紹介所取扱成績

紹介所別	求人數	求職者數	紹介者數	求職者に對する紹介者の割合%
日置	五〇,九九八	七〇,〇八二	五〇,五三八	七二・一
熱田	四五,九三八	五〇,三二四	四五,二二八	八九・九
大曾根	二五,〇七二	二七,一一八	二四,四四二	九〇・〇
計	一二二,〇〇八	一四七,五二四	一二〇,二〇八	八四・〇

以上の外私設の職業紹介機關として愛知職業紹介所及名古屋基督教青年會職業紹介所があつて、夫々紹介機關としての使命を果してゐる。

(3) 失業應急事業

一般勞働者失業應急事業 本事業は大正十四年初めて起興し、失業勞働者の救済に努めて來た。その後經濟界の不況益々深刻になると共に、失業者の増加も亦驚くべきものがあり、政府は遂に失業救済事業の實施方を公共團體に勸奨し、勞力費を國庫より補助するに至つた。更に昭和五年度からは、冬期及夏期に限られてゐた救済事業を必ずしもこれのみに限らざることとしたので、この種の事業も大いに隆盛に赴いたのである。併し乍ら最近に至つては經濟界好轉し、剩へ本市に於ては大建築物の建設時代にあるので失業勞働者の數も大いに減じて來た。最近施行されたる失業應急事業は左の通である。

年度別	區別	事業種目	事業費豫算額	勞力費豫算額	勞働者使用豫定人員	工事着手年月 同 終了年月
昭和九年度	第三回失業	下水道工事	三三,三三六	八〇,四三三	六九,五四九	昭和九年十一月 昭和十年九月
		街路鋪裝に伴ふ地下埋設物整理工事	六三,三三九	一五,〇二六	一一,九五四	昭和九年九月 昭和十年十月
		街路鋪裝及橋梁改築工事	一〇六,八四四	三三,〇七八	一六,一三六	昭和九年八月 昭和十一年三月
昭和十年度	第四回失業	街路鋪裝工事	八七,八四六	一六八,七〇三	三五,六八八	昭和十年十一月 未定
		下水道工事	五九,七四五	一四八,四〇二	三五,六三九	昭和十年十二月 未定
昭和十年度	第四回失業	街路擴築工事	四九,三九三	一〇五,五三三	八〇,七三三	昭和十一年一月 未定
		計	三,二七三,二二三	七三六,二七三	五七六,三三三	

尙昭和十年度に於ける失業應急關係事業紹介成績は、求人數四十一萬二千六百七十二人、求職者數四十五萬七千九百三十六人、紹介員數三十九萬二千七十七人である。

小額給料生活者失業應急事業 智識階級の失業状態は一般勞働者のそれより尙深刻なものがあ

る。昭和十年四月現在に於ける本市給料生活者の失業者推定数は千八百二十六人で内救済を要する者六百四十五名に達してゐる。昭和十年度に於ける事業概要は左の通である。

事業種目	事業費豫算額	就業者手當豫算額	使用豫定延人員
工業調査	九、八八四 _円	四、一四八 _円	三、七六八
社會事情調査	一六、〇九一	一一、四三五	一〇、三六二
計	二五、九七五	一六、五八三	一四、一三〇

尙本市に於ては失業労働者に對し、徒に消極的なる救済事業に満足せず、積極的な教化訓練を行ひ、常備労働者として更生せしめる爲、昭和十年他の大都市に率先して失業登録労働者更生訓練事業を實施した。その成績は大いに見るべきものあり、訓練を受けた労働者は總て就職し更生の途に進みつゝある。

(4) 就勞統制事業

本事業は失業應急事業に従事する労働者の就勞統制を圖り、失業狀況に應じて事業の調節を行はんとするもので、統制事務の主なるものは査察及關係機關との聯絡であつて、昭和七年十一月より専任の職員を設置し、目的達成に努めてゐる。

(5) 授産及授職事業

授産事業 本市に於ける授産事業は、少額所得階級の家庭の婦人に、家内手工業的職業技能を授け、同時にこれに依り工賃を與へて家庭収入の増加を計らんとする目的を以て開始せられたのであつて、その最初は大正十五年副業講習會と稱して編物、袋物講習會を開催したのに始まる。次いで昭和三年二月に講習會場を千種職業紹介所に假設し、ミシン洋裁講習會を開催し、更に篤志家の建物寄附に依り、東區百人町へ移轉すると共に名古屋市授産場と改稱したのが昭和四年である。

今最近に於ける事業概況を擧げると、昭和九年四月にはミシン洋裁講習會を開いて好成绩を擧げたのを始めとし、更に昭和十年二月及三月に半襟、刺繡講習會を開催して熟練婦女子を養成した。授産事業の經營は總て委託式で賃銀は出來高拂に依つてをり、授産方法は集合授産を行つてゐる外分配授産の效果的なるに鑑み、この方面に特に力を注いでゐる。

尙初めての試みとして昭和十一年六月授産場製作加工品廉賣會を中區役所に於て開き、刺繡、半襟各種ミシン加工品等を廉賣したが、何れも市價より遙に安く頗る好評を博した。

授職事業 授職事業は昭和五年二月施行されたる衆議院議員總選舉に際し、その政見發表文書の宛名書及封入折込等の臨時事務の申込を受けたので、千種職業紹介所これを斡旋して授職した

のがその最初である。昭和七年十一月に中央職業紹介所に移管すると共にその範圍を擴大し、筆耕、謄寫、翻譯等を開始したのである。爾來中央職業紹介所に於ては筆耕及工賃副業に二分し、筆耕は知識階級に屬する求職者に、又工賃副業は一般求職者に授職しつつあつたが、昭和十年十二月限り工賃副業を廢止した。然し千種、熱田、押切の各職業紹介所に於ては今尙輕易なる工賃副業を授職してゐる。

(6) 其の他

名古屋市勞務者共濟會 失業勞働者の災害共濟並に失業共濟を主要目的とし、更に一般福利事業を行ふ爲に昭和六年設立せられたのである。昭和八年以降毎年御下賜金拜受の光榮に浴し、且内務省より助成金の交付を受けて、その基礎は愈々鞏固になりつゝある。

名古屋市職業輔導會 畏くも東久邇宮殿下より賜つた御下賜金を基礎とし、昭和八年二月就職者並に求職者の職業輔導及保護指導を目的として設立せられたのである。その事業としては中等學校出身求職者職業輔導講習會、就職者慰安會、優良勤績者表彰等を行ふ外、市内各小學校と聯絡して卒業せんとする者に對し、適性検査その他の職業指導を行ひ非常な成績を擧げてゐる。

移殖民事業

昭和七年ブラジル移民の爲、商工會議所内に海外移住相談所が設立されたので、

本市も大いにこれが獎勵に盡力し、爾來愛知縣海外移住組合、愛知縣海外協會と提携して映畫にパンフレットにその普及宣傳を圖つてゐる。

四 經濟保護事業

(1) 住宅

大正七、八年頃住宅需要の激増に依つて未曾有の住宅難が襲來したので、市費支辨に係る吏員、學校職員等に貸與するの外、中流以下の市民に對し低廉且衛生的なる住宅を提供し、居住の安定を與へると共に、生活改善を促す目的を以て、資金を大藏省或は逓信省に求め、低利資金總額百拾萬圓の貸付を得て、大正九年以降市營住宅を經營したのである。その後社會情勢の變遷と住宅組合の發達とに依り市營住宅の需要は大分減殺されたので、昭和六年十一月以來四十六戸を賣却し、更に昭和十一年二月には天神山及北押切町の住宅を廢止したので現在は百七十一戸である。

名	稱	位置	戸數	敷地坪數	建坪數	創設費	家賃	使用開始年月
新出來町住宅		東區新出來町	一五	五三・三四 ^坪	三〇・六 ^坪	五、〇〇〇 ^円	最高 三、〇〇〇 ^円 最低 九、〇〇〇	大正九年十月

經濟保護事業

菊井町住宅	西區菊井町	三	六、四二	四三、〇〇	二〇、六四	最高三、〇〇 最低九、〇〇	大正十年四月
新尾頭町住宅	南區新尾頭町	三	三、四六・七	八五、七三	二七、二五	最高一七、五〇 最低九、五〇	大正十年七月
千種町住宅	東區神田町	三	一、五〇・〇〇	五五、九四	一四、三六	最高一〇、〇〇 最低九、五〇	大正十四年七月
西日置町住宅	中區西日置町	五	四二、〇〇	六〇、五〇	一〇、六〇	最高二、〇〇 最低二、〇〇	大正十五年四月
南山住宅	中區廣路町	六	二五、三四	八〇、五	一九、三三	最高二、〇〇 最低二、〇〇	昭和二年四月
東山住宅	南區彌富町	二	一四、八四	二五、〇五	三、四〇八	五、〇〇	"
豊田町住宅	南區豊田町	一	一九、三五	一八、〇〇	—	六、〇〇	"

註 市内の空家状況に鑑み、昭和九年三月一日より最高一割八分最低五分の家賃値下を行った。

尙市内に事務所を有する住宅組合の概況は左の通であつて、住宅組合法に基き市長が第一次監督を行つてゐる。

(2) 共同宿泊所

區別	組合數	組合員數	出資金	低利資金及特殊銀行借入決定額	同上に依る建築棟數
東區	三一	二七七	五〇五、一〇〇 円	四七一、〇七九 円	二八八
西區	三	四四	四七、七〇〇	四五、三一五	五四
中區	一五	一六二	二八三、三〇二	二六五、四五〇	一六七
南區	二〇	二〇七	三七四、四〇〇	三五二、七三二	二〇四
計	六九	六九〇	一、二一〇、五〇二	一、一三四、五七六	七二三

(昭和十年三月末現在)

經濟界の不況に伴ひ失業労働者激増し、その生活状態は益々窮迫の度を加へ來つたので、これ等住居を有せざる獨身労働者、失業労働者その他収入極めて少額なる人々の爲に、本市に於ては大正十四年三月日置共同宿泊所を建設し、これより先大正八年三井家寄附金に依り無料宿泊所二ヶ所を建設したが、昭和十一年十月一日より有料に變更した。尙熱田共同宿泊所に附設したる下宿部は、労働者の簡易住宅施設としての役割を果しつゝある。

共同宿泊所施設一覽

名稱	位置	敷地坪數	建坪	定員	創設費	開設年月
日置共同宿泊所	中區西日置町	五七	五三	三三	八、七四 円	大正十四年八月
熱田共同宿泊所	南區熱田東町	九五	六三	〇〇	一六、七三	昭和二年一月
大會根共同宿泊所	東區東大會根町	二九〇	六二	七四	一六、三三	昭和八年一月
築地共同宿泊所	南區高砂町	三〇	二六	一八	一五、三七	"

宿泊者は總て男子に限り、下宿部を除く外は一泊主義を採つてゐる。各宿泊所には神壇を設けて、祖神崇敬思想の養成に、又講話を以て思想の善導に努め、或は慰安會を開催して動もすれば荒寥に陥らんとするを防ぎ、他面共助會を設けて貯金を奨励し、以て更生の資に供せしめつゝある。最近殊に本市内の就労状況の好調と共に止宿者の中にも相當の貯金をなすもの多く、從來宿泊

者が就勞した場合、一日三錢乃至五錢の感謝貯金を爲さしめて來たが昭和十一年六月現在に於ける前記四宿泊所の感謝貯金總額は八百三十五圓に達し、この外各宿泊所長の手許で保管してゐる金額は千二十七圓、個人的になしてゐる郵便貯金は約千五百圓の多額に上つてゐる。

宿泊所の設備としては各宿泊所とも事務室の外に應接室、講堂、足洗所、洗濯所、理髮所、賣店等がある。尙築地、大會根の共同宿泊所では人事相談室の設備を設けて夫々便宜を計つてゐる。

區別	昭和九年年度		昭和十年年度	
	延人員	一日平均 宿泊料	延人員	一日平均 宿泊料
一泊部 有料	九、六五	二、八三	二四、八四	三、五三
一泊部 無料	五、六一	一	五、四三	一
下宿部	三、四一	二、六三	二、八一	三、五九

其他 市設宿泊所の附帶事業と見らるべきものに公衆食堂、賣店、理髮所等あり、昭和十年度に於ける成績は左の通りである。

區別	入場延人員	賣上高	摘要
公衆食堂	六八四、八九三	六〇、七九〇 ^円	朝食 一六〇錢
賣店	一五〇、三〇八	一一、七六〇	晝夕食 一〇〇錢
理髮所	二四、五一五	四、二九〇	普剃及子供 一一、五三錢

尙市營の外左の如き私設宿泊所がある。

名稱	位 置	代 表 者 (順序不同)
日本海員救濟會	南區濱町四ノ三	知 藤 傳 七
名古屋海員宿泊所	西區菊井町四ノ一六	伊 藤 傳 七
財團法人名古屋同朋會	東區千種町吹上二〇	尾 關 し づ
愛知無料宿泊所	東區千種町吹上二〇	尾 關 し づ
友の家婦人無料宿泊所	東區東大會根町三ノ九三	大 澤 逸 策
大會根協和會館	東區東大會根町三ノ九三	大 澤 逸 策

(3) 公益質屋

公益質屋は勞働者その他少額所得者階級の經濟的保護を本旨とするもので、庶民金融機關中最も廣く利用せられてゐる。元來民間質屋は營利を目的とするが故に、貸付利率概ね高く、その他利子の計算方法、質物評價の算定、流質處分方法等に付質置主の蒙る不利益が尠くない。爲に勞働者その他の少額所得者の生活を困難ならしめることが往々あるので、大正十五年度に於て建設資金として低利資金三十萬圓中先づ十五萬圓を借受け、その中建設費五萬圓を以て東區に千種公益質屋、中區に日置公益質屋を創設し、貸付資金拾萬圓を以て昭和三年二月より事務を開始した。昭和三年度に至り殘額十五萬圓を以て、西區に押切公益質屋を、南區に熱田公益質屋を増設し、

同年十一月より何れもその事務を開始した。斯くして市内に四ヶ所（各區一ヶ所宛）建設の計畫は完成したのであるが、これ等の施設のみを以ては到底その使命を全うし得ないので、更に増設の必要を感じてゐる次第である。

昭和十年度に於ける公益質屋の職業別利用状況は、労働者が最も多く三割四分を占め、次は小商人の二割一分、小工業者の一割五分、俸給生活者の一割二分の順序になつてをり、利用者の總數は三萬一千百七十四人に達してゐる。

公益質屋施設一覽

名稱	位置	開設年月	敷地坪數	建坪	創設費
千種公益質屋	東區千種町西裏	昭和三年二月	八二・〇	六六・五	二二、二二五
日置公益質屋	中區西日置町若狭	"	五三・九	五二・一	一八、七四八
押切公益質屋	西區天神山町	昭和三年十一月	九九・九	六九・五	二二、五五九
熱田公益質屋	南區熱田東町横田	"	九八・〇	六九・七	二二、二二二

貸付状況

年次	貸付金額	貸付人員	口數	點數	一口平均
昭和七年	一五一、九六二	二二、四八四	三四、〇九八	八五、八四九	四、四六
昭和八年	一六二、五一一	二四、一五一	三七、三八〇	九二、六〇三	四、三九

年次	辨濟金額	辨濟人員	口數	點數	利子收入額
昭和九年	一七一、三三四	一九、一一〇	三一、三五三	七七、五四六	八、六〇二
昭和十年	二三四、三〇八	二二、〇六七	三五、〇四七	八七、七一三	八、九七三

流質状況

年次	流質したるもの	口數	點數	賣却金	質置主に交付すべき殘餘金額
昭和七年	二七、四三三	二、七三〇	六、六八三	三、九三六	二、八四四
昭和八年	一、四四七	一、四二二	三、四四〇	三、四八九	五、八七〇
昭和九年	二、八九六	一、〇八三	三、四九〇	四、九〇三	五、五五七
昭和十年	一、〇〇一	三、〇〇九	二、一七六	三、一六六	三、六〇九

註 前三表に於ける昭和七年の統計は昭和六年十二月より七年十一月に至る分を掲げ其の他は年度別に依る。

五 兒童保護事業

(1) 保育園

幼兒の保育事業は一面幼兒の保健とその環境よりの保護を計ると共に、他面その保護者たる勤勞者階級の勞働能率増進を目的とするものである。本市に於ては大正十年篤志家の寄附に依り南區新尾頭町に保育園を開設したのを初めとし、大正十五年度に於ては低利資金六萬圓の貸付を受け、東、西、中區の三ヶ所に建設計畫を樹て、順次開園の運びに至つた。

尙昭和九年開設の築地保育園には夜間託兒所を併設し、水上生活者の便宜を計つてゐる。

現在本市に於て經營する保育園は八園であるが、その内藤ノ宮保育園は昭和十二年二月開園した。尙中區千早町に一ヶ所建設の豫定である。

本市保育園の定員は各園とも五十名であるが、入園希望者は常に定員を超過する状態であるので、已むなく申込者に對しては先づ生計困難の程度を調査しその上許可する状況である。

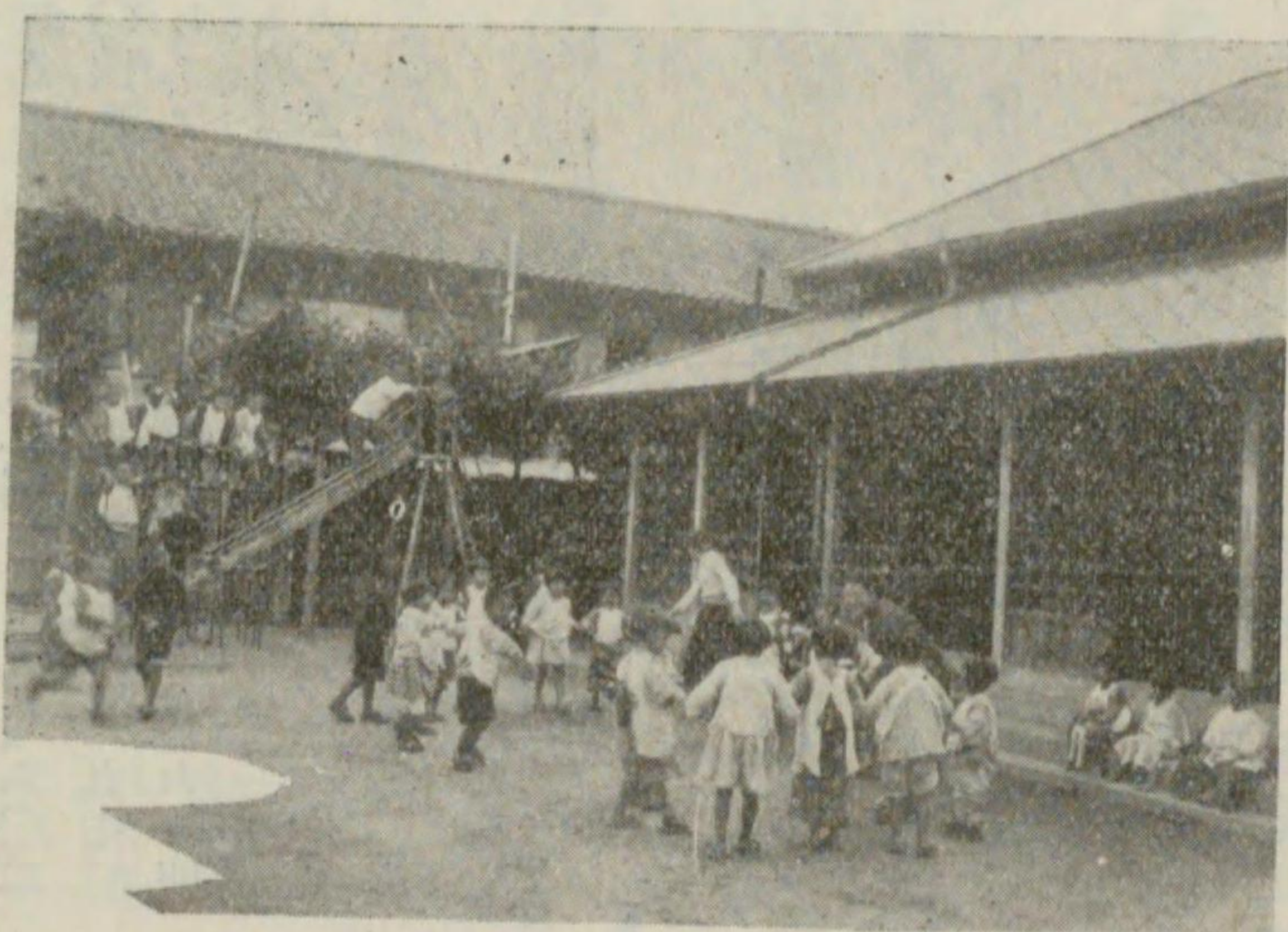
晝間保育園の園兒は滿二歳以上の歩行兒より學齡に達する迄の幼兒であり、各園とも保母二人が保育の任に當つてゐる。

夜間託兒所に於ける受託兒童は小學生在籍者を含み、その定員を二十名とし、保育時間を午後五時より翌朝七時乃至八時迄と定め保育料は徴收しないが、一人一夜に付十五錢の割で食費を前納せしめる場合もある。

園兒の保健と衛生状態に就ては別に開業醫一名を囑託し、適當なる措置を執つてゐる。その他各家庭との聯絡に就ては隔月一回各保育園に於て「母の會」を催し、或は保母をして家庭訪問をなさしめてゐる。

保育園施設一覽

名 稱	創立年月	位 置	敷地坪數	建坪	創 設 費
新尾頭町保育園	大正十年三月	南區新尾頭町二七	一六四	四九	一〇、一九四
新出來町保育園	昭和二年四月	東區新出來町四ノ八六	一五〇	六四	一七、二三二
向田町保育園	昭和二年七月	中區向田町六九	一四〇	六四	一八、〇七三
北押切町保育園	昭和三年一月	西區天神山町三丁目三ノ一	一五〇	六九	三二、三五八
杉村町保育園	昭和五年十二月	東區豆園町二ノ二六	一四一	四七	五、二〇八
築地保育園	昭和九年四月	南區濱町二ノ四	一八七	七六	一二、〇〇〇



築地保育園

則武町保育園 昭和十年三月 西區則武町龜島二ノ三〇五 二一六 六八 一一、一一〇
 藤ノ宮保育園 昭和十二年二月 西區藤ノ宮通三ノ九及一〇 二〇二 七七 八、六〇八

次に公私保育園の聯絡協調を目的として昭和九年四月名古屋市保育園協會を設立したが、爾來加盟園數増加し、昭和十一年九月末現在に於ては總計二十八園、その所屬園兒數約二千名に達してゐる。本會は各園の經營者及保母を會員とし、別に經營者を以て幹事會を組織し、毎月定例會議を開き保育事業の研鑽討議を行ひ講演會、講習會を開催し、或は視察の爲會員派遣を爲す等相互の聯絡提携を計りつゝ、斯業の圓滑なる進展を期してゐる。

本會加盟の私設保育園のみを掲ぐれば次の通である。

名	稱	設立年月	所在地	代表者氏名
慶和	幼兒園	昭和二年三月	南區港本町二丁目九ノ七	伊東式部
名古屋	同朋會二葉保育園	昭和七年七月	西區田幡町字花岡一ノ二〇	細野傳次郎
名廣	愛兒園	昭和四年五月	中區車田町一ノ九九	山田よ志
下奥	幼兒保育園	大正四年五月	中區塚越町七	原天
西區	幼兒園	明治四一年二月	西區菊井町六ノ一八	八幡
東築地	幼兒園	昭和四年十二月	南區東築地二〇	木村俊海

南區	幼兒園	大正十五年三月	南區八熊町井桁畔一、七五六	八幡登志
呼續	兒童園	大正十四年八月	南區呼續町字羽城四八	竹村賢定
第二	子供の家	昭和四年四月	南區熱田新田東組字乙一ノ割	服部賢準
千草	幼兒園	昭和四年八月	東區千種町高見二〇六	鈴木木
神風	愛兒園	昭和四年四月	南區笠寺町字天滿五	伊神龜吉
野立	保育園	昭和七年一月	南區野立町七畝割二、三三二	早川きみ
愛隣	館	昭和十年十一月	中區烏森町九反田	山崎佐一
井戸	田愛兒園	昭和十一年二月	南區瑞穂町井戸田一四六	杉義蘊
平野	町共存園	大正十三年三月	西區平野町六五	小川百助
蘇鐵	町共存園	大正十三年四月	中區蘇鐵町四五	瀬邊惠信
慈友	會保育園	大正十一年十月	中區牧野町字多利一七ノ一	椎尾辨匡
聖園	天使園	大正十五年五月	南區豐田町松下二三三	聖園クサベラ
稚兒	之園	昭和五年四月	南區金山町	三品せい
若竹	愛兒園	昭和十一年六月	東區都通二ノ四	肥田竹次郎

(2) 小兒保健所

幼兒身心の正常なる發達を望むならば、疾病の早期發見と家庭に於ける養護の指導に意を用ひ

なければならぬ。幼児の疾病、發育障碍はその先天的な素質に依る外、往々にして惡環境に依存してゐる場合が尠くない。本市内に於ては、現在東區方面事業助成會經營の東區北部小兒保健所を初めとして九ヶ所あるが、開所日は概ね週二回で、來所者に對する種々の相談に應じ、更に開所日以外の日には一名乃至二名宛の保健婦をして附近家庭を巡回せしめ、家庭養護の指導に當らしめてゐる。(保健衛生の編参照)

(3) 其の他の施設

貧困にして就學の機會を逸した兒童の爲貧兒教育を行ふものに東海佛敎慈惠學校、同分校がある。兩校ともその創立古く、輝かしい功績を残してゐる。

次に市の東郊猫ヶ洞池畔に在る縣立愛知學園は少年教護法に依る少年を收容する施設であり、滿十四歳未滿の少年にして不良行爲を爲し又は爲す虞ある少年を收容し教育保護を行つてゐる。現在本園の定員は百五十名で、園児は十一の家族舎に分宿してゐる。



愛知學園

教護方法としては小學校令に依る教科を履修せしめる外、園児の適性を考慮して農業、木工、ミシン等の實習教育も行つてゐる。

保護者が兒童を虐待し又は著しく監護を怠つた場合には、兒童虐待防止法に依り種々の處置が講ぜられるのであるが、特に兒童をその保護者の下に置くことがその將來の爲に不適當である場合には、保護者より隔離せしめ適當なる保護を加へることになつた。東區田代町にある和光寮はかゝる兒童を收容し保護する爲に設けられたものであつて、伸張の萌芽を蹂躪せられた兒童達はこゝに安息所を得て文字を學び、禮儀を辨へ、嬉々としてその日を樂しみつゝある。

次に母子收容施設としては慈友會母子寮、西區母子寮がある。兩者ともその創設は比較的最近であるが夫を失ひ、或は夫と別れ、幼兒を抱いてその日の生活に追はれつゝある薄幸なる母子を收容してゐる。近時の如く悲惨なる母子心中の續出する折柄、かゝる施設は洵に時宜に適したものと云ひ得るであらう。

尙兒童保護に關する聯絡協調機關としては名古屋市子供愛護協會、愛知縣兒童保護會、中部日本兒童愛護聯盟、兒童擁護協會愛知支部等がある。

六 教化事業

(1) 隣保事業

我國に於ける隣保事業は明治四十一年日本救世軍の設立せる救世軍大學殖民館がその濫觴であると云はれてゐるのであつて、歐米の所謂セツルメント・ワークの影響の下に細民地區の中心に會館を建設し、そこに教養ある人士が住み込み、地區民と接觸する事に依り人格的感化を及ぼし、その經濟生活を誘導し、福祉を増進せしめるを目的とするものである。併し乍ら近頃所謂ソシア・ル・センターとしての市民館を經營するものも多くなつて來てゐる。前者の系統に屬するものとしては、愛知縣社會事業協會設立に係る平野町、蘇鐵町の兩共存園、南區方面事業助成會經營の熱田有隣館等があり、後者の系統に屬するものとしては東社會館並に明年本市に於て開設の豫定である社會館を擧げることが出来る。

平野町共存園は名古屋市内に於ける古くからの部落を對象として設立された隣保館であつて、融和を目的とする點で熱田有隣館と軌を一にし、診療事業を始めとして幼児保育、小兒保健所、貯金奨勵、夜學等を行つてゐる。

蘇鐵町共存園は屋外労働者の幼兒を對象とするもので、幼兒の晝間保育、保育兒童に對する營養食補給、貯

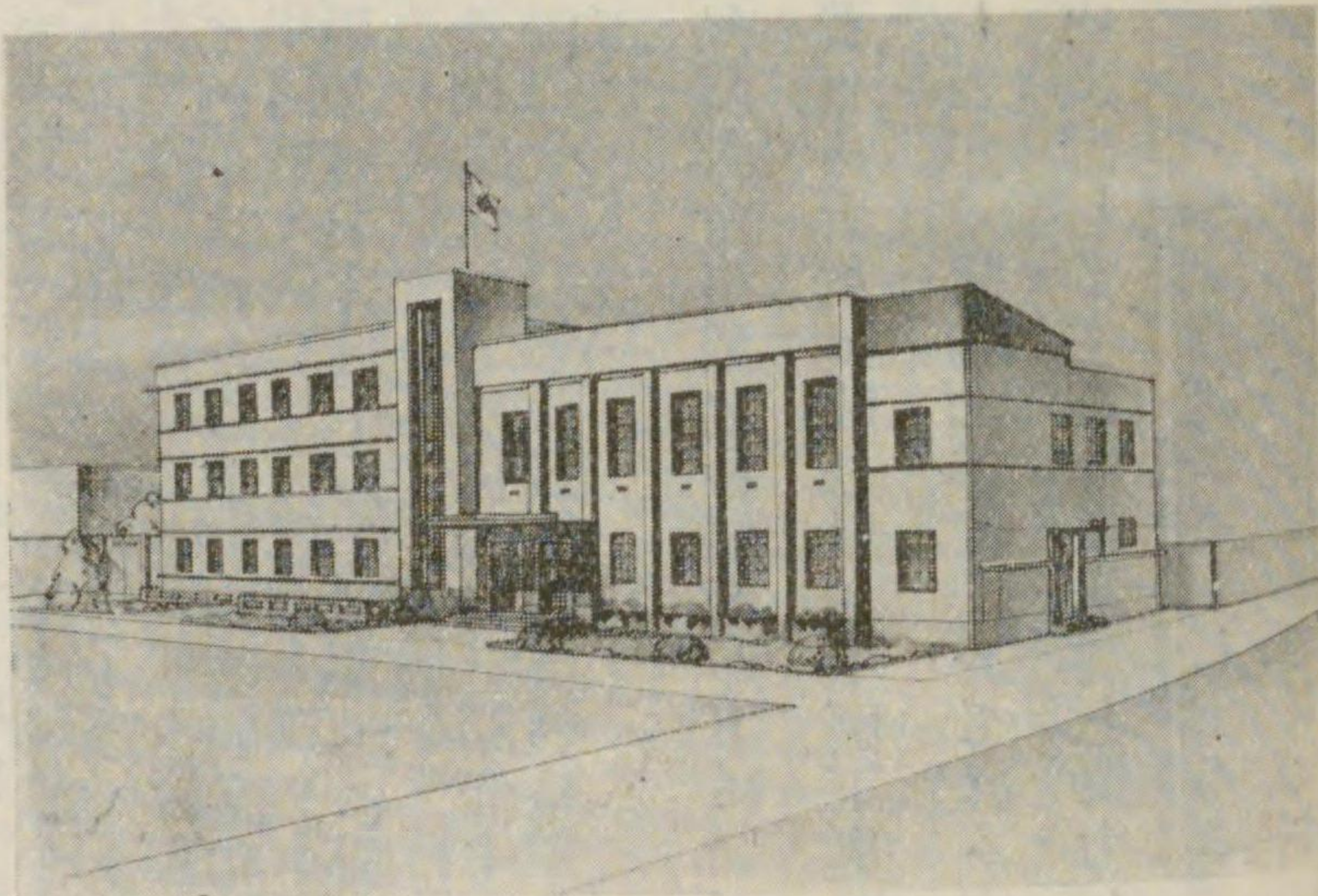
熱田有隣館は熱田旗屋町一帯を對象とし、昭和十年十月名古屋市南區方面事業助成會の建設せるもので、保育園、小兒保健所、診療所等を經營してゐる。

東社會館は財團法人東區方面事業助成會の設立せるもので、昭和十一年四月開館した。その瀟洒なる建築は地區民の恰好なる安息所であり、本館を中心として地區相互に接觸し社會偕和の實を擧げつゝある。その經營事業は保育事業、診療事業、兒童圖書館等である。

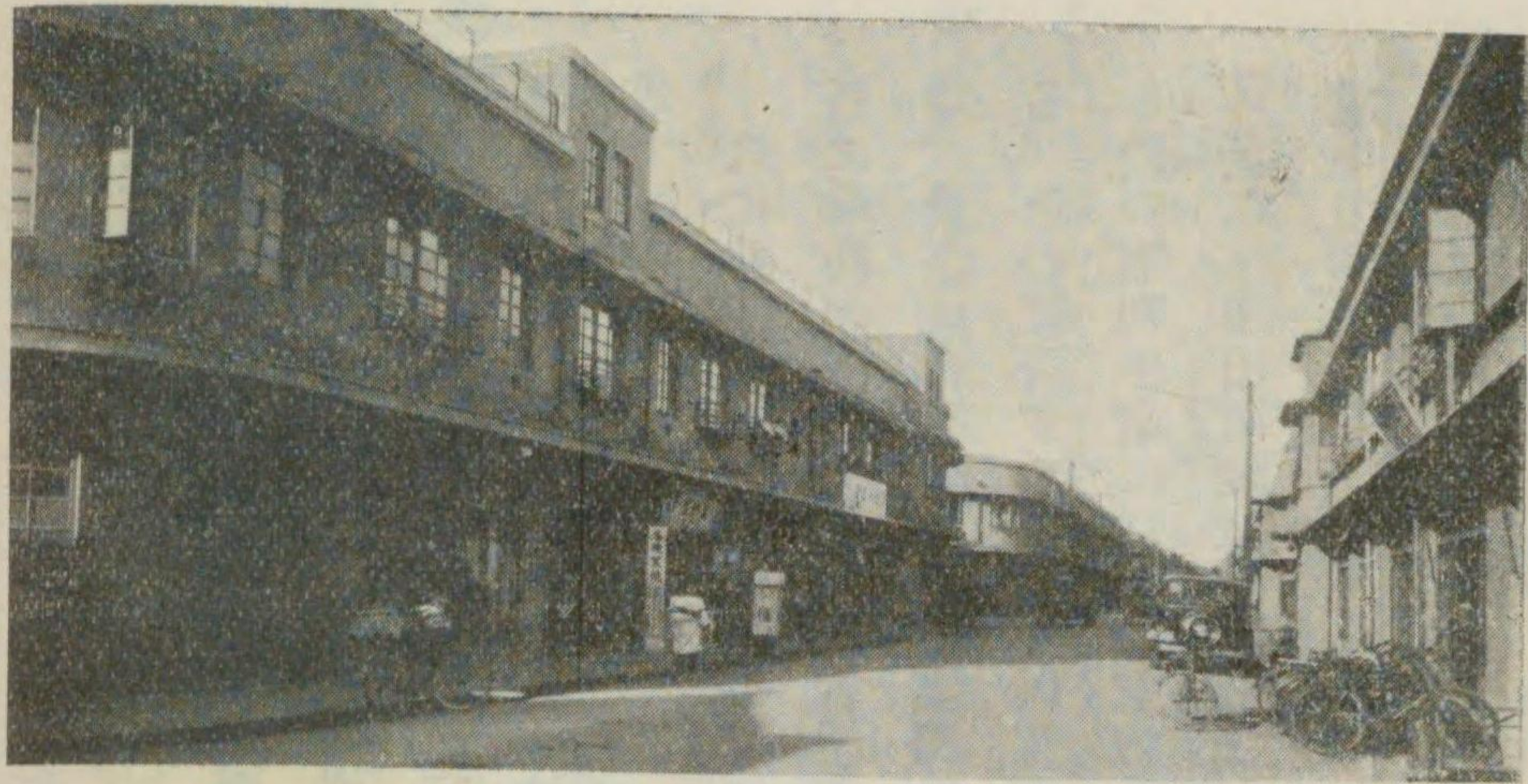
次に建設費十九萬千餘圓を以て昭和十二年三月中區白金町三丁目に竣工の豫定である名古屋社會館は附近市民を對象とするの外、全市社會事業の聯絡協調の中心たるべき使命を擔ふものである。その經營する事業は保育事業、授産事業、診療所を始めとし、各般の福利事業に亘る豫定である。

更に下奥田町地區を對象として、財團法人衆善會が隣保館を建設中である。

本市に於ける隣保事業は大正十三年平野町、蘇鐵町兩共存園が設立されて以來長い間開設する者のない状態であつたが、今や實驗期を経て實行期に入つたものと云ひ得るであらう。



社會館



(近附町田奥下) 業事良改區地宅住良不

(2) 融和事業

互に親和協調すべき同胞が歴史的な感情に基く差別感情の爲に、相互に疎隔を生じつゝあるのは寔に悲しむべき現象である。政府は大正九年以來本問題に關して積極方針をとりつゝあつたが、昭和十年八月東京に於て開催されたる第三回全國融和團體聯合會の決議を採擇して「融和事業完成十箇年計畫」に對して積極的援助を爲すに至り、全國的に地方別協議會を開催する等本事業も漸く活發の機運に向ひつゝある。

本市に於ては昭和三年愛知縣社會事業協會經營の下に、不良住宅地區改良法に依り、經費百八十八萬圓を以て中區下奥田町に部落住宅改良事業を起興したが、昭和七年度に於て畧々完成するに至つた。尙平野町地内に對して本市は縣當局と協力し、平野町購買會を組織して地區民の福利増進に寄與してゐる。

次に内鮮融和の團體としては相愛會名古屋本部並に大會親善

隣會があるが、本市は從來と多少方法を異にしたる新しき試みとして、昭和十一年九月より三ヶ月間の豫定を以て半島出身者中、將來中堅となるべき青年二十名を募集し、偕和會を組織し、指導員を置き、市内建中寺を宿舍として、宗教的雰圍氣を背景に教化訓練を開始するに至つた。その成果に對しては各方面より異常なる關心を以て眺められてゐる。

(3) 司法保護事業

釋放者に對して世間はやゝもすれば白眼を以て迎へ、彼等をして再び罪過を犯さしめる場合が尠くない。釋放者保護事業は斯かる人々を保護指導し、良民として社會に巢立たしめるを目的とするものであつて、本市に於ては明治二十七年の創立に係る財團法人愛知自啓會がある。本會は名古屋刑務所、岡崎少年刑務所より釋放された者で保護を要する者、他府縣より保護の通達を受けた者、或は裁判所で不起訴又は執行猶豫の處分を受けた者の中保護の必要ある者を對象として指導相談に應ずると共に、特別に保護を加へる必要ある者に對しては收容の方法を採つてゐる。現在收容定員は三十名で保護場内には授産場を設け職業輔導を行つてゐる。

次に思想犯保護の目的を以て昭和十年四月財團法人明德塾が設立されたが、同年十二月より收

容を開始した。圖書室、修養室等も完備し、健全なる思想涵養の道場として相應しく、優秀なる者に對しては積極的に就職の斡旋をなしつつある。

その他收容施設は有しないが、釋放者に對する人事相談、就職の斡旋を爲すものに中京保護會、救世軍名古屋小隊愛隣部がある。

本市に於ける少年保護事業中特筆すべきは、名古屋少年審判所の設置である。本施設は昭和九年開設せられ、十八歳未満の少年にして保護を要するものは、少年法に依り保護處分の恩恵に浴する事になつたのである。尙本法に依る收容施設としては、瀬戸市に瀬戸少年院があるが、程度の比較的輕微なる者に對しては、私設の保護團體に委託することになつてゐる。斯かる施設としては慈友學園、金城六華園、誠明學園及相生學園がある。

(4) 其の他の教化事業

社會事業がその積極的使命を遂行せんとするならば、當然教育的見地に立つて社會民衆の精神的向上を企圖しなければならぬ。本市に於ては新しい試みとして業態別教化を目指し、既に昭和十年十月市内麵類業組合教化助成會を設立し、更に昭和十一年七月には建築關係業者教化助成會を設け、爾來數回に亘つて講話會、懇談會等を開催し良好なる成績を擧げてゐる。今後共あらゆる業種に亘り助成會を設立して、市内業者の精神的向上を計り、業態別に教化事業を促進する方針である。

本市に於ける一般教化事業團體は次の通である。

名 稱	設立年月	所 在 地	代表者氏名 (順序不同)
名古屋自慶會	大正九年十一月	中區新榮町四ノ一五	豐田利三郎
進正會本部	昭和六年十月	東區千種町中道一二五	鳥井正太郎
大乘報恩會	昭和九年六月	東區千種町中道二五	村上 濟
澗世會	大正元年九月	中區廣路町北石坂四七	山本權十郎

七 私設社會事業の助成

社會事業の内容充實を計ることは、その公營たると私營たるとを問はず、現在の社會情勢に照して極めて緊要なことであつて、本市に於ては私設社會事業團體中特殊な團體若は成績優良なる團體には、夫々獎勵金、補助金を交付してゐる。昭和十年度に於て本市より交付を受けた團體は次の通である。

獎勵金受領團體	下奧幼兒保育園	相愛會名古屋支部	和光寮
	二葉保育園	名古屋協和會	慈友會
	聖園天使園	名古屋養育院	友の家
補助金受領團體	愛知育兒院	名古屋養老院	愛知自啓會
	愛知無料宿泊所	名古屋市職業輔導會	名古屋市保育園協會
	海事協同會	蘇鐵町共存園	平野町共存園
	名古屋市方面事業 助成聯合會		(順序不同)

保健衛生

一 概 況

農村人口の都市集中に伴つて當然に結果する所の過群密住の生活はあらゆる都市問題の根源であるが、特に都市衛生問題の根源である。殊に人口増加の急速なる都市に於ては、その緩慢なる都市に比して密住生活に關聯する衛生問題は數層倍の重要性と現實性をもつに拘らず、往々にして大都市は膨脹する人口とこれに相應する衛生施設との間に乖離を生じたものである。

これが爲都市の死亡率は著大となり、都市生活は極めて非衛生的なものとして從來幾多の識者によつて指摘せられ非難されて來たのである。従つて都市生活からこの暗影を掃ひ去り都市をして眞に住み良き生活環境たらしめ様とする努力は近代諸都市に依つて不斷に拂はれて來たのであるが、この努力は文化の發達と教育の普及に依る一般市民の社會衛生思想水準の向上と相俟つて漸次に酬はれ今や都市の死亡率は全國のそれに比し却つて低位となり、都市の非衛生的分野は漸次改善せられて來た。併し乍ら我國の現状はこれを諸外國に比する時は尙未だ完全の域に達したりとは云ひ得ない。即ち日々活動する都市の肺臓にも擬すべき公園諸施設、綠地々帯、道路鋪裝

並河川清掃等に關しては先進諸都市との懸隔は餘りにも大である。塵芥及尿尿處分上下水道施設等に關しても未だ及ばざる處甚だ遠く遺憾の極みであり、その他防疫及醫療施設並乳兒及妊産婦保護事業又然りである、都市衛生行政は頗る廣範圍であり且複雑多岐に亘るものであり、而もこれ等が常に緊密なる連絡のもとに統一的に且一般大衆化することが絶對に必要である。故に近頃はこの一般大衆化を要望せらるゝ關係上よりして施設の經營は益々社會政策を加味せられたものになつて來てゐるのである。

今本市の現況について見るに、本市の發展が眞に急激異數なものであることも原因して、その保健施設は遺憾ながら只市勢發展のあとを追ふ消極的施設であり、而も最少限度の施設であるに過ぎない。昭和十年中に於ける死亡率は六大都市中でも高位にあり、特に乳兒に就てはその死亡率は全國平均を上まはつてゐる状態であり、結核死亡に就ても樂感を許されない實狀である。又昭和十一年に於ける傳染病發生數は千六百二十七名に及び、その間外國都市には殆どその跡を斷つた消化器系傳染病たる腸チフス患者が七百三十二名もあるのは、將來益々本市に於ける保健衛生諸施設の完備充實を計り、統一的普遍的經營を要することを表明するもので、今後積極的施設をなし市民の體位向上を計り明朗健康都市の建設を企圖すべく努力する所以のものである。

市名	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年	昭和十年
	出生率	死亡率	乳兒死亡率	結核死亡率	傳染病發生率
	(人口千に付)	(人口千に付)	(出生百に付)	(死亡百に付)	(人口千に付)
名古屋市	三三・二五	一九・〇六	一五・〇四	一一・一九	一・六六
大正十四年	三三・二五	一九・〇六	一五・〇四	一一・一九	一・六六
昭和十年	三三・二五	一九・〇六	一五・〇四	一一・一九	一・六六
東京市	二六・八〇	一六・〇〇	一三・〇〇	一四・七六	三・三三
大正十四年	二六・八〇	一六・〇〇	一三・〇〇	一四・七六	三・三三
昭和十年	二六・八〇	一六・〇〇	一三・〇〇	一四・七六	三・三三
大阪市	二四・九一	一五・三三	一三・四八	一三・〇四	三・三三
大正十四年	二四・九一	一五・三三	一三・四八	一三・〇四	三・三三
昭和十年	二四・九一	一五・三三	一三・四八	一三・〇四	三・三三
京都市	二四・五九	一五・三三	一三・四八	一三・〇四	三・三三
大正十四年	二四・五九	一五・三三	一三・四八	一三・〇四	三・三三
昭和十年	二四・五九	一五・三三	一三・四八	一三・〇四	三・三三
神戸市	二四・〇四	一四・七九	一三・〇四	一三・〇四	三・三三
大正十四年	二四・〇四	一四・七九	一三・〇四	一三・〇四	三・三三
昭和十年	二四・〇四	一四・七九	一三・〇四	一三・〇四	三・三三
横濱市	二二・七九	一四・六六	一三・〇四	一三・〇四	三・三三
大正十四年	二二・七九	一四・六六	一三・〇四	一三・〇四	三・三三
昭和十年	二二・七九	一四・六六	一三・〇四	一三・〇四	三・三三
全 國	三三・三三	二〇・七七	一四・三三	一〇・四〇	一・三三
大正十四年	三三・三三	二〇・七七	一四・三三	一〇・四〇	一・三三
昭和十年	三三・三三	二〇・七七	一四・三三	一〇・四〇	一・三三
内地	三三・三三	二〇・七七	一四・三三	一〇・四〇	一・三三
昭和十年	三三・三三	二〇・七七	一四・三三	一〇・四〇	一・三三

註 昭和十年欄中※印は昭和九年のものである。

尙徴兵検査成績を挙げれば左の通りであつて本市壯丁は身長、體重共に六大都市中の最下位に

ある。

	昭和九年		昭和十年	
	身長	體重	身長	體重
名古屋市	一、六〇五	五一・七九	一、六〇五	五一・七二
東京市	一、六一四	五一・一五	一、六一二	五一・二一
大阪市	一、六一三	五一・七一	一、六一六	五一・五二
京都市	一、六一八	五一・四一	一、六一九	五一・八二
神戸市	一、六一六	五一・五〇	一、六一三	五一・七四
横浜市	一、六一一	五一・三四	一、六〇八	五一・五四
全国平均	一、六〇三	五一・九九	一、六〇三	五一・九五

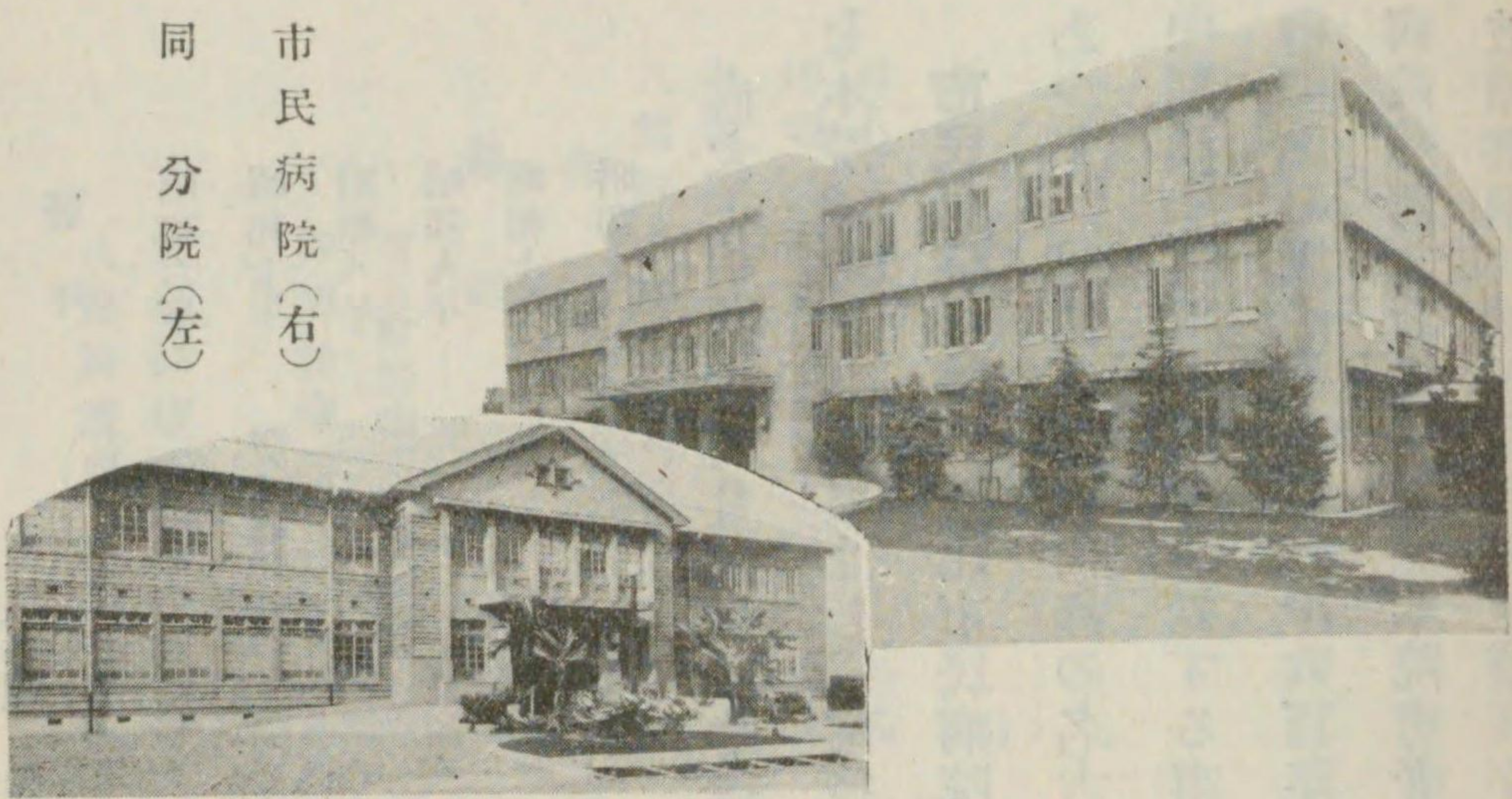
二 一般醫療施設

本市には現在保健衛生施設の重要部門たる醫療の爲の市設機關として綜合病院二と各區に一ヶ所宛の診療所等がある。

市民病院 本院は本市住民にして醫療の資に乏しき患者並市電従業員及其の家族の實費診療を行ふ目的の爲に創設された綜合病院である。これは昭和二年十月逓信省よりの借入金七十五萬圓に電氣局よりの繰入金を加へ合計九十五萬五千六百圓の建設資金を以て南區瑞穂町小田者（現在

の瑞穂通一丁目二十七番地）に建設の議が決せられ、爾來銳意事業の進捗に努めたが、起債の遅延等の事情に依り竣功期限遅れ、昭和六年七月十日に至り敷地一萬六千五百三十平方米近世式鐵筋コンクリート地上三階地下一階本館以下附屬建物延一萬六百一平方米の建築が竣功し同月十三日より診療を開始した。

診療科は九科、患者收容數は二百三十名であり、入院料は治療費、食費等を含み一日金一圓四十錢、外來患者の藥劑料は一種一劑一日分金十錢以上十五錢以下に定め、中産階級以下の市民實費診療機關として活動してゐる。尙昭和十一年度に於て三十萬圓を以て隔離收療患者の爲の病棟を増築することとなり着々準備を進めてゐる。昭和十一年中に於ける外來患者四十二萬百餘名、一日平均一千四百名に達してゐる。開設以來の利用狀況を示せば左の通である。



市民病院(右)
同 分院(左)

一般醫療施設

暦年	入院患者延数			診療日数	外來患者延数			診療日数		
	有料	無料	計		有料	無料	計			
昭和六年	一四、八四三	二、七二四	一七、五六六	一〇三	一七三	二三、四七八	九、五七	一三三、〇〇五	九四三	一四二
昭和七年	四、七九四	九、二五五	一四、〇四九	一五〇	三六六	三五、九七五	三〇、三三四	三六、二〇九	一、三二六	三〇一
昭和八年	五〇、二八八	一〇、四四九	六〇、七三七	一六六	三六五	四三、六七四	四一、六五五	四七、四三〇	一、五九三	二九八
昭和九年	五〇、九五	一三、六四八	六四、五五三	一七	三六五	四七、七九五	三四、二八	四六、〇三三	一、五四〇	三〇〇
昭和十年	五〇、二一八	一四、二五八	六四、四七六	一七六	三六五	三八、四四〇	四〇、二六二	四二、四〇三	一、四一九	二九九
昭和十一年	五、九五二	三、二五一	八、七〇三	一八一	三六六	三六、四四四	三七、七三	四〇、一五六	一、五〇〇	三〇〇

尙大正十五年四月以來市營機關所要の看護婦養成の爲市立城東病院にあつた附屬看護婦養成所を本院開設と共に廢止し、爾後専ら本院に於てこれが養成に當つてゐる。

市民病院分院 前記市民病院はその位置稍市の東南部に偏し西北部市民の利用に尠らぬ不便があつたが、偶々中區西部の名古屋市旭耕地整理組合始め五組合より昭和九年十一月、市營病院を中區高須賀町地内に設置する事を條件として用地及建設諸費九萬九千六百圓の寄附申出があつたので之を以て敷地約六千六百平方(二千坪)、延建築面積千八百四十九平方(米造二階建)の市民病院分院を設置した。本院患者收容数は三十五名で内科、外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚性病泌尿器科の六診療科を置き昭和十一年八月より開院した。

市立診療所 本市の住民にして醫療の資力乏しき患者の診療機關として各區に一ヶ所宛四ヶ所の診療所を設置してゐる。尙診療は方面委員に於て醫療を受ける資力なきことの證明を受けて來た者には無料その他の者には實費以下の費用を徴收して行つてゐる。昭和七年以降の診療成績を示せば左の如くである。

患者延 所名	昭和七年		昭和八年		昭和九年		昭和十年		昭和十一年	
	患者延 人員	平均 一日	患者延 人員	平均 一日	患者延 人員	平均 一日	患者延 人員	平均 一日	患者延 人員	平均 一日
百人町診療所	三、四、八六	八・四	二五、二七	八四・三	二九、七三	九〇・〇	三〇、三〇七	一〇一・三	三三、一九九	一三三・九
押切診療所	三、七、七六	七五・七	三九、二六	九七・七	四一、三六	一三〇・八	四三、一三	一四四・二	三三、七八一	一四三・九
矢場診療所	一八、三、四九	六〇・〇	三九、一九〇	八〇・八	二六、二四九	八七・五	二五、八三	八六・四	二六、五〇九	八八・三
八熊診療所	一九、二、四六	六三・六	一九、三〇一	六四・七	二〇、四八	六八・三	二二、〇〇元	七三・〇	二六、七四〇	八九・一
計	八五、一〇一	二二・八	九七、七四	三三・六	一七、八三	三九・五	一三三、二八	四〇九・〇	一三三、三三	四七三・二

備考
 百人町診療所 東區百人町一〇二番地所在、昭和四年二月十二日事業開始
 押切診療所 西區天神山町三丁目一三七番地所在、大正十三年八月十一日西區菊井町六丁目に菊井町診療所として事業開始、昭和三年一月十八日現在の箇所に移轉名稱變更
 矢場診療所 中區矢場町一ノ切二三番地所在、大正十年六月二十日事業開始、大正十五年三月現在の箇所に移轉
 八熊診療所 南區八熊町字長町所在、大正十二年十二月五日南區熱田東町字澤上に澤上診療所として事業開始、昭和八年十二月十一日現在の箇所に移轉名稱變更

委託施設 現下の社會狀勢に鑑み本市に於ける診療所の増設を計ることは極めて緊要なことであるが、これが實現は相當困難なので、その缺陷を補ひカード者に對する醫療保護を徹底せしむる爲、昭和五年度より本市醫師會と協定の上診療、往診並投薬をこれに委託し、更に昭和六年度より縣齒科醫師會名古屋支部並縣藥劑師會第一、第二、第三、第四支部及各區方面事業助成會等と協定し齒科診療及投薬の委託を行つてゐる。本制度によつて診療を受けむとする者は方面委員について診療券の交付を受け、便宜の病院、醫院、藥局に就き無料にて診療投薬を受け得られるのである。

本制度は時宜に適したる施設として良好な成績を挙げつゝあるが、その開始以來の實績を示せば左の通である。

種別	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年
治療券	三、七四三	三、八八九	一〇、一六三	一〇、一〇九	一五、三三八	一三、八九七
文書券	三三	一、三二九	八九七	二二八	一、〇〇五	一、四九七
往診券	六三	一、五九一	一、三五一	一、〇五五	一、一四五	九〇七
齒科治療券	—	四三九	三三三	三六六	三七	二六八
投薬券	—	一五、九二四	一四、三三三	一七、二二五	一七、八七三	一三、五六一
計	三、七八八	一四、〇八八	一四、〇〇六	一四、〇〇〇	一七、〇〇〇	一三、五六一

其の他の公私設診療機關 現在本市内に存在する公私立病院始め各種診療機關は次の如くである。

一、官公立病院

名稱	所在地	目的	収容力
名古屋鐵道病院	東區赤萩町	鐵道局職員並旅客の收療	一二四名
名古屋醫科大學附屬醫院	中區鶴舞町	一般患者の收療	六二八名
愛知縣立精神病院	東區田代町金兒谷	精神病者の收療	八八名
同 中村病院	西區日比津町道下	遊廓花柳病患者の收療	一五〇名
同 稻永病院	南區錦町一丁目	同	二五名

二、私立病院

名稱	所在地	目的	収容力
中西産婦人科病院	東區東本重町六丁目	患者の收療 (産婦科)	二〇名
八木澤耳鼻咽喉科病院	東區武平町二丁目	同 (耳咽科)	一九名
後藤産婦人科病院	東區武平町五丁目	同 (産婦科)	一七名
黒田病院	東區武平町三丁目	同 (内科)	四五名
小島病院	東區久屋町七丁目	同 (外科)	三一名

一般醫療施設

東山腦病院	東區田代町字堀割	患者の收療 (精神科)	一八二名
田中病院	東區横代官町八丁目	同 (小兒科)	一三名
川地產婦人科病院	東區相生町一丁目	同 (產婦科)	二〇名
市川病院	東區平田町	同 (內外科)	三六名
松波病院	東區下豎杉町二丁目	同 (內科)	三三名
森田病院	東區朝日町三丁目	同 (內科)	三五名
大木產婦人科病院	東區本重町五丁目	同 (產婦科)	一七名
上岡病院	東區深田町三丁目	同 (內外科)	一四名
勞働病院	西區小鳥町一丁目	同 (肛花科)	一六名
好生館病院	西區樋ノ口町	同 (內外婦科)	一四七名
昭和病院	西區明道町	同 (全科)	二六名
富田病院	西區泥江町二丁目	同 (全科)	二八名
加藤肛門病院	中區矢場町五ノ切	同 (肛門科)	一名
田中病院	中區西松ヶ枝町二丁目	同 (外科)	一七名
竹内病院	中區下前津町九六	同 (肛外科)	一四名
汲田外科病院	中區吾妻町二丁目	同 (外科)	一四名
江場痔病院	中區松ヶ枝町一丁目	同 (肛門科)	四二名

富田耳鼻咽喉科病院	中區南吳服町二丁目	患者の收療 (耳咽科)	一〇名
名古屋腦病院	中區洲原町五丁目	同 (精神科)	一三七名
三尾產婦人科病院	中區門前町五丁目	同 (產婦科)	一八名
瀬木眼科病院	中區門前町六丁目	同 (眼科)	三八名
共立名古屋病院	中區古澤町一丁目	同 (內科)	七三名
中村耳鼻咽喉科病院	中區南園町一丁目	同 (耳咽科)	三一名
八事腦病院	中區川名山町	同 (精神科)	二〇名
坪井病院	中區松元町一丁目	同 (耳咽科)	一二名
楠病院	中區南桑名町二丁目	同 (皮花泌科)	二〇名
名古屋肛門病院	中區南鍛冶屋町二丁目	同 (肛門科)	一九名
佐野病院	中區春日町	同 (小兒科)	一二名
安藤病院	中區春日町	同 (皮花泌科)	一二名
野垣肛門病院	中區東角町	同 (肛門科)	二三名
風野病院	中區島西町三丁目	同 (產婦科)	二〇名
内藤病院	中區島西町三丁目	同 (精神科)	七四名
二宮病院	中區島西町二丁目	同 (產婦科)	一〇名
鈴木病院	中區南新町二丁目	同 (產婦科)	一五名

保健衛生

二一四

錦見産婦人科病院	中區三輪町	患者の收療 (産婦科)	一七名
名古屋相互病院	中區東郊通四丁目	同 (全科)	一五名
鈴木木病院	南區富江町	同 (内外科)	一二名
山本病院	南區熱田東町新宮坂	同 (内外科)	四三名
熱田病院	南區熱田東町玉ノ井	同 (内外科)	四二名
森川病院	南區熱田中瀬町	同 (産婦科)	一五名

三、官公立診療機關

名古屋遷信診療所	東區東片端町三丁目	遷信従業員の診療	
名古屋高岳町簡易保険健康相談所	東區高岳町一丁目	被保険者の健康相談	
名古屋押切簡易保険健康相談所	西區馬喰町	被保険者の健康相談	
名古屋山王橋簡易保険健康相談所	中區葛町	同	
愛知縣第一健康相談所	東區下堅杉之町三丁目	一般の健康相談	
愛國婦人會愛知支部	東區西新町	兒童の健康相談	
兒童健康相談所			

四、公益診療機關

日本赤十字社愛知支部療院	中區下笹島町	薄資患者の診療	三三名
同 産院	同	薄資妊産婦の診療並乳兒の保育	一三名
同 八事療養所	中區妙見町	結核患者の診療	四二名
同 濟生會愛知縣支部名古屋診療所	中區下奥田町	薄資患者の診療	
財團法人名古屋市東區方面事業助成會	東區山田町一丁目	同	
六郷診療所	東區豆園町二丁目	同	
杉村診療所	東區都通二丁目	同	
東社會館診療所			
名古屋市西區方面事業助成會	西區西志賀町字茨下	薄資患者の診療	
西志賀診療所	西區佐古前町一丁目	同	
榮生診療所			
名古屋市南區方面事業助成會	南區旗屋町一二五	同	
熱田有隣館診療所	南區呼續町藥師通り	同	
呼續診療所			
一般醫療施設			

二一五

築地診療所	南區眞砂町一丁目	薄資患者の診療	六〇名
財団法人坂文種報徳會病院	南區西古渡町ノ坪	同	
名古屋市醫師會附屬理學療法部	中區南久屋町一丁目 (醫師會館内)	理學的醫療	
同 附屬產院	同	妊産婦の收療	一〇名

三 傳染病豫防施設

概説 本市に於ける最近五ヶ年間一ヶ年平均法定傳染病患者發生數は千七百三十七人、即ち人口千に對する發生率は一・六五であつて他の五大都市に比較し非常な低率である。勿論人口の増加に伴ひ總數に於ては漸増の傾向にあるのであるが、その發生率に於ては人口千人中二人の範圍を出でず、衛生都市の誇を保持して來た。これは本市が城下町で各家屋に相當の庭と樹木があり、且地質が吸質性であることによるは勿論であるが、特に市民の性行と割合に早くより下水道の完備されたことに最大の原因が存するものと考へられる。

併し、當地方が所謂「ハヤテ」(疫痢)の流行地と目されてゐるに拘らず、その統計に表はれたる實數は意外に過少なるは大いに留意を要する點であり、且一般に傳染病の流行には季節的に著るしい特異性のあるものであるに拘らず本市に於ては四季を通じて流行、感染機轉及發病誘因等があり、その季節的特異性は甚だしく明瞭を欠くのであるが、このことは或は隠れたる病後保菌者の存在を暗示するものでなからうか。この點單に統計に表はれた所の良好さのみを以て意を安んずることなく統計數字とその現實とを一致せしむる爲今後一層の努力を衛生思想の普及向上と早期診療の爲に拂はねばならぬ。

發生及死亡を各年に就て見るに發生は昭和八年の千九百七十八名を最高とし昭和九年千七百四十二名、昭和十年千七百七名、昭和十一年千六百二十七名と漸減の歩調を辿り、死亡又昭和八年の三百七十六名を最高とし昭和九年三百十五名昭和十年三百十一名、昭和十一年三百十名と同じく減少しつつあるのであつて、患者の早期發見と輕症の裡に治療せられつゝあることを物語つてをり、喜ぶべき現象である。

尙傳染病の發生を月別に見るときは昭和七年を一轉機として爾後冬期に於ける腸チフス患者が著るしく増加してをるのであつて、特にこの傾向は有産階級に目立ち、然も大人の罹患者多く、隔離期は夏に比して長期に及ぶことは注目すべきことであり、これが對策は輕々に附する事が出來ない状態である。

昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡	死亡
レコ	レコ	レコ	レコ	レコ	レコ	レコ	レコ	レコ	レコ	レコ
赤痢 (含別表)	二四	三三	四〇	五三	四八	五五	四六	三〇	二四	二七
腸チフス	六九	六六	七五	五三	八八	七六	三二	九二	八七	七三
バラスチフ	四〇	五〇	三六	五三	二五	一〇三	二一	六六	三〇	六五
痘瘡	一	一	一〇	一	一	一	一	一	一	一
猩紅熱	四	七	八	一七	一〇	三三	三三	三三	九六	三四
チフスヤテリ	七	七	八	六	一〇	三三	三三	三三	一八	三三
流行性 脳脊髄 膜炎	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一
トスベ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計	九五	一〇一	一〇九	一〇〇	一〇九	一〇三	九六	八三	七三	七〇

清潔法 傳染病豫防法に依る清潔法は從來毎年七月より十月迄の間に於て施行して來たが、昭和十一年に於ける施行戸数は二十二萬二千四百二十三戸、汚物量一萬八千九百四十二・七立方メートルである。これが搬出は臨時掃除汚物搬出請負人をして夫々請負はしめてゐるが、昭和十一年に於ける請負金額は二萬八千餘圓にして一戸當約十二錢となつてゐる。此の費用については縣より六分の一程度の補助がある。

鼠族買上 本市に於てはペストは大正五年四名の發生を見て以來その跡を絶つに至つたが、海陸交通の要衝地である關係上何時病毒の侵入を蒙るや豫測し難く、豫防上萬全を期する爲大正五年以來引續き本病發生の媒介者である鼠の買上を行つてゐる。買入場所は從來百十九ヶ所であつたが、昭和四年より主として病毒を輸入する虞ある貨物を集散し危険ありと認められる區域内の停車場及兩堀川、東西築港附近の保健部清掃課出張所、警察署、巡查派出所等三十三ヶ所に限定し買入代金は一頭一錢である。買入れた鼠は毎日これを蒐集の上本縣細菌検査所に送りペスト有菌鼠の有無を検査してゐる。昭和十一年に於ける買入頭数は二萬四千四百十九匹に達してゐる。尙同年は岡崎市に於けるゲルトネル菌の中毒事件が起つたので特別買入を實施した。

種痘 本市では種痘法による定期種痘に關する事務は一切各區役所に於て取扱ひ、その施行

は概ね三、四月の頃各小學校に於て行つてゐる。尙痘瘡の發生時に於ける臨時種痘は市保健部に於て直接行ひ定期種痘と相俟つて豫防の徹底を期してゐる。

期	公種痘		私種痘		合計
	善感	不善感	善感	不善感	
第一期	三九、六〇六人	四〇九人	一三一人	二、七二一人	四〇〇人
第二期	一五、八七七	三、三六〇	一	七	一三一人
未了検査計					三、五〇六人
合計	五五、四八三	三、九六六	一三二人	二、七二八	五九、二〇九人

保菌者検索及豫防注射

消化器系傳染病殊にチフス豫防上保菌者検索の必要を認め大正十四年以來引續き實行してゐる。その範圍は患者發生家族、退院者、公設市場従業員、患者多發区域内の住民その他必要と認むる者等であつて、昭和十一年に於ける検査人員は四萬九千四百人、保菌者發見数は百十八名である。又一般市民殊に傳染病患者發生家族、同居者並それと密接なる關係ある者に對しては豫防注射を奨励し、本市醫師會に依頼し同會員宅二百餘ヶ所に無料注射所を常置し、希望者の便宜を圖つてゐる。尙患者多發區域等豫防上特に必要ありと認むる區域又は傳染病流行時に當つては臨時醫員を派遣し、若は會員宅等に臨時注射所を設け、豫防注射を施行してゐる。昭和十一年に於ける実績は約七萬名で全部腸チフス豫防注射である。

内服ワクチン チフス、赤痢、疫痢豫防の目的を以て昭和七年以來市民に内服ワクチンの服用を奨励してゐる。當初は輸移入品を以てしたが、昭和八年七月より市立衛生試験所に於て調製することとなつたので之を用ひてゐる。

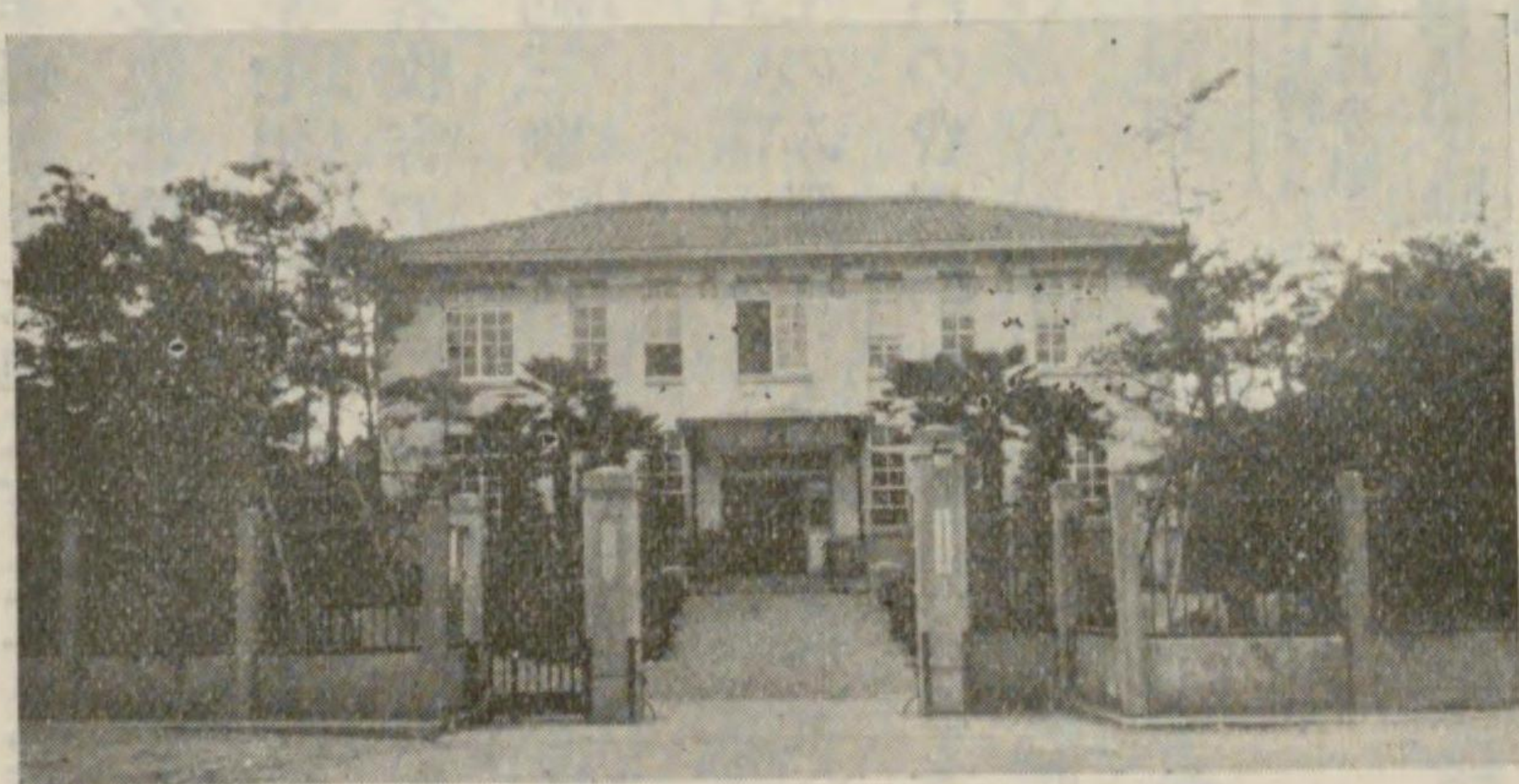
昭和十一年中の分讓數はチフス「ワクチン」五萬八百五個、疫痢、赤痢「ワクチン」二萬八千三百二十八個となつてゐる。

其他

傳染病流行期には隨時注意書等の揭示又は配布を行ふ外、活動寫真映寫機を常備して時々映寫會、講演會を開催し、又衛生組合の申立によつて係員を派遣して映畫講演等を行ひ、豫防宣傳に努めてゐる。尙チフス患者早期發見の爲本市醫師會員に膽汁培養基を無償にて交附し、その依頼に應じ尿尿、血液と共に市立城東病院及衛生試験所に於て無料で検査してゐる。城東病院では狂犬病豫防の爲無料注射を行つてゐるが、一人普通十八回行ひ昭和十一年中の實人員百二十名延千九百八十七名に注射を行つた。

市立城東病院

本院は法定傳染病並麻疹、マラリヤ、狂犬病、流行性感冒等の傳染病及その疑ある患者の隔離收療並傳染病に關



院 病 東 城

する病原検査の爲に設置せられたるものである。本院は明治二十三年縣より敷地八百七十三平方
米並病舎四棟を本市隔離病舎として引継ぎを受けたに始まり、之は必要に應じ随時開設してゐた
が明治三十四年七月より避病院として常時開設することゝした。大正七年名稱を現在のものに改
め且腐蝕して居た建物も毎年部分的に増改築して現在病舎八棟、患者収容力は二百八名である。
本市に於ける法定傳染病患者中他の公私立病院及自宅に於て療養の約三割を除いた七割の患者は
總て本院に於て診療を受けてゐる。

病室使用料は特別病室に收容したる者及市住民に非ざる者に就いてのみ徴收し、普通病室へ收
容したる市住民は總て無料である。但し無料患者中食費薬價の範圍内の費用納付の資力ある者に
對しては、その實費定額を徴收してゐる。

區 分	延 人			計	總延人員に對する 有料患者百分率	使用料及 食費薬價	
	有料患者	食費及薬價 納付患者	無料患者			延人員	延人員
昭和七年	一五、七九	一四、〇七	八、九三	三八、七九	四〇・七〇	三五、四六・三〇	四、三三・〇〇
昭和八年	一八、〇五	一九、四五	一五、二七	五二、六七	三四・三八	四三、五六・三〇	九、一一・〇〇
昭和九年	一六、七六	一三、七五	一三、三三	四三、八三	三九・二九	三八、二九・三〇	五、五四・〇〇
昭和十年	一五、五三	一五、六四	一四、五〇	四五、六七	三三・九五	三六、四三・三〇	九、二四・〇〇
昭和十一年	一一、八〇	一三、六三	一一、三五	三六、六七	三二・二二	二七、八四・三〇	八、八三・〇〇
昭和十一年 平均	一五、六〇	一五、七五	一三、四九	四三、八二	三五・五七	三六、七八・三〇	七、〇四・〇〇

千種隔離舎 本舎は傳染病患者の家族等病毒汚染の疑ある者を收容する所であつて、城東病院
の隣接地にあり、城東病院と同時に本縣より引継いだものであつて昭和三年之を改築し、現在本
館木造二階建百二十九平方米、附屬建物四十六平方米で收容力四十五名である。

公私傳染病治療施設 市立傳染病院としての城東病院の外市内に於ける病院の傳染病患者病床
數を示せば左の如くである。

大學病院六十床、好生館病院三十四床、黒田病院十床、共立名古屋病院十二床其の他二十床
夏季の傳染病流行時に際して城東病院に收容不能となるときはこれ等の病院に委託するを例と
してゐる。

消毒施設 他都市に於ては相當大規模の消毒機關があつて一般市民の需に應じて急性傳染病を
始め結核等の汚染物に對し完全なる消毒を行ひつゝあるも、本市に於ては市民病院、城東病院、
八事療養所に小規模の普通蒸氣消毒の設備を有するに過ぎずして主として夫々の病院の器具、夜
具手術衣の消毒を行ひ一般の依頼に依るものは入院入所患者のものに限つてゐる有様であり、又
財團法人愛知結核豫防會が瓦斯並蒸氣消毒の設備を有するもその規模亦尠少にして其の取扱件數
一年僅かに三百件内外にて全市民の需用を満たすと云ふ域には達してゐない。依つて本市に於て

は蒸氣及藥物消毒設備は勿論その素質を汚損しないで完全な消毒を行ふ真空消毒設備をも有する消毒所建設計畫をたて經費十萬圓を以て目下建設準備中である。

市各機關依頼消毒件數

	昭和八年	昭和九年	昭和十年
城東病院	三、三四八	二、九一七	二、九七一
八事療養所	七二八	六五九	六五〇
市民病院	一〇〇	一〇〇	一〇〇

トラホーム豫防

トラホーム豫防法に基いて本市に對しその治療所の設置を命ぜられたので、宿屋、料理店等の接客業者その他特殊區域の住民に對して檢診を行ふ爲大正九年九月市役所内に治療所を設置し檢診に併せて醫療の資に乏しき患者に對して治療を開始したが、大正十四年二月以來檢診は縣に於て施行することとなり、縣當局は毎年一月より六月迄（徴兵適齡者に付ては一月より三月迄）の間に於て徴兵適齡者、工場職工徒弟、接客業者その他必要と認むる區域の者に對し檢診を行つてゐる。従つて市は本市に於ける罹病率高きに鑑み専ら治療のみに従事することとし、現在治療所を十一ヶ所に設けてゐる。昭和十一年中に於ける診療成績は左の通りである。

治療所	治療人員	一日平均治療人員	東區金作町二丁目三七番地
金作治療所	一一、八八七	一〇三・九	東區金作町二丁目三七番地
都通治療所	四、八四七	三二・〇	東區都通二（東社會館内）
百人町治療所	二六、二七二	八七・五	東區百人町（市立診療所内）
杉村治療所	一九、四四八	一一〇・五	東區豆園町二丁目二六番地
平野治療所	五一、八九三	一七二・九	西區平野町（共存園内）
下奥治療所	四八、六八一	一六二・三	中區下奥田町二十七番地
廣路治療所	一八、九六七	六三・二	中區廣路町大藪八十二番地
御器所治療所	二一、二三七	七〇・七	中區白金町（尙和館内）
八熊治療所	二一、九二四	七三・一	南區八熊町（市立診療所内）
旗屋治療所	五二、三二七	一七四・四	南區熱田旗屋町
眞砂治療所	二三、七四三	七九・一	南區眞砂町一丁目一番地
呼續治療所	一八、九〇四	六三・〇	南區呼續町藥師通二丁目
計	三二一、一一〇	一〇一・九	

註 金作治療所ハ八月一日、都通治療所ハ七月一日開設、杉村治療所ハ七月三十一日閉止

四 結核に關する施設

概況 結核は世界を通じての人類病であり、殊に密集家屋と過密生活を伴ふ都會に於ては死亡原因の一割強は肺結核によるものと云はれる。而も結核は主として十五歳から三十五歳迄の生産年齢階級を犯し、社會の活力源を減殺すること極めて大なるものである。

本市に於ける死亡者の病原別統計を見るに、肺結核による死亡率は六大都市中最低の率を示してゐるが、これに反し結核と極めて因果關係の深い肺炎、氣管枝炎、肺炎、肋膜炎等の呼吸器疾患に因る死亡率は消化器疾患に依る死亡率に次いで第二位を占め、且この率は他の五大都市に比較して常に最上位を占めつゝあるのであつて、この點は本市の結核対策上大いに留意しなければならぬ。

市	大正十五年		昭和五年		昭和九年	
	肺結核	其他呼吸器疾患	肺結核	其他呼吸器疾患	肺結核	其他呼吸器疾患
名古屋市	76,900	29,350	88,490	32,730	93,880	35,880
東京市	105,900	43,500	116,700	52,470	125,880	51,880
大阪市	103,368	38,334	119,030	47,740	127,590	51,880
京都市	105,330	48,830	113,730	49,060	122,390	51,880
神戸市	104,540	43,440	113,730	49,060	122,390	51,880
横濱市	101,590	39,660	113,730	49,060	122,390	51,880
全國	70,250	28,480	73,520	28,480	78,520	28,480

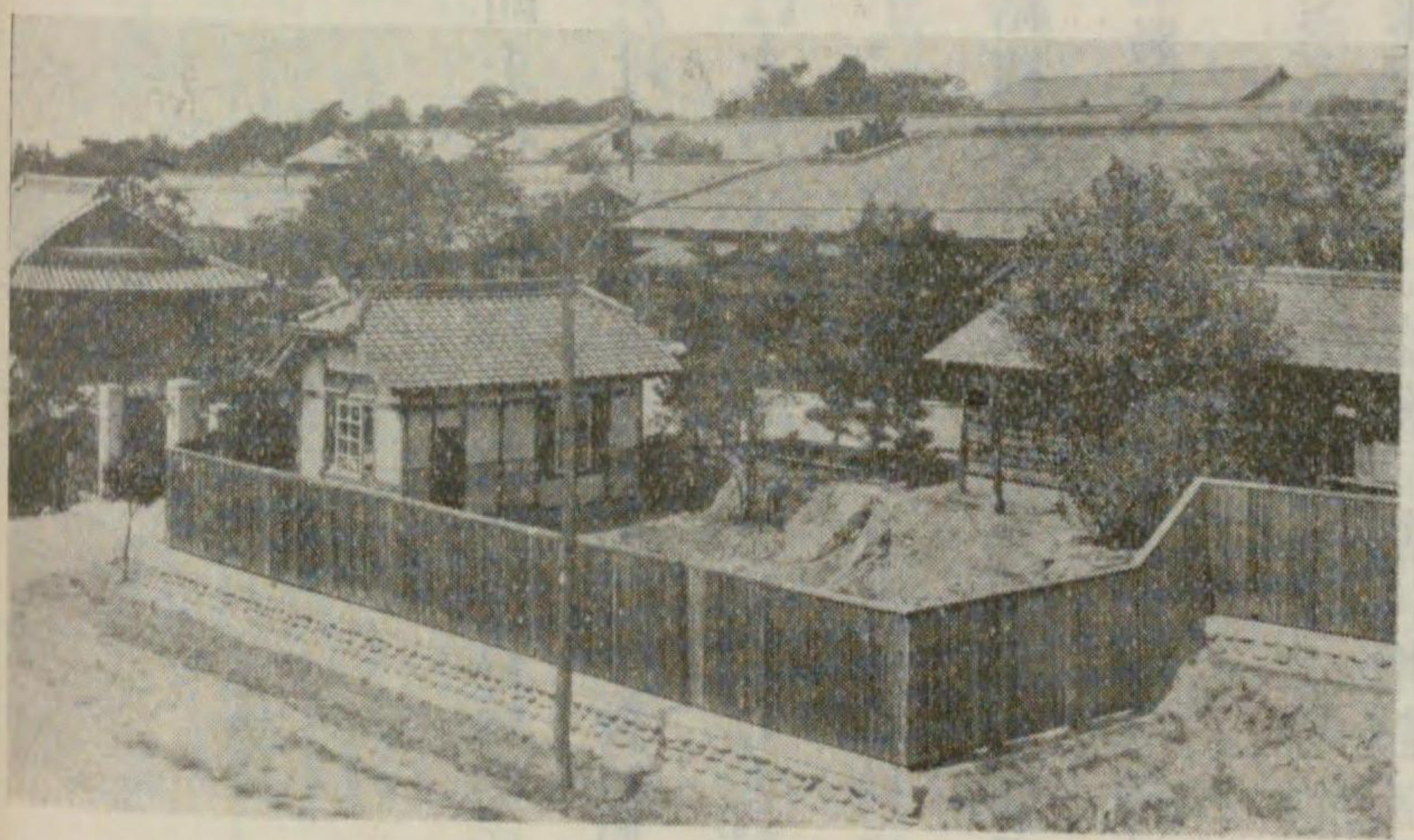
結核を豫防するのに最も有効適切な手段は生活を衛生的に改善向上して結核に對する抵抗力の増強を圖ることである。これが爲には都市衛生施設として市内に於ける緑地區の増加、榮養に對する智識の普及、住宅の改善、勤務場所の衛生化等を考へなければならぬ。そして發生した結核に對する對症的治療法は患者の隔離と收容とに盡きるのであるが、一般に結核患者数は結核に依る死亡者數の大約十倍に上るものであると云ふこと、及本市に結核以外の呼吸器疾患に依る死亡者の相當大であると云ふことから推定して本市内の結核患者數は大約二・三萬人を算するものと思はれる。

然るに結核患者の特設ベットは患者總數の少くとも一割を要し米國等では之を二割に増設することを理想として種々計畫されてゐることから本市の現状を見れば、八事療養所の收容定員二百二十四名はあまりにも少く療養施設の新設は本市衛生行政上現下の最大急務であつて、目下經費

五萬圓を以て新設療養所敷地を選定中である。

八事療養所 大正六年四月内務大臣より本市に對し結核療養所の設置を命ぜられたので、市外八事山中（現在中區川名山町）に敷地を選定し經費二十六萬八千九百七十九圓を投じて大正十一年六月竣功を見た。これより先病舎の一部に患者收容の準備を整へ、同年四月より收療を開始し今日に及んでゐる。當初建設のものは定員百名であつたが逐年入所希望者の増加を來たし、常に満員で入所不能の者多數を見るに至つたので、昭和三年には定員を百八十四名に、同八年には現在の二百二十四名に増加してこれが希望に應じて來た。創設以後定員増加の爲の擴張工事費は總計三十九萬七千餘圓に達してゐる。敷地面積は一萬六千二十六平方米、建物總面積は五千百四十八平方米である。

本所は肺及喉頭結核患者の收療の機關であるが、併せてこれが早期診斷を行つてゐる。尙收療患者の療養期間は概ね三ヶ月



八事療養所

間を以て限度としてゐるが、病狀によつて延長を認めてゐる。

尙病室使用料は一日特別室二圓五十錢、普通病室一圓五十錢で市住民以外は各五十錢増である又市民で納付資力のない者については普通病室に限つて無料の取扱をしてゐるがこの無料患者は昭和十一年の收容患者延人員八萬三名の約八十八%の七萬七百十六名である。最近五ヶ年の事業成績を示せば左の通である。

區分 曆年	入所患者數		計	轉歸			翌年 へ越 患者	延人員		總入員 に對す る有料 患者の 百分比	死亡率 患者 に對す る付
	前年 越患 者	本年 入所 患者		全治	輕快	死亡 事故		有 料 患 者	無 料 患 者 納 付 費 者		
昭和七年	一九六	四〇三	六〇〇	—	二	三三	六一〇	六、七六	八・七二	三九・八三	
昭和八年	一三〇	五五九	七四二	—	九	三四	七、三三	七〇、五七	九・四一	四六・〇一	
昭和九年	三〇〇	五〇七	七七	—	一四	三八	七、九八	七二、六五	一〇・三三	四三・七四	
昭和十年	三〇九	五〇〇	七九	—	三	三九	六、四四	七〇、〇六	八・三九	四六・四〇	
昭和十一年	二〇八	五〇三	七一〇	三	七	三四	九、二七	七〇、七六	一一・六一	四五・六五	

其他 前述の通結核豫防の爲には隔離收療施設の完備を要する事は固より云ふ迄もないのであるが之と共に結核を早期に診斷し、或は自宅治療の望ましき患者に對して治療處置の指導等をなす所の結核専門の健康相談所の設置も亦極めて必要なものであつて、かゝる施設は單に結核豫防

と云ふよりは寧ろ廣く都市保健衛生問題解決の鍵として絶対に欠く事の出来ないものである。諸外國に於ては相談所は死者百人に付一ヶ所の割を以つて設けられてゐると云ふが此の割合を以てすれば本市に於ては先づ二十ヶ所位の施設を要するものと云はなければならない。然るに現狀に於ては昭和八年以來ラヂオ納付金に依つて經理せられてゐる縣の相談所一ヶ所（東區下堅杉之町三丁目）の外特設相談所はないのであつて今後保健所施設として其の實現に十分の努力を要する譯である。

市立八事療養所の外結核療養施設としては日本赤十字社の經營に係る收容定員四十二名の愛知支部八事療養所がある。

五 乳幼児並妊婦保護施設

乳幼児死亡の増加は近代産業都市共通の一大苦惱で、これを減少せしむる爲の施設は世界各都市に於ける重要な衛生事業となつてゐる。我國都市に於てはこの種施設の發達遅々たる爲乳幼児死亡率は歐米主要都市の出生百中九乃至五に比して桁違ひに高く、且我國農村に於けるそれに比して顯著な低率を示さぬは注意を要するところである。就中本市の乳幼児死亡率は大正十四年

の出生百に付一五・四四で昭和九年は一四・二三と幾分の低下は見せてゐるが、尙他の五大都市に比較すれば常に高率にして且近年は最高位を示してゐるは寔に憂慮に堪へない次第である。これが原因は各都市とも共通のものであらうが、一般母體の健康榮養状態の不良、住宅の狹隘不潔、妊産婦の衛生思想並育児智識の不足、分娩時に於ける手當の不行届及乳兒期の保健不備等が挙げられる。従つて乳兒死亡は多く中産階級以下の薄資貧困者に於て見られるものであり、この階級に對する施設が完備されなければ我國都市乳兒死亡率の低下は期し得られないと考へられる。然して本市内に於ける乳幼児並妊産婦保護施設としては民間各種團體經營に係る小兒保健所九ヶ所日本赤十字社經營の定員十三人の産院一ヶ所とを有するのみで、中産階級以下のこの種救濟保育の設備は最も緊急を要するものである。依つて本市に於ては經費二十萬圓を以て左記事業及規模の産院を建設することとなり、預金部資金を借入れ目下建築設計中である。

- 一 薄資者の妊産婦（定員四十名）、乳兒（定員二十名）の收容診療
- 二 同妊産婦、乳兒患者の外來診療（約八十名）
- 三 同妊産婦、乳兒の訪問看護
- 四 同婦人、小兒の健康相談（約五十名）
- 五 收容妊産婦の伴ふ小兒の託兒設備（定員約十名）

尙本院に於ては併せて産婆及保姆の實地教育、保健婦及社會看護婦の養成並一般婦人の衛生知識の啓發普及をも爲すことになつてゐる。

尙昭和十一年九月以來市内に於ける小兒保健に關する事業の相互連絡を圖りその適正なる發達を期する爲に前記九ヶ所の小兒保健所と縣、市の各主管部課との連絡會を組織して、各事業の相互連絡、小兒保健事業の調査研究施設の擴充並小兒保健に關する知識の普及啓發等の事業を行つてゐる。民間團體の小兒保健所の名稱、經營者及所在地は左の通である。

名	稱	經營者	所在地
東區東部	小兒保健所	東區方面事業助成會	東區都通二、東社會館内
東區中部	小兒保健所	東區方面事業助成會	東區東區役所内
東區北部	小兒保健所	東區方面事業助成會	東區豆園町二ノ二十六
熱田有隣館	小兒保健所	南區方面事業助成會	南區熱田旗屋町熱田有隣館内
櫻楓會	小兒保健所	櫻楓會名古屋支部	東區千種町元古井二百五十二
平野町	小兒保健所	愛知縣社會事業協會	西區區平野町
那古野	小兒保健所	那古野社會事業後援會	西區花車町三ノ一淨信寺内
下奥	母子寮	衆善會	中區下奥田町下奥第六アパート内
愛國婦人會	兒童健康相談所	愛國婦人會	東區東新町一ノ七

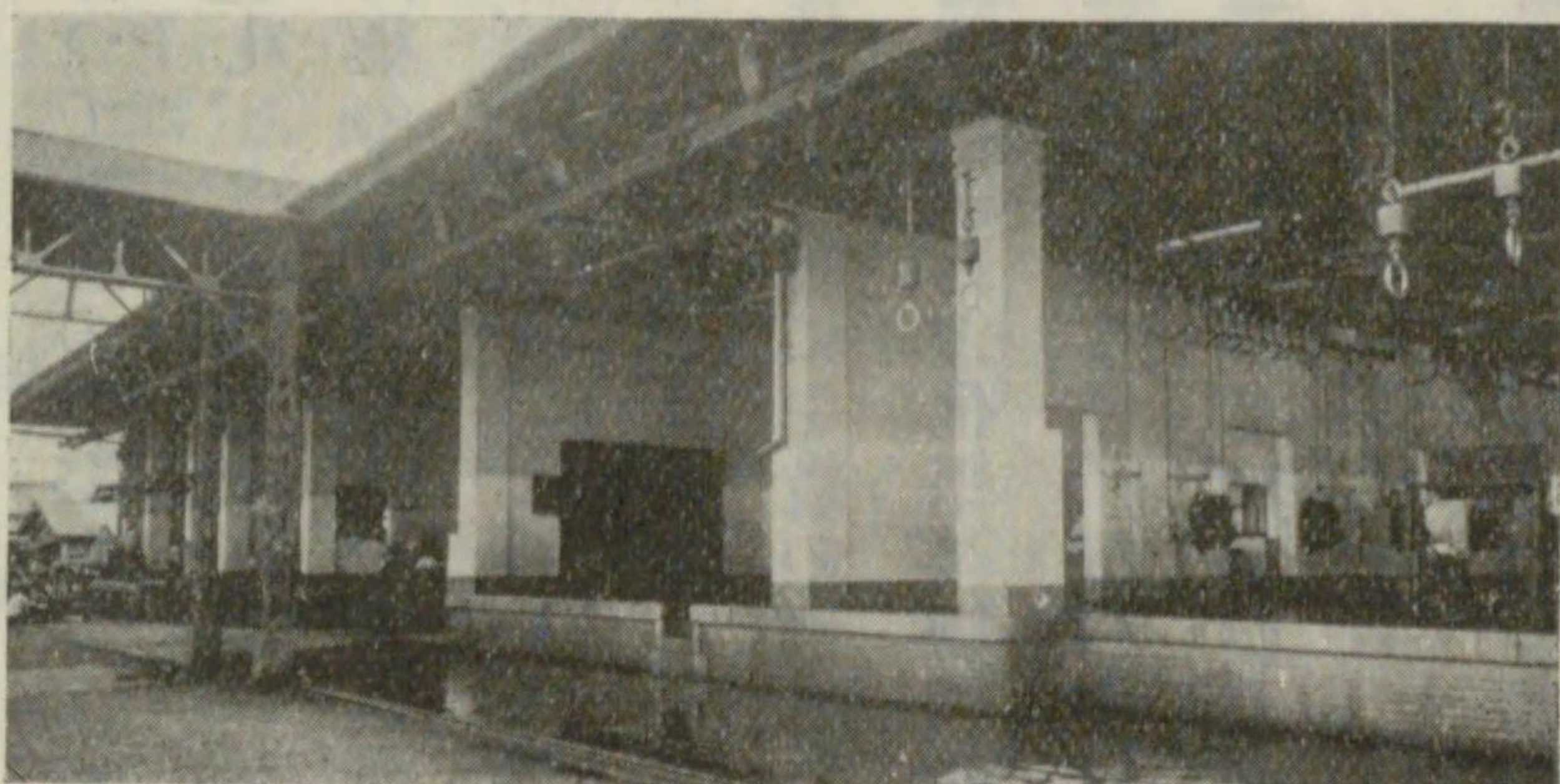
六 其の他の施設

市立衛生試験所 本所は市民の保健衛生試験機關として大正十二年十月城東病院の一部を假廳舎として創設されたが、その後依頼件數の増加と事業内容の擴大に伴つて廳舎の狹隘を感ずるに至つたので昭和九年三月元市役所（中區新榮町一丁目）の一部を改造し、これに移轉した。本所は一般の依頼に依る各種衛生上の試験検査に應ずるは勿論都市空氣汚染の研究等都市衛生に關する種々の調査研究指導をなし又傳染病豫防用ワクチン並藥劑の調製分讓、榮養食の指導その他衛生思想の普及啓發等に關しても盛に活動してゐる。昭和八年以來本市に於て服用を獎勵してゐる各種内服「ワクチン」は何れも本所の調製に係るもので、「名古屋消毒藥」と共に一般の好評を博してゐる。昭和十一年十月には職制を從來の第一部、第二部制から醫學試験、理化學試験、榮養指導及健康指導の四部制に改め積極的に市民の體位を向上せしめる様陣容を整へた。併し乍ら本所は前述の如く舊市廳舎を一時利用してゐるので精密検査等には不適當であるので耐震耐火のコンクリート建に改築の議が起きてゐる。

屠場 市設屠場は明治四十三年十月西區櫻木町四丁目に經費二萬五千餘圓を以て建設された

が、これより先同年五月より當時中區養老町及松ヶ枝町にあつた私設屠場の使用許可期限満期に伴ひ假屠場を設け事業を開始した。その後本市の膨脹につれ屠殺申込數増加し、從來の建物にては狹隘を感ずる許りでなく、設備も亦不完全で屠殺能率に影響するは勿論、食料品の取扱場としても遺憾の點があつたので、昭和五年南區高畑町東大門に用地を買収し、總經費三十三萬三千餘圓を投じて新建築をなし、六年七月落成、同年九月より作業を開始した。本場には化製場並冷蔵庫の附屬設備があるが、化製場は貸與して屠畜の骨、血液を材料として油脂、骨粉肥料等の製造に使用せしめてゐる。本場使用成績を挙げれば左の通である。

牛	六、七〇一頭	一、二四四頭	一九一頭	四三頭	一四、九四〇頭	二二、一一九頭
馬						
羊						
豚						
計						



屠場

尙本市内には私設屠場は存置しないが、市外甚目寺村に一ヶ所私設屠場がある。家畜病院 昭和六年屠場新築の際家畜検査の爲隣接地に特別検査所を設けたが、近時家畜飼養

の増加に伴ひ、これが疾病は吾人の保健衛生と密接なる關係を有するに鑑み特別検査所の設備を擴張充實して家畜病院とし、昭和九年五月一日より開院した。昭和十一年に於ける使用成績は左の通である。

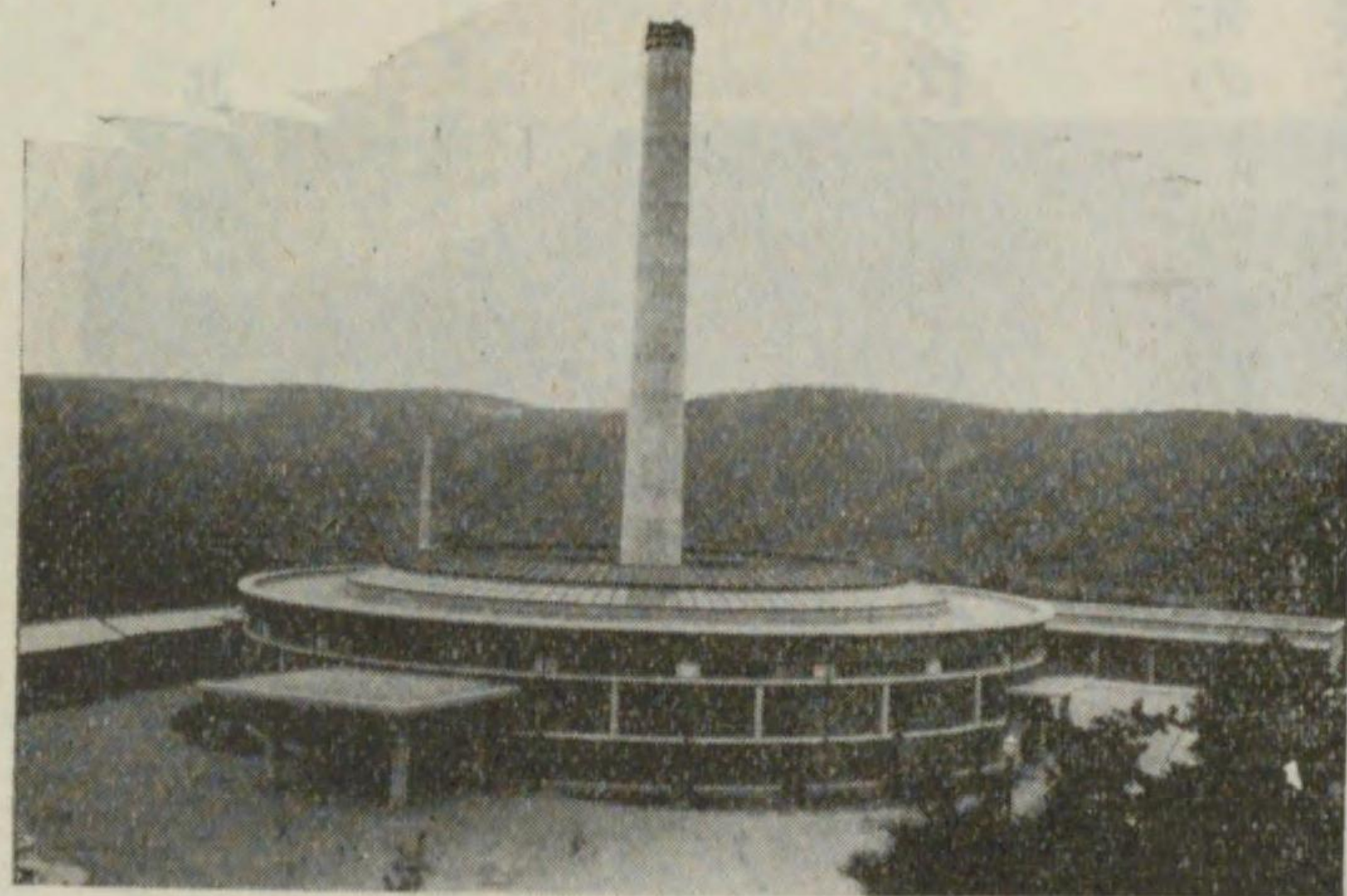
畜種別	牛	馬	緬羊	犬	猫	雞	其他	計
外來	一	二	一	四七	元	五	一	五〇五
往診	三	二五	一	四三	八	一	一	四四八
入院	一	二	一	五元	一	一	一	五三一
別裝	一	一	一	一	一	一	一	一
毛蹄	四	元	一	一、四八	元	五	一	一、四八
計								

尙本市に於て一般に犬を勞役の爲使用して居る特殊事情に鑑み勞役専門犬については使用料を半減してゐる。

墓地火葬場等 我々の最後の安住地として且又我々の幾多の祖先の眠る場所として都會地に於ける墓地の問題は市民の情操上よりしても又衛生上よりしても肝要な問題である。現在市内には四百七十二ヶ所三十七・六ヘクタールの墓地があり、その殆どは寺院附屬の墓地であつて從來よりその寺院に於て理管して來たが、これ等多數の墓地が周囲の建込むにつれて塵埃に塗れる機會

の多くなることは我々市民にとつて全く忍び難きことであり又都市の繁榮にも關することであるから、これに對して早晩何等かの適切なる處置が採られねばならない。

市營墓地は市外八事村大字八事に設けられてあるが、これは人口の増加と産業の發展に依つて市内の土地は愈々狹隘を告げるに至つたのと更に都市衛生上の見地よりしても、早晩市内に散在する寺院墓地の整理及市内に於ける埋葬禁止等が行はれるであらう事を豫想して大正元年工事着手、同三年三月より使用を開始したものである。その後使用者の増加に伴ひ大正十年、大正十三年、昭和十年と三度擴張を行ひ、昭和十一年末現在利用面積一二〇、〇二七平方メートル、内使用許可面積八六、七五〇平方メートルである。大正十五年二月よりは舊市部、昭和七年一月一日よりは全市に亘つて死體埋葬即ち土葬を禁止せられたので現在土葬し得る墓地は手近なものとしては本施設のみとなつた。又都市の繁榮の爲墓地の改葬に依る使用には特別の取扱をしてをり、寺院墓地五その他三計八ヶ所の改葬を



八事火葬場

見た。

尙市設八事墓地内には火葬場が附設されてゐるが、これは大正四年五月墓地開設當初に創設せられたものを昭和二年、昭和九年の二度に増改築したもので、殊に昭和九年の改築に依つて面目を一新した。現在高松式石炭爐、重油爐各十五基を有し、前面に池を控へ中央に煙突を有する圓形の建物は附近天白溪に遊ぶ行人の目をそばだたしめるものがある。この外市内には三十九ヶ所の火葬場があるが、米野、鍋屋、野立、則武、枇杷島、西志賀、北一色、櫻所在のものが火爐二基以上を有するも、他は一基の小規模のものである。市設八事墓地には火葬場の外葬儀場一ヶ所及昭和十年以來獸屍焼却所等を有し、又火葬場利用者の爲の葬儀自動車四臺を併置してゐる。市では八事墓地及葬齋場事務所を設けてこれ等營造物の管理に當らしめてゐる。尙昭和十二年度中に火葬場一ヶ所増設の計畫がある。

衛生組合 本市には明治十七年頃より各町毎に衛生補助員があつて傳染病豫防、消毒その他衛生事項の補助機關として衛生事務に従事して來たが、明治二十年六月縣令第七十號を以て衛生組合準則が發布せられ、始めて各町に衛生組合を設けることとなつた。その後幾度か規定には改正があつたが、組合の實體には消長なく、傳染病豫防救治その他一般衛生に關し隣保協同の實を舉

げ、清潔、消毒等に努めるの外「チフス」「コレラ」「痘瘡」等の流行時には諭告、注意事項の周知方、豫防注射、内服「ワクチン」服用の勧誘斡旋を行ひ、亦衛生思想の普及向上の爲活動寫真會、講演會の開催等の事業を遂行してゐる。組合の連絡統一を計る爲に各町衛生組合を以て區衛生組合聯合會を、區衛生組合聯合會を以て市衛生組合總聯合會を組織して居り、これ等の聯合會は各組合の連繫に努めるは勿論時運に伴ふ諸施設の調査研究機關を設け、尙當局へ衛生上の各種建議をなす外、毎年「衛生デー」を開催して衛生思想の普及喚起に努めてゐる。現在の組合數は千百二十、聯合會は東區中區各二、西區南區各一の六及市聯合會一の計七である。

特別健康地區 模範衛生運動の行はれる地域として本市に於ては聯區（小學校通學區域）を單位としてこれを指定してゐる。この地域には地域内市民の聯合體である事業執行機關が設置され、右機關は縣市各衛生諸機關の聯繫と指導及其他醫師會、結核豫防協會、衛生組合、町總代の協働とに依つて公衆衛生上の理論、技術、經驗の實際的適用をなしてゐる。現在指定された地域は東區内に大成、中區内に白川、松ヶ枝、南區内に森後、旗屋の各聯區である。

特別健康地區に於ては大體左の如き事業を指定地區内篤志家の寄附と各團體の醸出によつて緩急難易に従つて順次實施することゝなつてゐる。

- 一 環境改善並清掃に關する事項
- 二 保健施設の擴充並統制連絡に關する事項
- 三 傳染病の豫防に關する事項
- 四 母性並乳幼兒保護指導に關する事項
- 五 家庭衛生の指導、普及に關する事項
- 六 結核、花柳病、トラホーム並寄生蟲病等の豫防に關する事項
- 七 醫療救護に關する事項
- 八 青少年衛生に關する事項
- 九 保健衛生の調査研究に關する事項
- 十 其の他一般保健衛生に關する事項

七 汚物掃除

人家密集せる都會地に於て若し塵芥及尿管の搬出及處分が一日停止したならば、その都會はどうか。環境改善に關するものとして傳染病豫防施設と共に第一に着手された汚物掃除の事務は今日尙幾多の難問題を都市衛生行政上に残してゐる。

明治三十三年汚物掃除法の施行に依り塵芥に就ては市はその搬出處理を義務づけられてゐるの

で、各市とも全部市營で施行してゐるが、尿尿については嘗てそれが有價物であつた沿革もあつて細則に於て個人處分の餘地が残されたので、各市とも市營と云ふわけではなく取扱は區々である。即ち

イ、本市の如く大部分の地域について市營を斷行してゐる都市神戸市、新潟市、横須賀市、東京市。

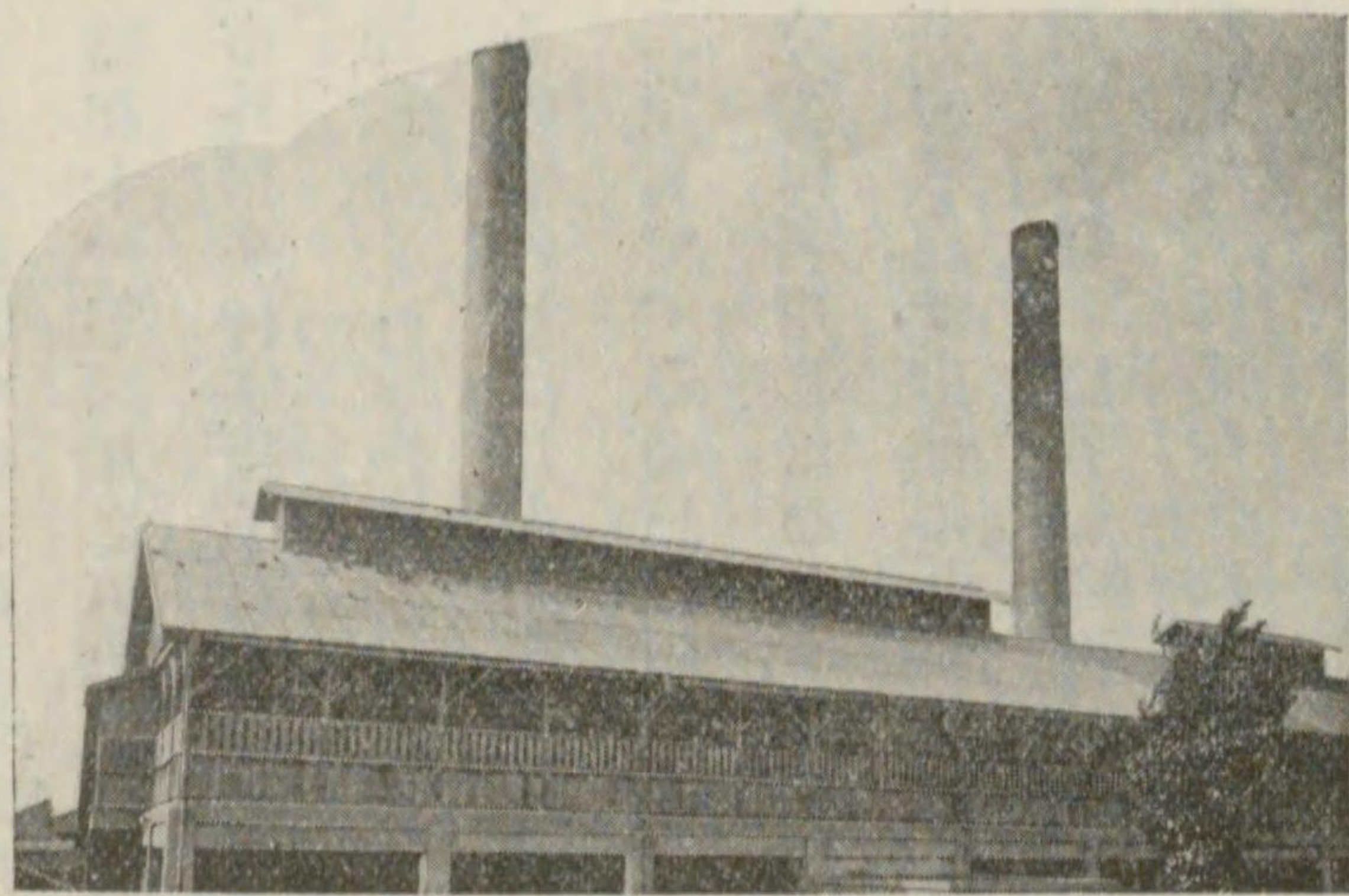
ロ、各戸に自由處分を爲さしめるを本體とし市は唯尿尿停滯緩和の應急策として依頼に應じて汲取處分をなしてゐる都市大阪市、京都市、横濱市、廣島市、岡山市、吳市、門司市。

イ、ロ、以外の全國各都市は全く各戸の自由處分に委してゐる。

(1) 塵芥處分

本市に於て塵芥處分の組織的に行はれるに至つたのは汚物掃除法によつて各戸にて蒐集した塵芥を市に於て搬出處分する様になつた明治三十三年十月以後のことである。當時に於ては全市を四區に分割し、搬出は各區何れも請負に依り、塵芥は毎月五回、汚泥は毎月一回の割にて各戸より取集め、堆肥として農事に利用せられる一部を除き全部市内各所の低地田畑その他へ地主の依

頼に應じて埋立處分する外、何等組織的の處分方法を採用しなかつた。この方法はその後暫らく繼續して來たが、大正三年東區千種町に始めて塵芥焼却爐を建設し一部の塵芥を焼却處理したが小規模の爲充分能力を發揮し得ないので大正六年稍大規模に爐を改造し當面の要求に應じた。然るに大戦後に於ける本市商工業の異常なる殷賑に伴ひ、人口は増加し必然の結果として塵芥の産出量を高め、且大正十年には町村合併もあつて従來の如く大部分を埋立處分に依ることとは到底不可能となるに至つた。のみならず埋立は衛生上寒心に耐へないものあるに鑑み斷然全部の塵芥を焼却處分する計畫を樹て、先づ大正十二年に西區則武町に強壓送風式焼却爐六基を大正十五年に東區下飯田町に同型式の焼却爐五基を夫々建設した。更に昭和二年以來經費四十六萬圓を以て焼却所の増設に着手し、南區高畑町、市外天白村大字八事、市外庄内町、南區鴨浦にこれを新設し、又既設の下飯田焼却所の設備を擴張した。



高畑塵芥焼却所

尙昭和十年度に於て東區東北部に一ヶ所塵芥焼却所を新設すると共に既設の庄内塵芥焼却所に火爐を増設すべく豫算額二十一萬圓を計上し、市會の決議を経、昭和十一年二月之が起債の認可を得た。依つて新設焼却所に付ては直に用地の買収に着手し過般市外猪高村字猪子石原に敷地を求めたので目下建築設計を急いでゐる。

塵芥及汚泥の蒐集運搬は現在五月より十月迄の六ヶ月は月十回その他の月は月六回宛所定の日並により請負人をして取扱はしめてゐるが、一日の搬出量は約十二萬貫で、その三分の二の八萬貫を焼却所にて処理し、残渣は焼却せざる塵芥汚泥と共に低地埋立等に利用してゐる。焼却所に故障があつて焼却し得ない場合の豫備として露天焼却又は埋却處分する爲新市部に九ヶ所の假置場を設備してゐる。尙塵芥を厨芥と區分し堆肥、動物飼料等に利用する爲、塵芥箱の區分等によつても研究は進めてゐるが、寧ろ現在の處毎日大量に産出される塵芥を如何に速やかに且残渣少く完全に焼却するかに就て腐心してゐる。

汎太平洋平和博覽會を控へて昭和十一年夏期より都市衛生並美觀上よりして市内清掃の一大キヤンペーンを起し、衛生組合職員、町總代その他の援助を得て軒先の掃除、塵芥箱の路上放置の廢止、空地並溝渠清掃等の徹底を圖つてゐる。

市營塵芥焼却所一覽

名 稱	建 設 期	建設費	爐 式	爐 數	燒却能力 (一日に付)	位 置
下飯田塵芥焼却所	大正十五年三月 昭和四年四月増築	九七、四三三 五、五三六	強 壓 送 風 式	一 五	二、六、五三	東區下飯田町字狐向
庄内塵芥焼却所	昭和七年八月	七五、五三三	強 壓 送 風 式	六	三、五、〇〇	西春日井郡庄内町大字堀越
則武塵芥焼却所	大正六年八月 大正三年一月増築	三三、〇〇〇 五、〇〇五	強 壓 送 風 式	六	四、〇〇〇	西區則武町字中田
八事塵芥焼却所	昭和七年三月	六、〇〇元	自 然 通 風 式	八	九、〇〇〇	愛知郡天白村大字八事
高畑塵芥焼却所	昭和五年二月 昭和六年六月増築	二八、二二八 七、〇七九	補 助 強 壓 送 風 式	二	一、六、七五〇	南區高畑町字中萩
鴨浦塵芥焼却所	昭和八年三月	元、四八六	強 壓 送 風 式	三	三、七五〇	南 區 鴨 浦

塵芥及汚泥處理經費並處理量

年 度	經費(處理の直接經費のみ)		年 總 量	處 理 量	一 日 一 戶 當 量
	年 經 費	一 戶 當 費			
大正十五年度	一、八二、四〇〇	一、三三	一〇〇、四四、六五五	二四、九二、五五三	七五、五三、〇三三
昭和五年度	一、七〇、四八六	〇、八四四	二七、八八、三三五	六四、三六、〇〇五	三、五、〇〇、〇〇〇
昭和十年度	二、五、一、四八	〇、七六	一七四、五二、八〇七	二二、三〇〇、一九九	五、二、六、二〇八

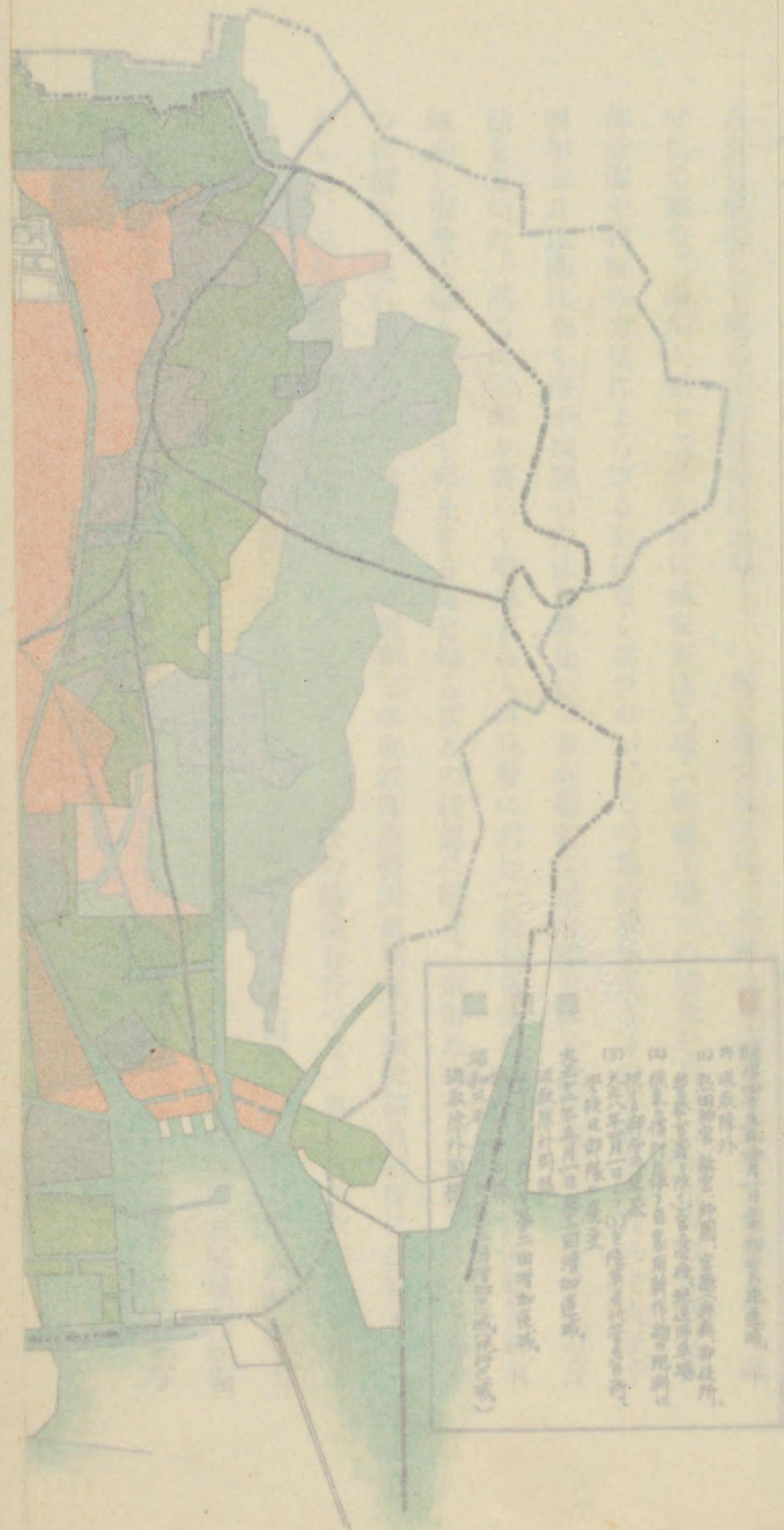
(2) 尿尿處分

汚物掃除

屎尿處分市營の沿革 本市に於ける市營屎尿處分の動機は明治四十年頃上下水道築造の財源として屎尿の賣却代金を充用せむとしたことにある。即ち汚物掃除法によれば原則として市が汚物掃除をなすべきことになつて居るから、從來例外的に認められて居た個人の處分を此の原則に戻し、而して當時尙有價物であつた屎尿を市に於て蒐集の上其の賣却代金を上下水道完備の費用に充當せんとしたのである。これが爲汚物掃除法施行規則の改正方を建議し、明治四十三年には地方長官の意見によつて市に於て屎尿處分をなし得る様省令の改正が行はれ、次いで明治四十五年二月愛知縣令第二十二號を以て名古屋市に於ては市をして屎尿を處分せしめることとなり、同年四月一日より實施することになつた。實施に當つては舊來の慣行によつて屎尿代は家主の所得に歸してゐたから相當家主側よりの論難もあつたが、都市衛生確立の爲に市營を斷行したものである。

(イ) 爾來舊地域の大部分に亘る市汲取区域内の屎尿は年額十二萬圓の料金納付契約の下に、この事の爲に設立された會社に汲取處分を請負はしめて來たが、世界大戰以來人夫賃の昂騰に伴ひ會社經費の多額を要すると、市運の進展につれて從來の農耕地は工場用地として又住宅地として利用せられる様になり、且又農民思想の變遷は金肥の需要を増加し、爲に汲取屎尿は増加するに拘らず農家需要は減少し、漸次運搬會社の經營を困難ならしめる様になつた。依つて大正十年

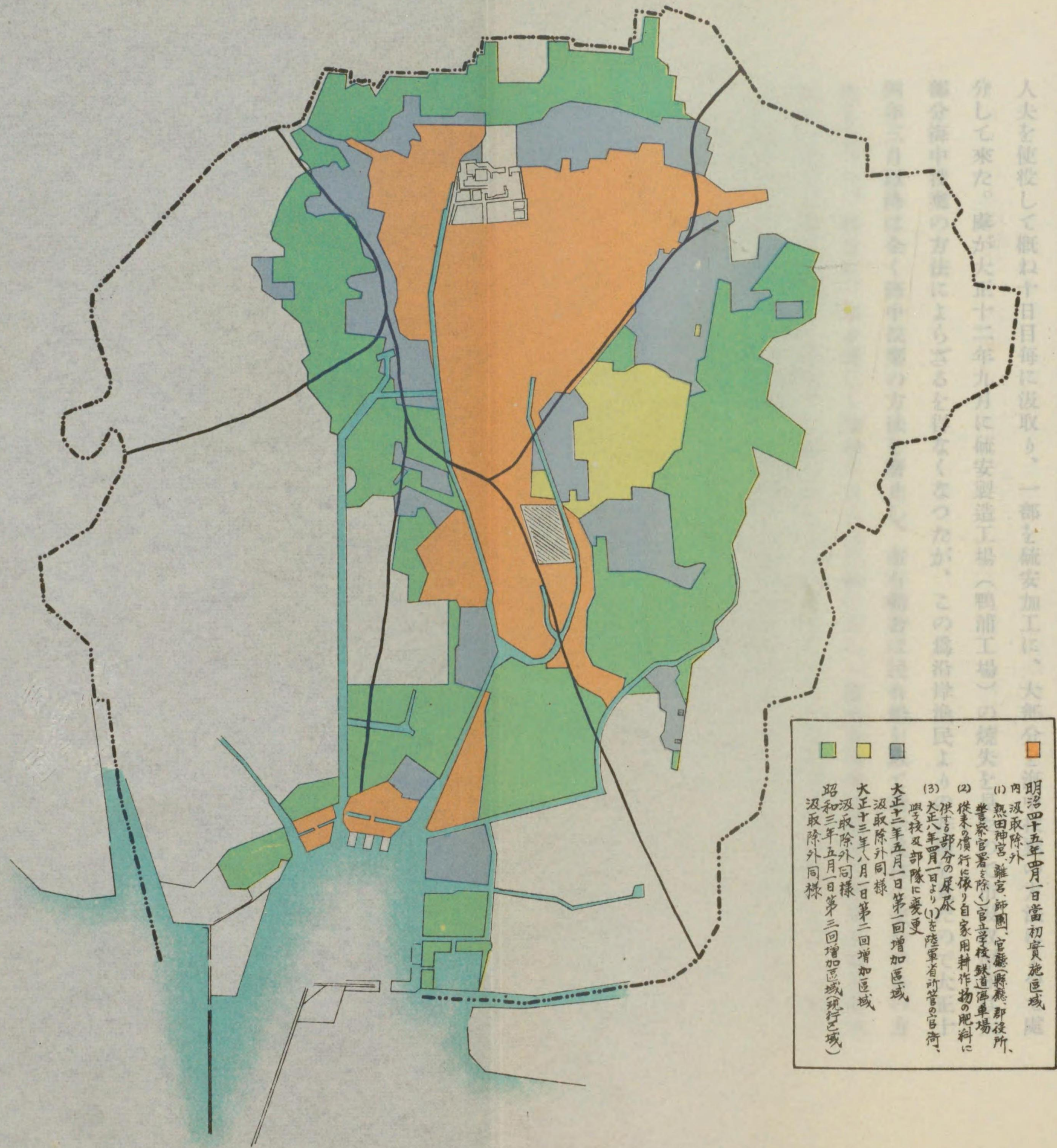
屎尿圖

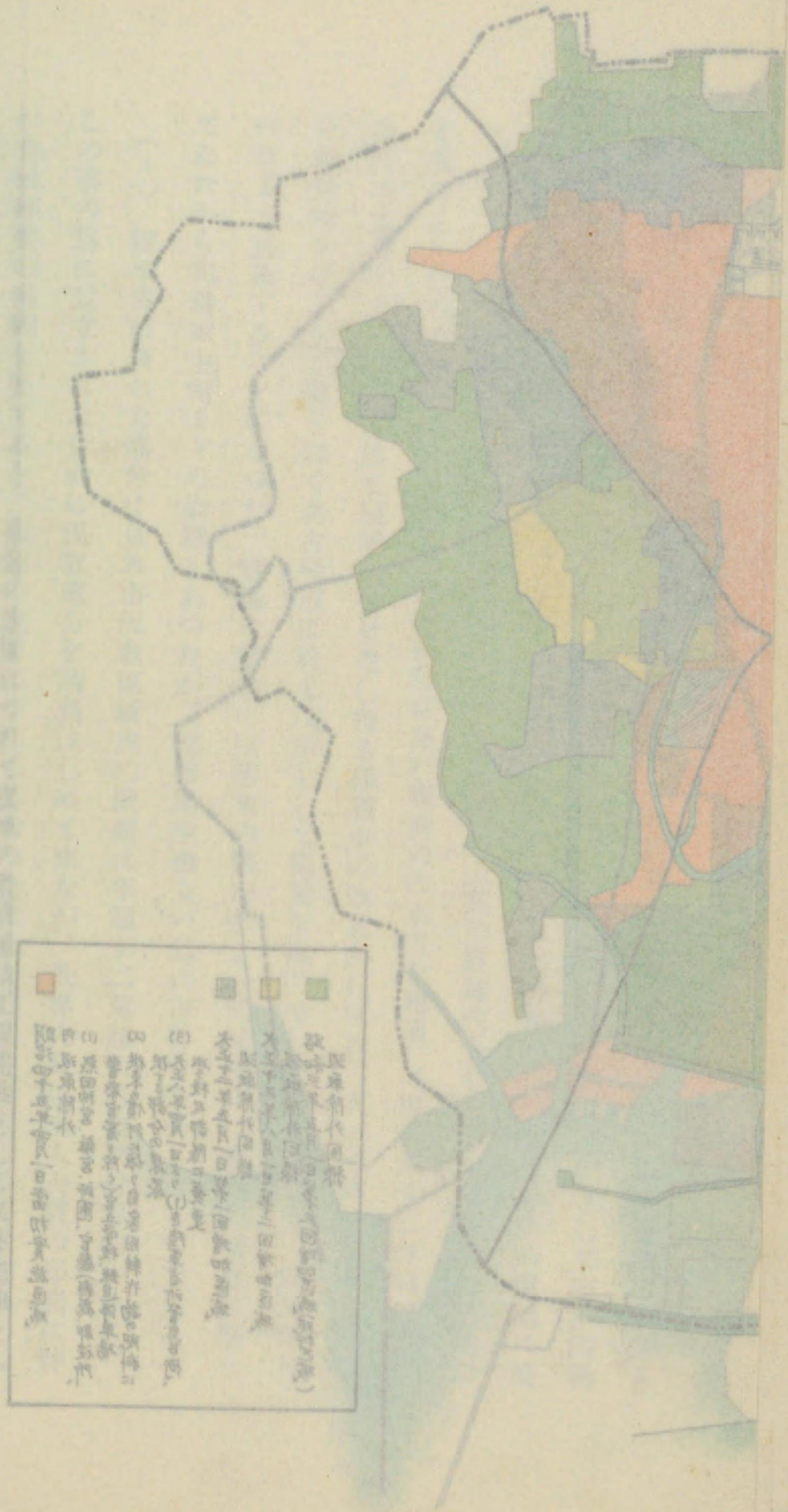


屎尿處分市營の沿革 本市に於ける市營屎尿處分の動機は明治四十年頃上下水道築造の財源として屎尿の賣却代金を充用せむとしたことにある。即ち汚物掃除法によれば原則として市が汚物掃除をなすべきことになつて居るから、從來例外的に認められて居た個人の處分を此の原則に戻し、而して當時尙有價物であつた屎尿を市に於て蒐集の上其の賣却代金を上下水道完備の費用に充當せんとしたのである。これが爲汚物掃除法施行規則の改正方を建議し、明治四十三年には地方長官の意見によつて市に於て屎尿處分をなし得る様省令の改正が行はれ、次いで明治四十五年二月愛知縣令第二十二號を以て名古屋市に於ては市をして屎尿を處分せしめることとなり、同年四月一日より實施することになつた。實施に當つては舊來の慣行によつて屎尿代は家主の所得に歸してゐたから相當家主側の論難もあつたが、都市衛生確立の爲に市營を斷行したものである。

(イ) 爾來舊市域の大部分に亘る市汲取區域内の屎尿は年額十二萬圓の料金納付契約の下に、この事の爲に設立された會社に汲取處分を請負はしめて來たが、世界大戰以來人夫賃の昂騰に伴ひ會社經費の多額を要すると、市運の進展につれて從來の農耕地は工場用地として又住宅地として利用せられる様になり、且又農民思想の變遷は金肥の需要を増加し、爲に汲取屎尿は増加するに拘らず農家需要は減少し、漸次運搬會社の經營を困難ならしめる様になつた。依つて大正十年

屎尿汲取區域圖





十月より一部区域を市の直接汲取に改め、越へて大正十一年四月一日には會社との契約を解除し、全區域について市直營とした。

(ロ) そして一部は従來通り附近農民をして無償汲取搬出をなさしめ、他は總て市に於て直營人夫を使役して概ね十日目毎に汲取り、一部を硫安加工に、大部分を海中投棄の方法によつて處分して來た。處が大正十二年九月に硫安製造工場(鴨浦工場)の燒失を見たので市汲取尿尿は大部分海中投棄の方法によらざるを得なくなつたが、この爲沿岸漁民よりの非難を見たので大正十四年三月以降は全く海中投棄の方法を廢止し、市有船若は民有船を以て沿岸農村に交付するの方法をとつた。然るに、年々著しく増加する人口戸數に對し一般社會情勢は農村の無償汲取を漸次減少し市費は益々増額して停止する處を知らざるの状態に陥り、市財政の一大負擔となつて來たのに鑑み、これが節減の一方法として昭和三年度以降直營汲取制度を漸次請負制度に改變することとし、汲取りたる尿尿は全部市直營にて處分し、經費の節減を計つた。更に昭和六年度に於ては市直營區域を二十五區域に分割し全部請負に付したが、かゝる汲取制度の改變のみでは經濟上、衛生上尿尿處分の根本的解決を告ぐるに至らないので、昭和二年度以降下水處理場並尿尿流注場の建設に着手し、昭和五年十月には堀留熱田兩下水處理場、昭和八年十二月には露橋、昭和十年

五月には熱田下水処理場東分場の完成を見た。その結果汲取尿尿の過半は尿尿流注所に搬入の上直接下水道に放流し、各下水処理場に導き浄化処理し、一部は東區下飯田町に設置の單獨尿尿浄化装置に搬入浄化の上、黒川に放流し、尙一部は販賣業者及沿岸農村より廻航する尿尿船に有償又は無償にて交付する方法を確立し、現在に至つてゐる。

(ハ) 前述の如く、有償物であつた尿尿の無償物となるにつれ汲取處分費は漸増して市財政の一大負擔となつて來たので、これが補填の爲手数料を徴收し得る様當局に建議する等運動を續けて來たが、昭和五年汚物掃除法改正せられ、市は尿尿の汲取運搬に關する手数料を徴收し得ることゝなつた。依つて本市に於ては昭和六年度より普通の便壺一個若は便房一ヶ所に付一ヶ月二十四錢の手數料を徴收することゝした。尙都市に於ける尿尿處理の最善の方法である下水道直結に依る水洗式便所を採用し得ない區域については、それが中心部より離れた土地であることも考慮して上記二十四錢の半額十二錢としてゐる。又昭和十年に條例の一部を改正して従來賃賃價格二百五十圓未満の家屋居住者については手数料を免除してゐたのを限度をさげ、納入者の範圍を擴張した。六大都市に於ける手数料を比較すれば左の通である。

名古屋市	便壺一箇又は便房一ヶ所に付	一ヶ月	二十四錢又は 十一錢
東京市	一荷(二樽)に付		十八錢
大阪市	一荷に付		十錢
京都市	一本に付		七錢
神戸市	便池一個に付所定容器に三荷迄 以上一荷を増す毎に	一ヶ月 一ヶ月	三十錢 三十錢
横濱市	臨時	四斗に付 四斗に付	二十錢 五十錢

昭和十年度に於ける本市汲取手数料の実績は汲取戸數の約二分の一、七萬八千戸につき總額四十二萬餘圓を徴收してゐる。

尿尿處分の現況

イ、區域 東區の東端部、西區の西端部、中區の東端部及西端部並南區の西部及南部を除いた全市域の約二分の一の區域を市の汲取區域として實施して居るのであるが、その戸數に於ては全市戸數の九十一%に及んでゐる。

ロ、汲取 前項の汲取區域内に於ける排泄量は昭和十一年に於て一日平均約千百十一軒であるが、この内約十一%の百二十六軒は自家耕地の肥料として使用するか又は浄化装置若は水洗便所に依り下水道に放流するかして市に於て汲取處分を要しない部分である。市に於て汲取せねば

ならぬ約千軒中二十%の百九十七軒(全體の十八%)は農會その他の農民團體と契約して農民をして汲取處分せしめ、餘の七百八十八軒(全體の七十%)は五區に區分して區域毎に汲取を請負はしめてゐる。

ハ、處分 請負によつて汲取つた七百八十八軒の尿尿は次の如き方法に依つて處分してゐる。

A、約四百九軒五十二%の尿尿は流注所に輸送、こゝより下水道に放流し、他の汚水と共に下水處理場に於て淨化せられてゐる。現在大流注所十三、小流注所九十九ヶ所が市内各所に設けられて居るが、本施設によつて搬出距離は短縮され、經費の輕減について大いに見るべきものがある。

B、約三百四十六軒四十四%の尿尿は堀川、新堀川沿岸の舟積場に輸送し、販賣業者又は農會所有船に積込み、伊勢海沿岸農村の肥料用として有償又は無償にて交付してゐる。

C、北部の下水道網の完備して居ない區域については特設尿尿處理場に輸送し、淨化の上黒川に放流してゐる。この部分は約三十二軒四%である。

以上の他五ヶ所に合計容量千二百八十軒の貯溜所を設けて調節してゐる。

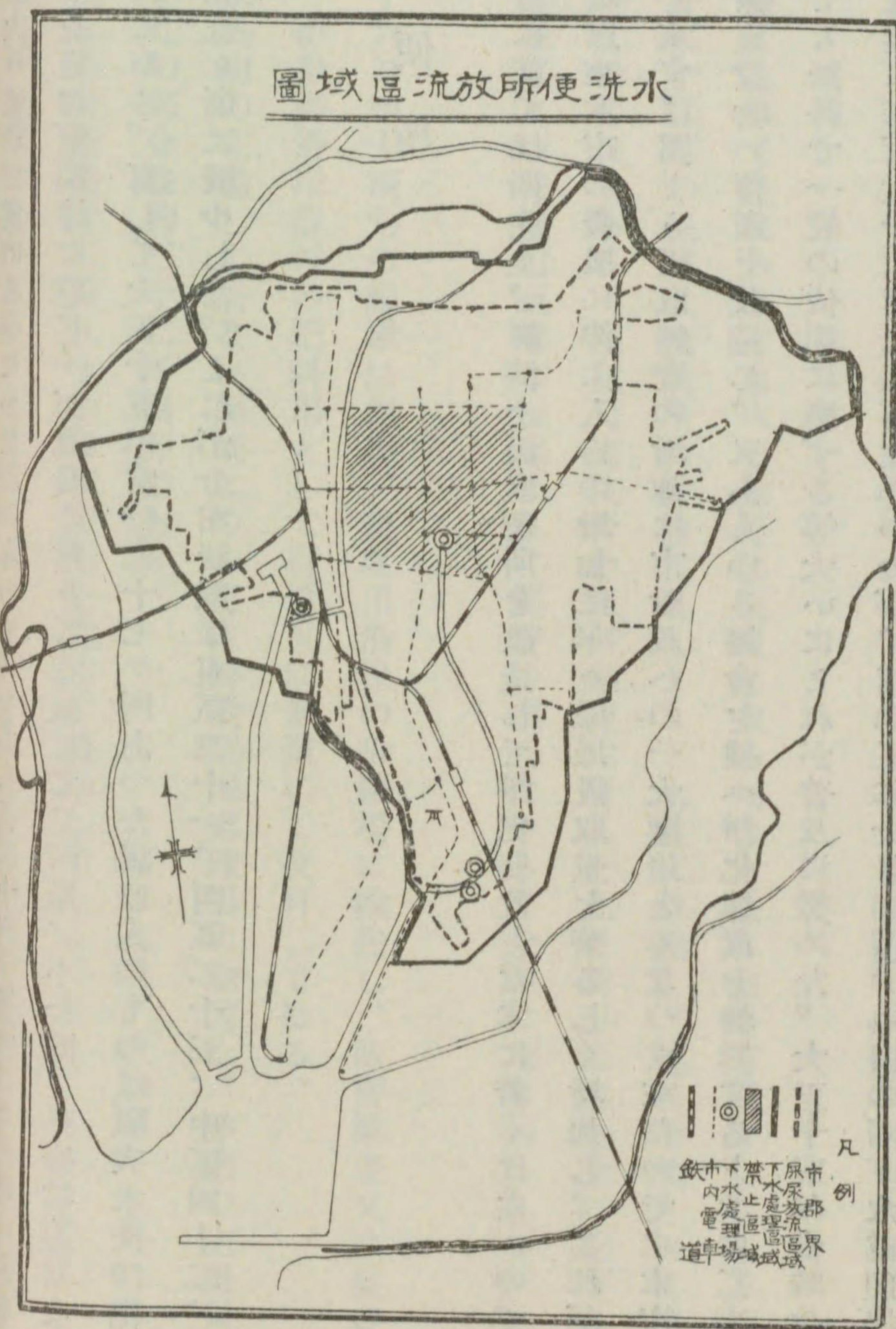
(3) 公 設 便 所

現在公共便所は大小便所併置のもの及小便所のみものを合し百二十四ヶ所で、これ等は概ね市街の發展狀況、交通の繁閑等に應じ一面風致の點をも考慮して、河岸、小公園、路傍等適當なる位置に設けられてゐる。而して大正十五年當時七十七ヶ所あつた汲取式のもの順次水洗淨化式に改變して現在五ヶ所に減少した。これが分布狀態は東區四十一、西區二十五、中區四十二、南區十六である。

(4) 水 洗 便 所

都市の尿尿處分に就ては衛生上、經濟上汲取便所を改造して淨化装置となすに若くはないのであるが、世界大戰以來本市の發展に伴ふ人口の増加は年々尿尿汲取量を著るしく増加し、これが處分方法に困難を來すは固より汲取經費の増加は市財政への一大壓迫ともなつて來たので、本市は卒先して市關係施設物の便所を改造し、又あらゆる機會を捕へ淨化装置を勸奨すると共に工事の設計監督に就ても無料で一般の依頼に應ずる等大いにこれが普及に努めた。大正十五年當時改良便所施設戸數は僅に二百六十六戸に過ぎなかつたが、昭和五年十月堀留、熱田の兩下水處理場完成と共に之が区域内の下水道は市街地建築物法施行規則第十二條に依る尿尿の放流を爲し得る

下水道に指定せられた爲漸次水洗便所の施設を見るに至り、昭和八年三月にはこれが施設戸数は二千百六十五戸に達した。然るに放流区域内総戸数八萬一千六十三戸に對しての普及率は僅に二・七%に過ぎざる爲、昭和八年二月以來一般の依頼に依り水洗便所の築造を實費にて施行し、その費用は

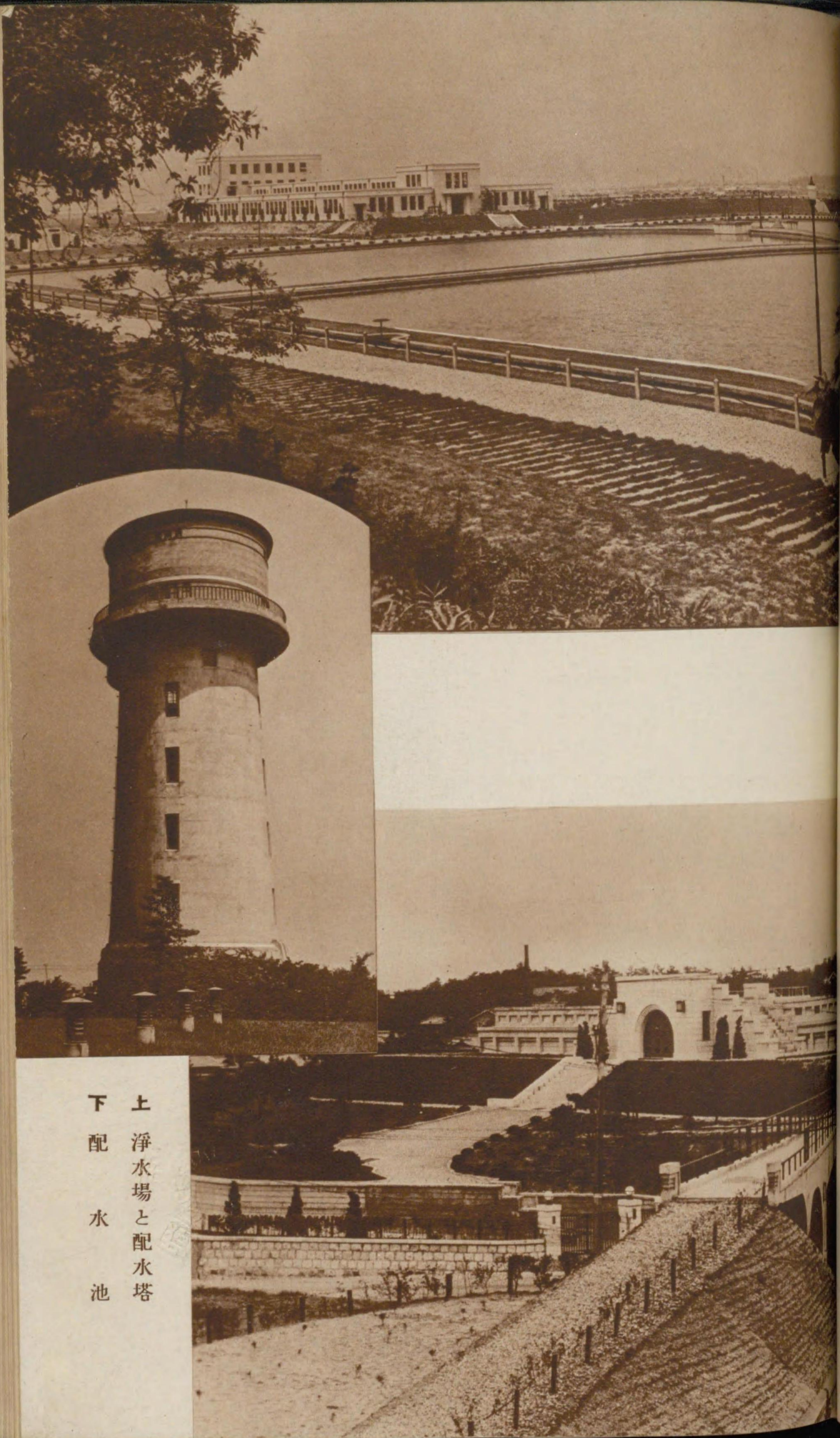


六ヶ年又は一ヶ年内月賦にて分納償還せしむるの方法を立て、水洗便所の積極的普及を計つてゐる。事業開始以來の施設件数を擧ぐれば左の通である。

昭和	月賦		計	摘要
	七	八		
昭和七年度	四四二	一、一九八	一、六四〇	昭和八年二月事業開始
昭和八年度	五四七	二、二〇八	二、七五五	
昭和九年度	七二三	三、〇〇六	三、七二九	
昭和十年度	五五四	二、八二九	三、三八三	昭和十一年十二月迄九月分

右表に見る如く施設件数は毎年平均約二千七百件に及び、昭和十一年三月に於ける水洗便所實施戸数は八千二百七十七戸に増加した。然るに昭和八年十二月には露橋處理場（中區西日置町）昭和十年五月には熱田處理場東分場（南區熱田俣馬町）の竣功を見、その所管区域内戸数前者四萬四千七百七十八戸、後一萬三千四百四十戸が新に尿尿放流区域に編入せられたことも原因して放流区域内総戸数十五萬三千二百四十六戸（昭和十一年六月現在）に對する水洗便所實施戸数の比率はようやく5%で理想状態に達する爲には今後に於ける市民の理解、行政官廳の指導並衛生思想の普及獎勵に俟つこと極めて大なるものがある。

尙昭和十一年四月以降九ヶ月間の水洗便所施設件数は從來の一ヶ年分に近く甚だしく好成績を示してゐるのであるが、この事に就ては同年四月市街地建築物法施行規則第十二條第二項に依つて堀川以東鶴舞公園、東區平田町電車停留所を結ぶ区域内に於て便所の新設改造を爲す場合には必ず改良便所に爲す様指定せられた事が大きな原因となつてゐるのであつて、今後汲取便所禁止區域の擴張に伴ひ、この傾向は益々助長されるものと思はれる。

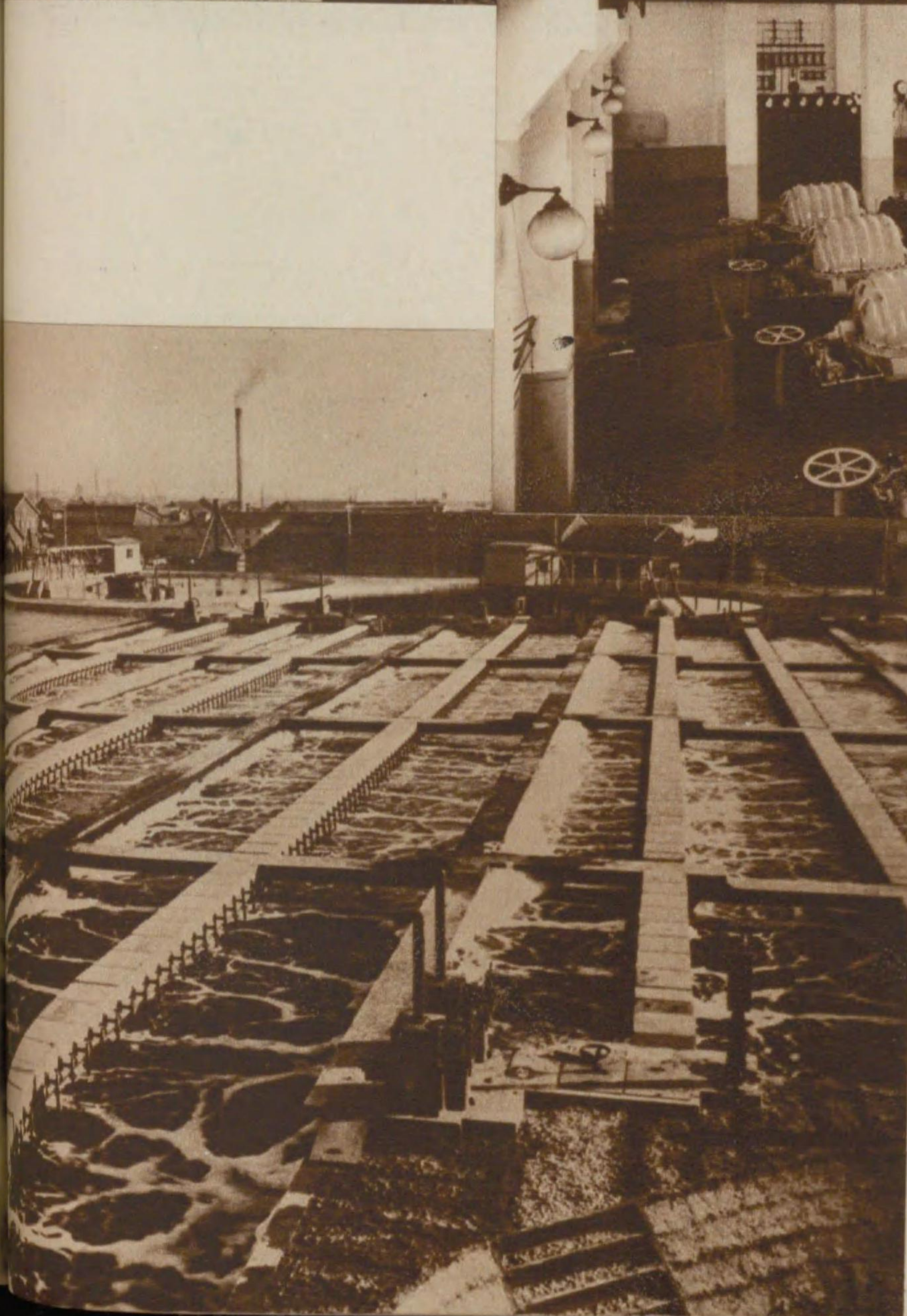


上 淨水場と配水塔
下 配水池

堀留下水処理場(左)と
その機械室(下)



露橋下水処理場



上下水道事業

一 上水道

(1) 概説

都市の經營に當りその基礎的施設の一つは、清淨且豊富なる上水を得るの設備であつて、古から都市の文化は水道の施設と相俟つて發展したものと云つても過言ではない。實に水は人類の生活に缺くべからざるもので、水なき所に都市なく、水道施設は都市發展の一大要件である。即ち水道は市民の衛生並防火上に極めて重大なる効果を與へるのみならず、市民の日常生活に多大の便宜を與へ、ひいては個人經濟に資する所が少くない。従つて近代大都市は何れも水道設備を有し、而も各都市とも年々増加する市民の需用に應ぜんが爲擴張工事に専念してゐるの状態で、各都市水道事業の沿革史はその都市の發展の過程を雄辯に物語るものと云ふことが出来る。

本市の水道事業は創設以來順調に發展を續け、本市諸事業中最も特色あるものとして一般から注目せられ、且又非常な好成绩を示してゐるのであつて、これを他都市に比較するも完備した諸

設備その他の點に於て市民の大きい誇りとしてゐる所である。

本市上水道はその水源を木曾川に求め、その清冽豊富なることは實に理想的と稱せられてゐる。木曾川はその源を信濃に發し、木曾の溪谷を奔流して美濃、飛驒の諸川を合せ、濃尾平野の東端鶴沼、夫山の邊に至つて水勢俄かに衰へ、西南流して伊勢灣に注ぐ、本邦三大川の一つである。分水取入口は木曾川の本流、本市の北方約七里の夫山町夫山橋上流左岸及その下流犬山城櫓下に在つて、これより自然流下により取水し、隧道、暗渠、開渠、覆蓋渠及鐵管路等の新舊二水路に依り、東春日井郡鳥居松村の沈澱池を経て、市内東區鍋屋上野町淨水場に至り、瀘過洗淨した後、東區田代町覺王山の配水池に壓送し、これより市内に配水を行つてゐる。創設工事は明治四十三年五月着手し、大正三年三月竣功、同年九月より給水を開始した。爾來市勢の發展に伴ふ急激なる人口増加と市民生活の向上とにより、水道使用量は逐年増加の一途を辿り、本市はこれに對應せんが爲擴張に擴張を重ね、昭和五年既に第三回の擴張工事を終へ、現在所謂十ヶ年計畫擴張工事の施行中である。本計畫は去る昭和三年に給水人口百五十萬人を目標として企圖され、目下その第三次工事として市内配水管擴張工事施行中であり、昭和十二年度を以て完成の豫定である。現在給水區域は市内一圓並隣接庄内町、西枇杷島町、下之一色町、新川町、守山町の各一部に

及び、昭和十年度末に於ては給水戸數十六萬四千九百七十五戸、給水人口八十六萬四千二十八人に達してゐる。

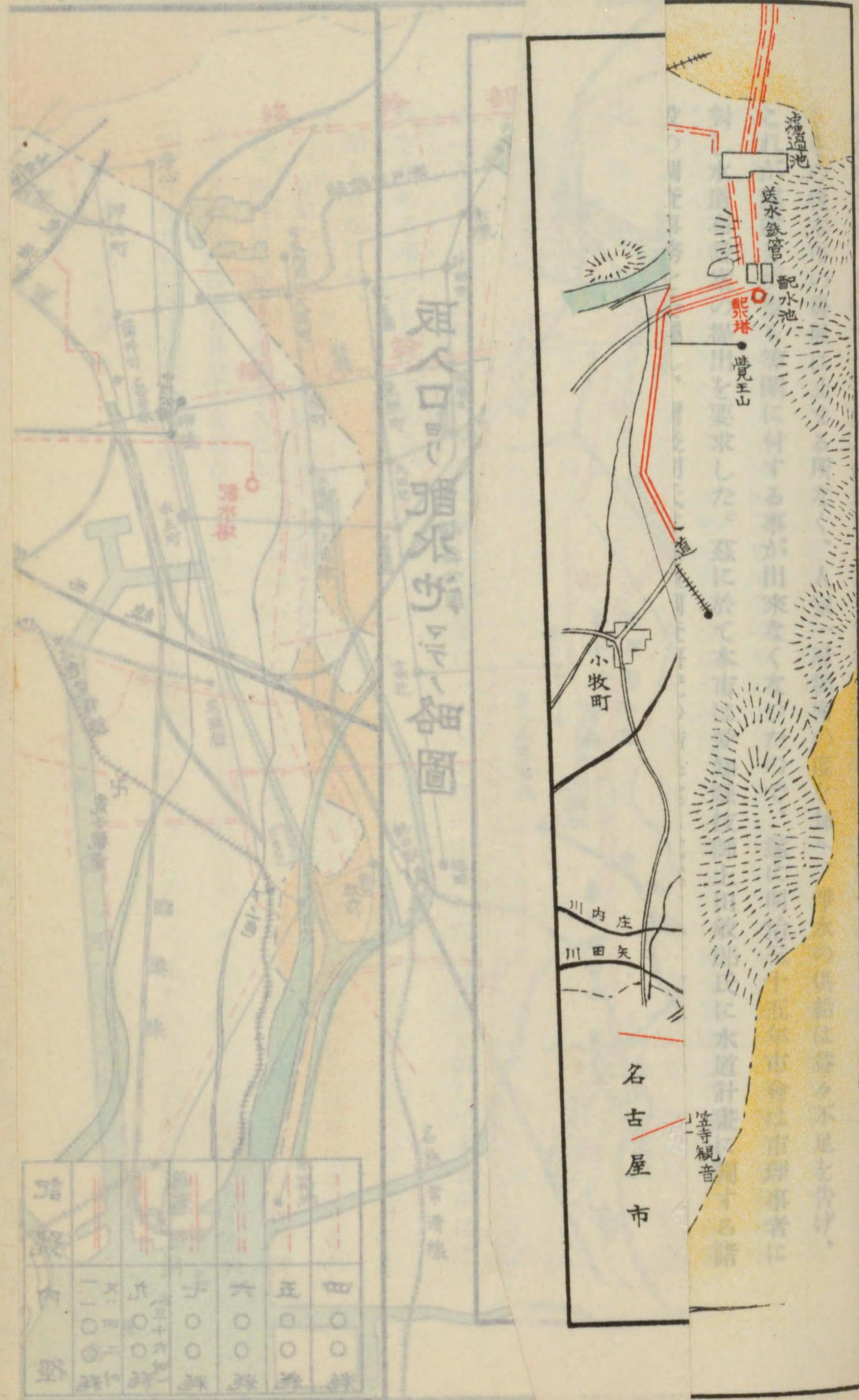
(2) 沿革

創設工事 本市に水道の施設せられたのは既に古く、寛文三年九月二代光友卿の時代に始まつてゐる。

當時巾下筋の用水が殊に惡質であつたので、東春日井郡大森山の西麓に勝川（庄内川）の水を引いてこれを水源とし、勝川に平行して西流し各村を経て御深井御庭に入り、御深井御堀に注ぎ、それより巾下水道を設け各戸に供給した。その設備は極めて簡單で、僅に土管又は竹の樋によつて各戸に給水したもので、近代の上水道設備とは全然その趣を異にしてゐる。併し乍ら清淨な飲料水を得る爲に適當な設備を必要とする事は既にこの時代に始まり、これが爲幼稚ながらも一種の施設を有してゐたのである。

本市舊市域は四面廣濶なる一個の丘陵上に在り、東部は僅に田代町、鍋屋町の山地に接してゐるが、その地域は甚だ狭小であり、而もこれ等の山地よりは地下水の伏流殆どなく、更に西北の二方面は矢田川、庄内川に依つて遮斷せられ、南方又熱田灣に接する等殆ど地下水に恵まれてゐる。

内配水幹線圖

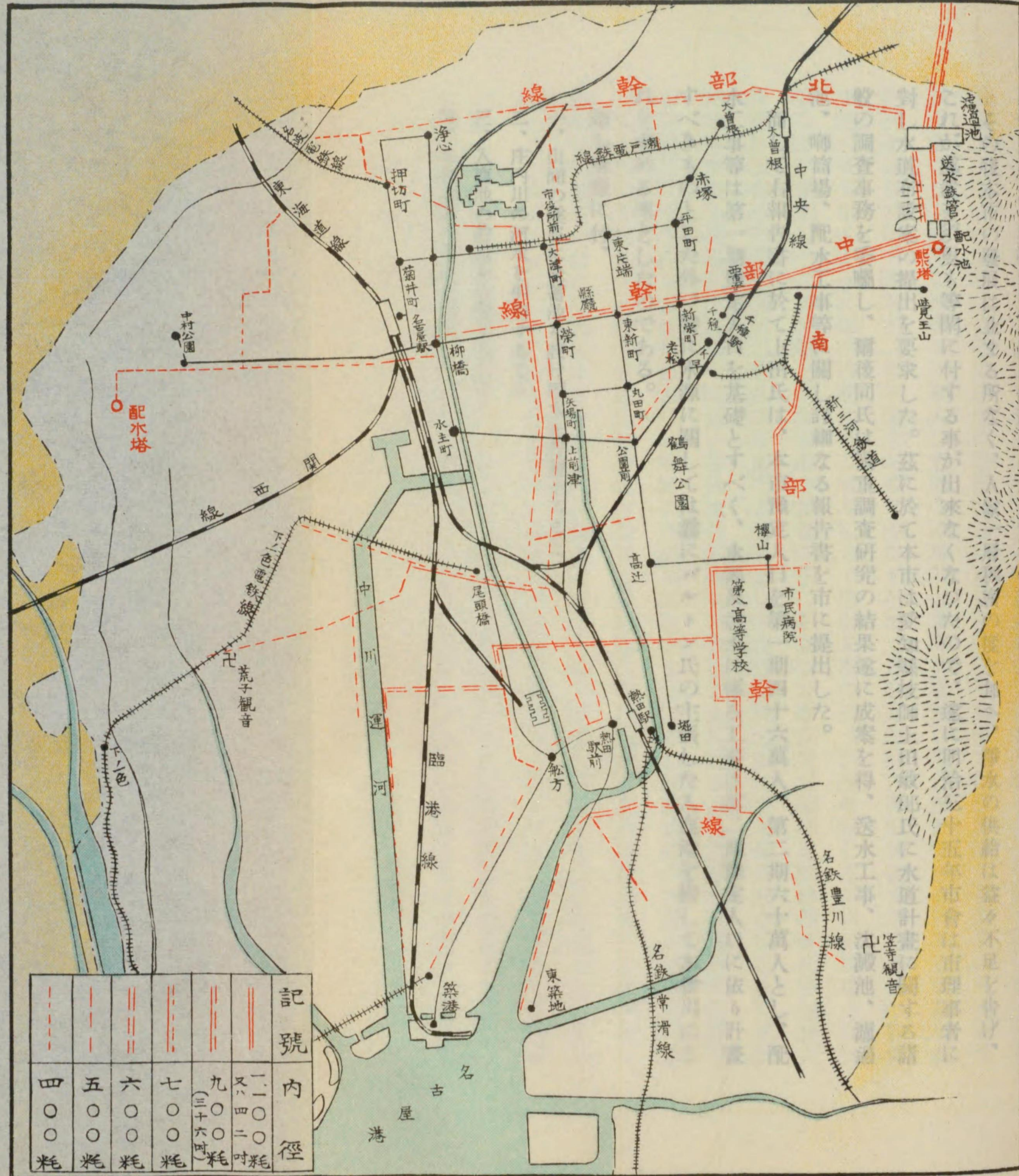


ない。従つて域内一帯の井水は雨水若は下水の地下に滲入して井中に聚まつたもので、多くは種々の有害分子を含有し、而も年月の経過に従ひ地層は次第に汚水の浸潤する所となり、水質愈々不良に歸するの傾向がある。然るに明治中期以降に於ける急激なる人口増加の結果は、一層飲料水の悪化不足を來たし、各種傳染病が相次いで流行し、市民の保健に影響する所極めて大なるのみならず、人家稠密の度を加へるに従ひ、火災による損害も亦自から増大し、これ等の諸種の事情から水道布設要望の聲は次第に市民の間に高まつて來たのである。

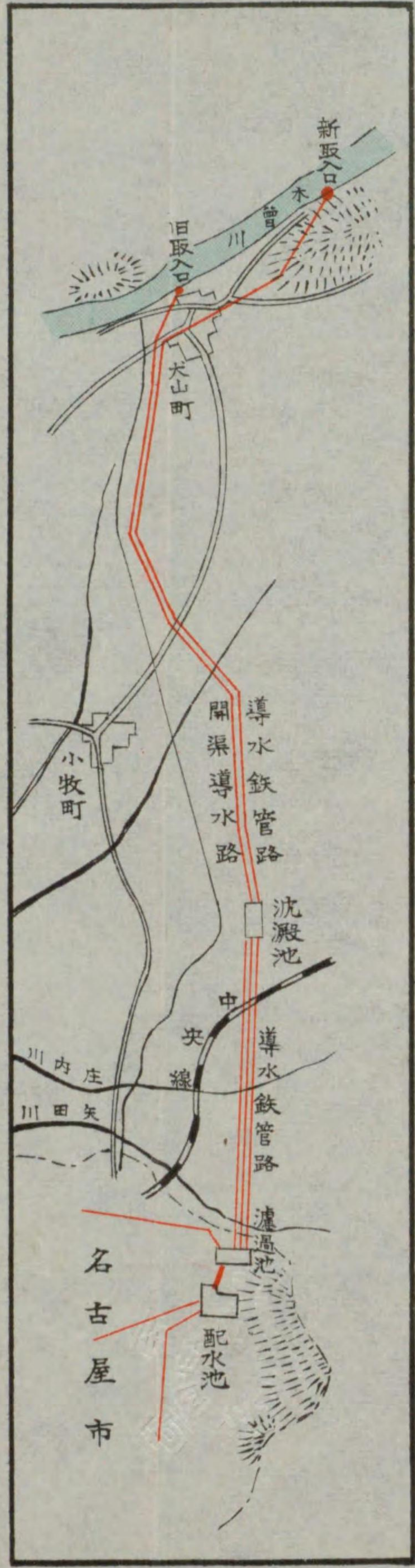
茲に於て本市は明治二十六年内務省衛生工事顧問バルトン氏に對し給水工事調査の事務を委嘱し、同氏は實地視察の上翌二十七年給水人口二十七萬人、水源を入鹿池に求める工事意見書を提出した。

即ち同氏は入鹿の池は名古屋市より二百有餘尺の高地に在り、充分水壓力の強い給水工事を施し得るに反し、木曾川はその河底甚だ低く、水壓力強き工事を施すには先づ唧筒に依つて水を高地の貯水池に汲み揚げ、然る後これを配送しなければならぬ。然るに名古屋市及其の附近にはこの貯水池を築設すべき適當の場所なく、強ひてこれを行へばその工費及維持費は莫大なる巨額に上るものと斷定したのである。バルトン氏の意見書は本市水道布設に關し有益なる指針となつた

圖統系線幹水配内市



取入口ヨリ配水池マデノ略圖

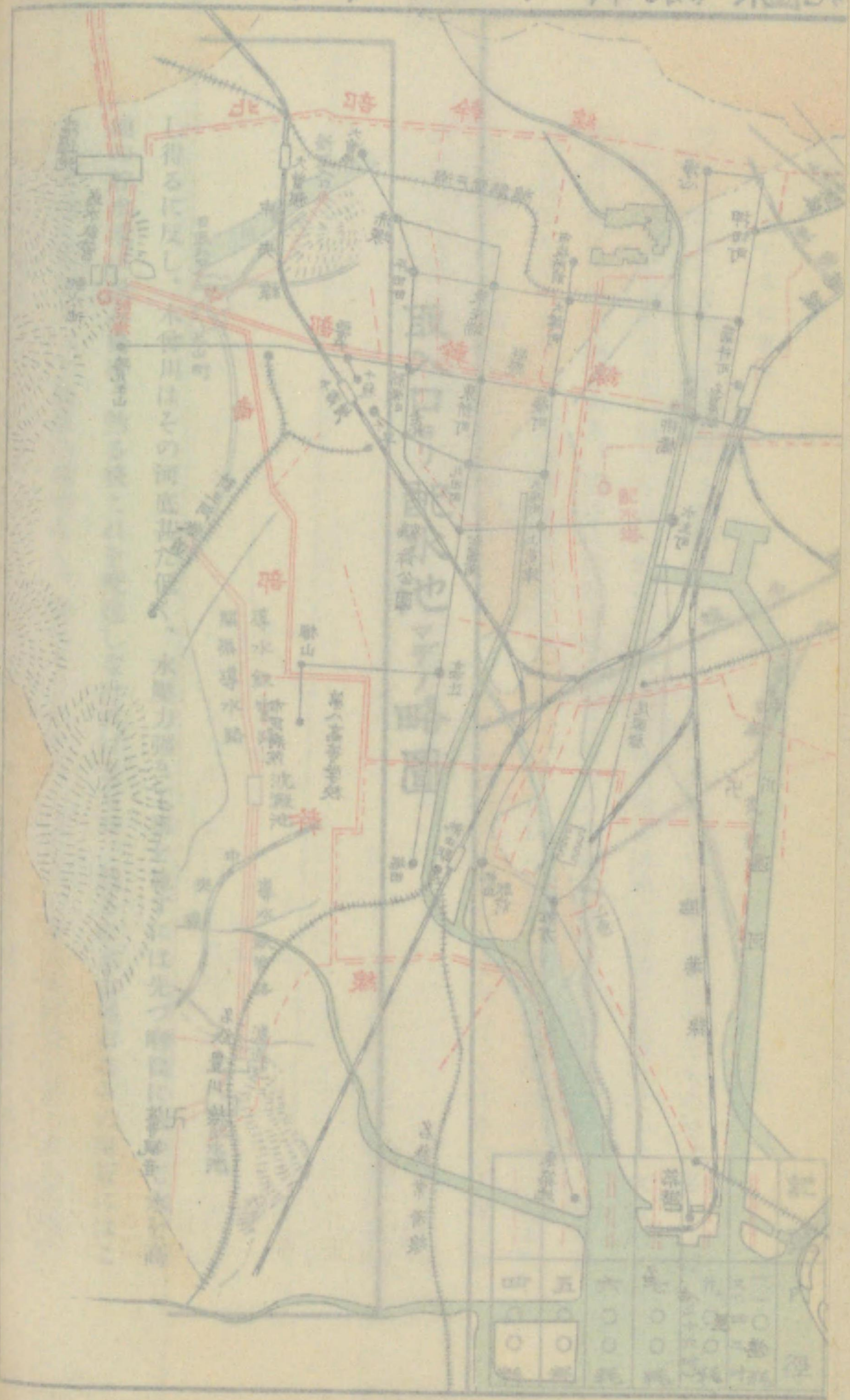


ない。従つて域内一帯の井水は雨水若は下水の地下に滲入して井中に聚まつたもので、多くは種々の有害分子を含有し、而も年月の経過に従ひ地層は次第に汚水の浸潤する所となり、水質愈々不良に歸するの傾向がある。然るに明治中期以降に於ける急激なる人口増加の結果は、一層飲料水の悪化不足を來たし、各種傳染病が相次いで流行し、市民の保健に影響する所極めて大なるのみならず、人家稠密の度を加へるに従ひ、火災による損害も亦自から増大し、これ等の諸種の事情から水道布設要望の聲は次第に市民の間に高まつて來たのである。

茲に於て本市は明治二十六年内務省衛生工事顧問バルトン氏に對し給水工事調査の事務を委嘱し、同氏は實地視察の上翌二十七年給水人口二十七萬人、水源を入鹿池に求める工事意見書を提出した。

即ち同氏は入鹿の池は名古屋市より二百有餘尺の高地に在り、充分水壓力の強い給水工事を施し得るに反し、木曾川はその河底甚だ低く、水壓力強き工事を施すには先づ唧筒に依つて水を高地の貯水池に汲み揚げ、然る後これを配送しなければならぬ。然るに名古屋市及其の附近にはこの貯水池を築設すべき適當の場所なく、強ひてこれを行へばその工費及維持費は莫大なる巨額に上るものと斷定したのである。バルトン氏の意見書は本市水道布設に關し有益なる指針となつた

新縣水滄市内



のであるが、遺憾ながら財政的理由の爲に實行の運びに至らなかつた。

その後本市の發展は止まる所なく、人家一層稠密の度を加へ、淨水の供給は益々不足を告げ、これが處置を須臾も等閑に付する事が出来なくなつたので、遂に明治三十五年市會は市理事者に對し水道布設案の提出を要求した。茲に於て本市は愛知縣技師上田敏郎氏に水道計畫に關する諸般の調査事務を委嘱し、爾後同氏は慎重調査研究の結果遂に成案を得、送水工事、沈澱池、濾過池、唧筒場、配水工事等に關し詳細なる報告書を市に提出した。

而して右報告書に於て上田氏は、本市豫定人口を第一期四十六萬人、第二期六十萬人とし、配水工事等は第一期豫定人口を基礎とすべく、水源及送水に係る工事は第二期豫定人口に依り計畫すべきものとした外、特に水源に關しては曩にバルトン氏の主張した入鹿池を排して木曾川にこれを求める事としたのである。

即ち水源に付、

- 一、山間の溪谷に聚蓄池を設け雨水を貯蓄すること
- 二、庄内川の河水を引用すること
- 三、入鹿池の貯水を分配すること
- 四、木曾川の川水を引用すること

上水道

の四案を比較研究の結果、第一案に就ては本市豫定人口六十萬人、一人當一日平均使用水量四立方尺（〇・一四立方尺、六斗一升七合）として一ヶ年所要總水量は八億七千六百萬立方尺で、これが爲流域反別實に二千八百八十九町歩の廣大なる溪谷を必要とし到底實現の望みなく、第二案庄内川は夏季早魃の際涸渴するのでこれ又採用し難く、次に曾つてバルトン氏の主張した入鹿池はその流域反別僅に一千七百六十四町歩、而もこの池は丹羽、東春日井の兩郡千四百七十七町歩餘に灌漑し、殆ど殘餘なく、これを本市水道の水源に充てんとするは到底實現の可能性がなく、第四案木曾川は本邦三大川の一に數へられ水量は極めて豊富で水質又佳良、且河床の多くは岩石より成る爲洪水の際も甚だしき混濁を生ずることなく、假令混濁を來しても時日を経ずして清澄に復するの特色を有し、水源としては最も理想に近く、遂に木曾川案を採用し丹羽郡犬山町に取入口を設け同川の河水を引用することに決定したのである。

その後明治三十六年十二月上水道布設實施に付市會に諮問したが不幸日露戰役に災されて果さず、三十九年一月二十三日に至つて始めて答申があり、次いで六月六日上水道の布設施行の件は絶對多數を以て市會を通過し、茲に過去十有五年に亘つて企劃された上水道布設事業は明治四十年度より五ヶ年繼續事業として施行することに確定したのである。

こゝに於て明治三十九年六月十五及同四十年四月十五日内務大臣宛上水道布設に關し稟請書を提出し、その結果四十一年二月十九日内務大臣から認可を得たが、尙愛知縣内務部長から工事實施に當つては更に具體的設計を具して稟申に及ぶべき旨の通牒に接したので、直に實施設計に着手し孜々十ヶ月、同年十二月に至り成案を得た。そしてこの實施設計に於ては、本市發展の趨勢の愈々盛なるに鑑み當初の計畫を更に擴大して、送水工事の内、將來増設をなすに至難なる部分はこれを百萬人の給水に應じ得る施設に改めた外、更に事業經營上適切なる幾分の變更を施し、布設費總額を五百十八萬五千圓を計上、事業年度も明治四十年度より四十五年度に至る六ヶ年繼續に變更せられたのである。斯くて本實施設計は明治四十二年六月十一日内務大臣の認可を得、茲に本市多年の宿望たる事業遂行の時機は到達した。

斯くて明治四十三年五月一日配水池構内排水路の堀鑿に着手したのを始めとして、工事は着々進捗を見、遂に大正三年三月三十日市内に通水するに至り、同年九月より給水を開始する事となつた。

第一期並第二期擴張工事 これより先明治四十年本市は熱田町及築地を編入したのであるが、その地勢は海岸に臨んで低濕の箇所多く、純良なる井水に乏しく、或は附近の村落に給水を仰

ぎ、或は季節に依り、河水を飲用に供する等の状態で、特に船舶給水の方法に關しては殆ど施設の見るべきものがなかつたので、本市はこの地に水道を布設する事とし、明治四十二年十二月二十七日を以て擴張工事稟請と共にこれに對する國庫補助を申請した。然るに右稟請は政府財政上の都合によつて却下せられたので、更に上水道擴張布設豫算更正と竣功年期の一ヶ年延長とを必要とするに至り、この變更は四十四年三月三十日認可の指令に接した。

本工事は第一期擴張工事として總工費三十七萬九千餘圓を以て大正三年三月創設工事と時を同じうして竣功した。然るに本市は大正十年更に隣接十六ヶ町村に亘る大併合を行つた結果、新市部に對して水道布設の必要を生じたので、直に擴張計畫を進め、配水支管布設工事を行ひ、大正十三年三月總工費三十四萬六千餘圓を以て竣功した。

尙給水方法に就ては從來指定給水制を採用してゐたが、大正九年度より同十一年度に至る三ヶ年に亘り工費五十四萬圓を以て全部計量制に變更し、給水の維持調節を圖ることゝなつた。

第三期擴張工事 その後市制の發展は愈々著しく、水道使用量は飛躍的に激増して、既設規模のみでは到底需用を充す事が不可能なる状態に立至つたので、更に第三期の擴張工事を施行する事となり、工費七百十三萬二千圓を以て大正十四年起工、昭和四年に至つて完成した。本工事に於て

は沈澱池以下淨配設備を送水路同様人口百萬分人に應じ得る規模に擴張し、更に從來の中部線、市内配水幹線一條を、南部、中部、北部の三大系統に區分し、各部毎に幹線を配置して、水壓の維持を圖り、別に覺王山、八事山等の高區給水區域の爲に配水塔を設けたのである。

第四期擴張工事 以上數度の擴張工事によつて本市の水道は舊來の面目を一新したのであるが人口は逐年増加し給水量の益々激増する情勢に鑑み、昭和三年總給水人口百五十萬人、一人一日當り最大消費量〇・一五八立方メートルを目標とする所謂十ヶ年計畫を樹立し、給水施設の完璧を期することゝなつた。

(イ) 第一次工事 第一次工事である取水場及導水路の擴張工事は總工費三百六十萬七千百圓を費し昭和四年十二月起工、同八年三月を以て竣功した。その概要を記せば、從來の舊犬山城櫓下取水場は、犬山町の發展と遊覽客の増加に伴ひ、逐年源水の汚染せられること夥しく、他面又河川工作物の影響により、木曾川本流に變調を來たし、取水場として適當地でなくなつたので、現在及將來に亘つて最も好適地と考へられる犬山橋上流六百メートル木曾川左岸を選定し、新に取水場を設け、それより隧道及暗渠を築造して既設犬山城櫓下取水場構内に導き、接合井を経て一部を既設導水路に連絡分水し、その殘部は新設導水管に導く事とし、且この新設導水路は接合

井より沈澱池、瀘過池に達するまで既設送水路に沿ひ鐵管を埋設し、平常は自然流下により送水し、非常時並將來人口増加の場合には犬山接合井に新設した唧筒によつて壓送し、送水量を倍加し得る様施設せられたもので、この結果人口百五十萬人分の導水能力を有するに至つた。

(ロ) 第二次工事 十ヶ年計畫第二次工事は淨配水設備を擴張する必要が生じたので、施行中の送水路擴張工事と相俟つて混藥沈澱池、急速瀘過池、配水池の築造と同時に築造後歲月の經過により缺陷を生じた送水開渠の補修工事を併せ行つたものである。總工費二百四十八萬五千圓、昭和七年十月工事に着手し同十一年三月を以て竣功した。

總工費 上水道開設以來昭和十年度に至る迄に要した總工費は、一千九百五十二萬九千六百七十六圓で、昭和十一年度並十二年度中に施行の經費は約二百十八萬七千餘圓に上る豫定である。

(3) 現在設備

取水場 第一取入口(新) 愛知縣丹羽郡犬山町地内犬山橋上流六百米木曾川左岸に在つて、取水量毎秒三・六二立方(本流の平水量毎秒百六十立方)である。

第二取入口(舊) 第一取入口より下流千四百米犬山城櫓下木曾川左岸に在つて、取水量毎秒一・五六立方、現在豫備として存置せられてゐる。

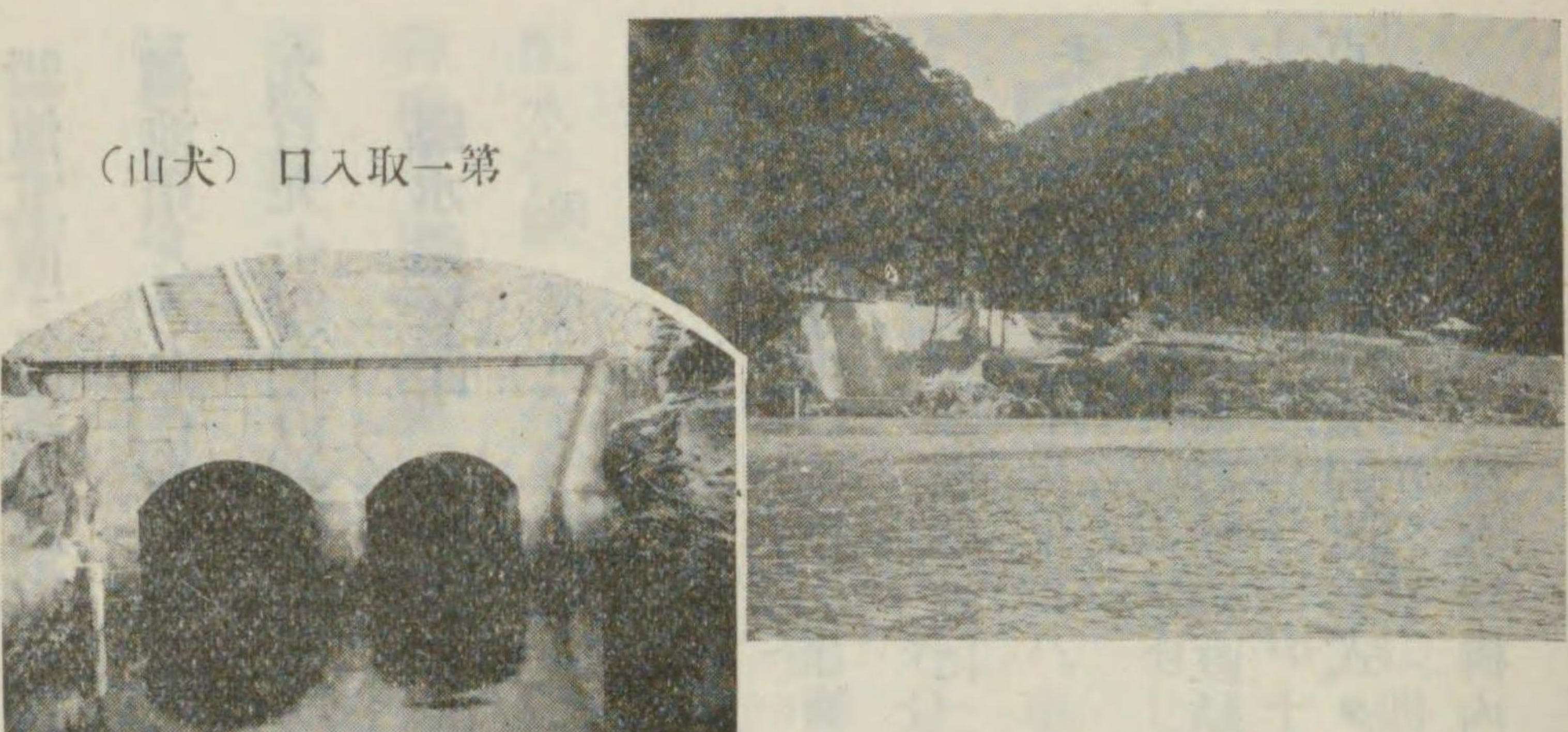
導水路 第一取入口第二水門より鳥居松沈澱池に至る水路で、第二水門より接合井迄の間は隧道及暗渠、接合井より鳥居松沈澱池に至る間は開渠及覆蓋渠による水路(舊水路)と鐵管路(新水路)との兩水路が布設せられてゐる。

隧道 (高さ幅共各二、三四〇耗馬蹄形混凝土卷)	延長	一、〇二三米
暗渠 (高さ幅共各二、三四〇耗鐵筋混凝土管)	同	五五一米
開渠並 (高さ一、三〇〇耗 天巾三、五〇〇耗)	同	一四、八四九米
覆蓋渠 (敷巾 九〇〇耗 混凝土ブロック張)	同	一五、七一六米
鐵管路 (内徑一、二五〇耗)	同	五、二四四米
同 (副水路) (内徑一、七〇〇耗)	同	

接合井 舊取水場構内に在つて、上流水路より流下する水を舊水路と新水路(鐵管路)に調節分流せしめる装置である。

犬山壓送所 導水量不足の場合直接鐵管路により淨水場構内混藥沈澱池に唧筒壓送をする設備で、三百馬力重油機關直結式タービンポンプ二臺を備へてゐる。

沈澱池 東春日井郡鳥居松村地内に緩速瀘過池用として普通沈



第一取入口(山犬)

澱池五面この總容量十八萬五千六百九十立方メートルがあり、又東區鍋屋上野町淨水場構内には急速濾過池用として自動式沈澱物聚集機を備へた混藥沈澱池四面があつて、内二面の總容量は一萬三千九百九十四立方メートル、他の二面の總容量は一萬五千八百立方メートルである。

導水鐵管路 鳥居松沈澱池より鍋屋上野淨水場に至る水路である。

内徑 九〇〇耗 二條 延長 七、三八二米 内徑 一、二〇〇耗 延長 八、〇九三米

濾過池 東區鍋屋上野町地内淨水場構内に在る。

緩速濾過池一四面 一日濾過水量 一三六、一一二立方メートル 急速濾過池一四面 一日濾過水量 一三三、三四〇立方メートル

集水池 淨水場構内に二面在つて、その容量前者は九、九四七立方メートル、後者は七、〇〇〇立方メートルである。

唧筒場 唧筒電動機直結式タービンポンプ二百馬力六臺、百馬力二臺、五十馬力二臺、計千五百馬力及重油機關直結式タービンポンプ三臺、計九百馬力を具へてゐる。

送水鐵管路 淨水場構内より配水池に至る送水設備である。

口徑 九〇〇耗 延長 九九〇・五〇米 (三條) 配水池連絡

同 二五〇耗 同 九六五・四五米 (一條) 配水池連絡

同 二〇〇耗 同 九六五・四五米 (一條)

配水池 東區田代町に四面、同鍋屋上野町に一面、計五面あつてその總貯水量七萬五千六百二十六立方メートル、これを昭和十年度の一人一日最大使用量百七十九立を以て計算すれば人口百萬人に對して約十時間分を保有し得る。

配水塔 市の東南部八事、覺王山方面の高層地帯人口約三萬人に給水する爲配水池構内に設備せられたもので、その容量三百十三立方メートルである。尙目下西部稻葉地町地内に容量三千五百立方メートルの大配水塔建造を計畫中である。

配水管 配水鐵管は舊市域は略完成を見、歩車道の區別ある主要道路には兩側歩道内に布設し配水管網の完全を期してゐる。配水系統を大別すれば、市中央部並南部方面に對しては夫々中部幹線及南部幹線(口徑千百耗)に依り配水池より自然流下により配水し、北部方面に對しては北部幹線(口徑九百耗)により淨水場より唧筒壓送を以て配水し、覺王山、八事方面の高層地帯へは配水塔より三百耗鐵管により配水を爲してゐる。

昭和十年度末配水管布設延長は左表の通である。

口徑	延米長	口徑	延米長
一、一〇〇 _耗	九、七四二・三六〇	九〇〇 _耗	二、四三二・四八〇
七〇〇	八、二九八・四〇〇	六〇〇	一三、七八四・〇三〇
五〇〇	一、三二六・六四〇	四〇〇	三五、一八五・五四一
三〇〇	二、三六一・〇一六	二五〇	一六、六〇五・四四五
二二〇	四九、九六九・四〇九	一五〇	一八五、一三六・六二二
一〇〇	三六九、二二〇・七四三	七五	一九八、八七三・一一二

(4) 十ヶ年計畫第三次擴張工事

送水竝淨配水設備擴張工事の完成によつて従前の最大給水能力十一萬一千三百四立方米（人口百萬人分一人當一日最大使用量〇・一一一立方米）が倍加して二十三萬七千九百十五立方米（人口百五十萬人分、一人當一日最大使用量〇・一五八立方米）となつたが、他方現在市内配水管の規模は遠く十年前の設計に係り、その配水能力は第二次計畫完成後に於ける送水能力の僅かに四割七分を占める程度である、従つて需用の増加は必然水壓の低下を來たし、日常使用者の不便は勿論保安衛生上憂慮すべき現狀にあり、一面又市周圍部の發展は最近愈々著しく、街衢の造成、家屋新築の増加等益々水道擴張の必要を生ずるに至つたので前記第二次工事に引續き配水本支管を分布し、給水の整理を圖ることゝなつた。

本工事は總工費二百八十五萬圓、昭和九年十月起工に係り、昭和十三年三月竣功の豫定で、本市及隣接町村の一部へ一人一日當平均給水量〇・一〇六立方米、百五十萬人に給水し得る計畫である。

配水幹線工事 既設計による配水區は市内を中部、北部、南部及高區の四區に分けてゐるが、本計畫に於ては全市を六つの配水區域に分割し、既設分の外に廣見幹線（中南部）、出來町幹線（中北部）を増加すると共に、最近頓に發展の著しい西部末端中村町方面に於て最大使用時に壓力の低下するを防ぐ爲配水塔を築設し、夜間水壓の昂騰するのを利用して水量を蓄積してその要に備へ、且各幹線の末端を連絡し市内水壓を均等ならしめる配置とする。

配水支線工事 主として新市部方面の未設部分に對して行ふもので、布設地名の主なるものは廣路町、田代町、瑞穂町、呼續町、鍋屋上野町、田幡町、上名古屋町、中村町、米野町、八田町、中川本町、惟信町等である。

給水工事 給水上必要なる道路細管及其他これに伴ふ設備を行ひ配水の圓滑を圖るをその目的としてゐる。

(5) 大擴張計畫

本市の給水量は年々増加し、豫定數量を遙に突破し、昭和十一年度に於ては一日の最高給水量實に十八萬立方米に達し、この勢で年々給水量が増加するものとすれば遠からずして最大給水量に達するものと豫想されるので、これが對策として目下大擴張計畫案の作成準備中である。

右計畫案は本市十年後の人口を百七十萬人と豫定し、これを目標として最大給水量を現在の二十三萬餘立方米より一躍二倍強の五十萬立方米に擴張せんとするもので、總經費一千三百餘萬圓を以て、昭和十二年度より六ヶ年繼續事業として實施の見込である。新取入口は木曾川沿岸愛知縣中島町起町と佐屋川合流點との中間にこれを設け、同所に沈砂池及六十尺の高さを有する調壓槽を設置し、直徑一米三五、延長十七軒半の送水鐵管二條に連絡壓送し、庄内川大正橋附近に淨水場を設け、現在建設中の稻葉地配水塔に導き、市内に給水せんとするもので淨水場の設備は沈澱池四個、急速濾過池二十八個、淨水池一個である。

尙本計畫に於て特に注目すべきは、新取入口より淨水場に至る迄の設備を最大給水量五十萬立方米としたことで、これにより現在の二十三萬立方米を合せて最大給水量は實に八十三萬立方米となり、一朝有事の際多量の需要に對して萬遺漏なきを期し得るのである。

(6) 六大都市水道事業工事並規模比較

本事業創設の最も古い歴史を有するのは横濱市で既に明治十八年四月起工に係り、工費百七萬四千餘圓を以て同二十年九月に竣功してゐる。横濱市に次いで創設せられたのは大阪市で起工明治二十五年八月豫定一人一日平均給水量八十四立、人口六十一萬人に給水する工事で工費二百三十九萬八千餘圓、明治二十八年十月竣功した。大阪市と時を同じうして東京市も明治二十五年十二月に創設事業の工事に着手したが、竣功は大阪市より遙に遅れ明治四十四年三月で工費九百十八萬八千餘圓である。次が神戸市、京都市の順序で、前者は起工明治三十年五月、竣功同三十八年五月、工費三百四十萬五千餘圓、後者は起工明治四十二年六月、竣功同四十五年三月、工費二百七十九萬六千餘圓であつて、本市に水道の布設せられたのは六大都市中最も遅れてゐる。都市文化の發展は水道施設の完備に俟つ所が多い。従つて水道施設の如何は直にその都市の文化の程度を反映するものである。横濱市に於て我國初めて水道事業の創設を見たのは甚だ興味ある事で、本市は些か立遅れの感がある。上水道創設以後各都市は何れも市勢の發展に伴ふ人口の増加と市域擴張等により、擴張工事の必要に迫られ、數次に亘り擴張をなしてゐる。京都市に於ては創設工事竣功の年である明治四十五年既に第一回擴張工事に着手し、現在迄に前後五回の擴張を行つてゐる。又大阪市に於ては創設工事竣功後五年目明治三十三年に第一回擴張工事に着手し現

在第五回目の擴張工事中である。その他横濱市が三回、神戸市が二回、東京市は擴張工事としては一回に過ぎないが、澁谷水道、江戸川水道、淀橋水道、等幾多の會社經營の事業を買収し、事業の擴張をなしてゐる。本市は前述した如く創設工事に着手したのは六大都市中最も遅れてゐるに拘らず既に三回の擴張工事を完成し、目下第四期擴張工事の半ばである。

次に現在設備、並將來計畫（確定）上より各都市の規模を比較するに、本市は人口百八萬二千餘人（昭和十年十月一日現在—以下同）に對し、百五十萬人分の計畫を有し、大阪市は現在人口二百九十八萬九千餘人に對し三百三十萬人分の計畫を有するが、京都市は僅に九十二萬人分、横濱市は八十六萬人分、神戸市八十萬六千人分で何れも計畫として大なるものではない。併し乍ら豫定一人一日平均給水量を異にし、京都市百二十五立、大阪市百二十一立、横濱市二百八十立、神戸市百五十三立、本市は百五立でこの點より見れば本市は最も下位に屬する。各都市の實績による一人當一日平均給水量は幾分差異のある所で又年々その量を増加する傾向にあるので簡単に各都市の規模を比較する譯に行かないが、本市の上水道事業の規模は他都市と比較して相當優位に在るものと結論する事が出来る。

(7) 配水及給水

昭和十年度中に於ける總配水量は四千二百十二萬六千三百三十立方メートルで、一日最大配水量は八月一日の十五萬二千八百八十立方メートル、一ヶ年平均配水量十一萬五千九百九十九立方メートルである。配水量累年増加比較を表に示せば

年次	配水總量		一日最大配水量		一日平均配水量		一人一日最大配水量		一人一日平均配水量	
	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數	實數	指數
昭和元年	一四、八六七、九四一	100	五七、二四八	100	四〇、七三四	100	一四〇	100	一〇〇	100
昭和二年	一五、九四〇、六七八	107	五九、七五五	104	四三、五五四	107	一四〇	100	一〇〇	100
昭和三年	一七、七二六、五五五	119	七〇、五三四	123	四八、五五九	119	一四八	106	100	100
昭和四年	一九、二〇五、四九三	129	八二、〇三八	143	五三、六八八	129	一六一	115	九〇	九〇
昭和五年	一九、七〇〇、七〇九	133	八四、三三一	147	五三、九七七	133	一五五	111	九六	九六
昭和六年	二五、一九一、七五五	169	九七、四〇〇	170	六八、八三〇	169	一六三	116	一二五	一二五
昭和七年	二八、五七八、七二二	193	一一三、七三〇	199	七八、二九八	193	一六七	119	一二四	一二四
昭和八年	三五、六三三、五三〇	240	一四五、二三〇	二五四	九七、五九九	二四〇	一九七	一四一	一三三	一三三
昭和九年	三九、三三八、〇四〇	二六五	一五三、七〇〇	二六八	一〇七、八〇三	二六五	二三四	一六〇	一三三	一三三
昭和十年	四一、二六六、一三〇	二八三	一五二、一八〇	二六六	一二五、〇九九	二八三	一七九	一三六	一三五	一三五

配水總量は昭和元年度に於て一千四百八十六萬七千九百四十一立方メートルに過ぎなかつたのであるが、その後年を逐ふてその量を増し昭和七年度には約二倍に増加し十年度には二・八三倍となつてゐる。又一日最大配水量は、昭和元年度に於て五萬七千二百四十八立方メートルであつたが、年々増

加の一途を辿つて、昭和九年度には十五萬三千七百立方メートル・六八倍となり、本市の發展を如實に物語つてゐる。

次に一日平均配水量に於ては最近十ヶ年間に二・八三倍の増加割合となつてゐる。又一人一日最大配水量に於ては昭和九年度が最も多く二百二十四立に上り、昭和元年度の百四十立に比し一・二八倍の増加率を示してゐる。

最後に一人一日平均配水量は昭和元年度に於て百立、その後昭和五年に至る迄の間は殆ど増減がなかつたが、昭和六年度より次第に増加の傾向を示し、昭和十年度には百三十五立に迄上昇した。

以上の如く配水量は年々増加し特に最近數年に於て一層その傾向が甚しく、その増加率は到底人口増加率の比でなく、従つて常に將來擴張計畫の必要が生ずるのである。

次に給水普及率を見るに、給水戸数は十六萬四千九百七十五戸、給水人口数は八十六萬四千二十八人、これを給水区域内總戸數二十四萬八千四百三十一戸、百十六萬七百二十六人に比較するに戸數に於て六割六分、人口に於て七割七分の普及率を示してゐる。堀井又は河水等を使用してゐる戸數八萬三千四百五十六戸、總戸數の三割四分になつてゐる。昭和元年以降給水戸口及栓數

の累年比較を試みれば、

年 度	給水区域内總戸口數				給水戸口數				給水栓數 (中止栓を除く)
	實 數	指 數	實 數	指 數	實 數	指 數	實 數		
昭和元年	一七、七、六四	一〇〇	七、〇、四〇	一〇〇	四、〇、〇〇	一〇〇	五、五、三三	一〇〇	
昭和二年	一九〇、五七六	一〇八	七、六、四四	一〇八	四、七、三〇	一〇八	五、八、六三	一〇六	
昭和三年	二〇三、三六八	一一五	八、三、八七	一一八	四、九、九四	一二一	六、四、九七	一一八	
昭和四年	二四、一、七〇	一三三	九、七、三三	一三七	五、四、〇二	一三七	七、四、五〇	一三四	
昭和五年	二二、〇、三六	一二五	一〇、五、四八	一四八	五、七、五三	一四八	八、〇、一七	一四五	
昭和六年	二四、六、六三	一三七	一一、一、九一	一五二	六、五、〇、八四	一五二	九、四、九八	一七三	
昭和七年	二五、九、七七	一三七	一二、四、〇一	一五九	七、〇、三、九四	一五九	九、八、二八	一七六	
昭和八年	二五、五、七一	一三三	一四、五、五七	一六五	七、六、八、〇五	一六五	一〇、三、〇四	一八四	
昭和九年	二四、二、二七	一三六	一五、〇、〇二	一六九	八、九、五、三〇	一六九	一一、八、一五	二〇四	
昭和十年	二四、八、四三	一四〇	一六、四、九五	一七三	九、六、四、〇八	一七三	一二、五、四八	二二四	

以上の如く昭和元年度に於て給水戸数は總戸數の僅に四割六分、給水人口は總人口の五割六分に過ぎなかつたが、昭和十年度に於て前者は六割六分後者は七割四分に増加してゐる。増加割合を見れば昭和六年に比し十年間に給水戸數二・三二倍、給水人口一・八七倍で約倍加するの傾向にある。

(8) 給水制度並給水料金

水道給水制度は當初一部計量制を除くの外指定給水制を採用した。その結果自然濫用に流れ、特に夏期に於てその弊害甚しく、大正八年八月の最高使用量は特に給水能力を凌駕せんとするに至つたので、遂に給水制度改革の必要を生じ、全部計量制を實施し、濫用の弊を矯正し、給水の維持調節を圖らんが爲大正九年三月給水條例を改訂し、全部計量制とし、同時に給水料率を改めて同四月一日から實施した。

その後時代の要求と事業經營上の必要から給水條例改正の必要を生じたので大正十四年に大改正を行ひ、更に昭和六年及同九年の改正に依り順次料金を低下し今日に及んでゐる。現行料金を示せば、

専用栓	
一、家事用	最低料金 一ヶ月十一立方米迄金六十錢 超過料金 十一立方米を越ゆる一立方米迄毎に金七錢八厘
二、官公署、學校、社寺、病院、會社其の他營業用	最低料金 一ヶ月十三立方米迄金八十錢 超過料金 十三立方米を越ゆる一立方米迄毎に金八錢
三、工場用	最低料金 一ヶ月十五立方米迄金八十錢 超過料金 十五立方米を越ゆる一立方米迄毎に金七錢五厘
四、湯屋營業用	最低料金 一ヶ月百三十立方米迄金八圓 超過料金 百三十立方米を越ゆる一立方米迄毎に金六錢五厘

五、原動力(水壓を利用)土木建築に關する工事 撤水其の他の一時用	最低料金 一ヶ月二十立方米迄金五圓 超過料金 二十立方米を越ゆる一立方米迄毎に金二十六錢
六、噴水、瀧、園池、游泳池其の他娛樂用	最低料金 一ヶ月十三立方米迄金五圓 超過料金 十三立方米を越ゆる一立方米迄毎に金四十錢
七、船舶 (イ)自船用 (ロ)販賣用	一立方米に付金十二錢 一立方米に付金十五錢
八、營業用自動車洗滌用	最低料金 一ヶ月二十立方米迄金四圓 超過料金 二十立方米を越ゆる一立方米迄毎に金十八錢
共用栓	
一、私設共用	最低料金 一ヶ月一戸に付六立方米迄金二十二錢 超過料金 六立方米を越ゆる一立方米迄毎に金六錢五厘
二、公設共用	無料
支栓の設ある場合	支栓一箇に付一ヶ月最低料金十錢以内最低水量一立方米を増加す
休止料	一ヶ月十錢以内
消火栓	

一、私設消火栓	(イ)供給準備料 (一)内徑五十耗以上一箇(双口は二箇とす) 一ヶ月金二圓(専用栓の料率に依り給水を徴収するものを除く) (二)内徑五十耗未満一箇(双口は二箇とす) 一ヶ月金一圓(同上) (イ)演習其の他臨時給水 (一)量水器装置なきもの (二)量水器装置なきもの (イ)演習一回二十分毎に表示水量の外一箇(双口は二箇とす) 金一圓五十錢 (ロ)第二條第二項に依る給水料は専用栓の料率に依る
二、公設消火栓	臨時給水 一回二十分迄毎に一箇(双口は二箇とす) 金二圓五十錢

次に六大都市水道料金の比較を試みるに、別表の如く本市の水道料金は他都市に比べて大體に於て低率である事が認められる。

家事用

市別	東京	京都	大阪	横浜	神戸	名古屋
一ヶ月基本水量及料金	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・五〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
内一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
順位	5	3	6	2	1	4

官公署、學校、社寺、病院、會社其他營業用

市別	東京	京都	大阪	横浜	神戸	名古屋
一ヶ月基本水量及料金	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・五〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
内一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
順位	6	3	5	4	1	2

工場用

市別	東京	京都	大阪	横浜	神戸	名古屋
一ヶ月基本水量及料金	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・五〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
内一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
順位	6	3	5	4	1	2

湯屋營業用

市別	東京	京都	大阪	横浜	神戸	名古屋
一ヶ月基本水量及料金	一〇・〇〇	一〇・〇〇	九・五〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇	一〇・〇〇
内一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
超過水量一立方メートル	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇	一・〇〇
順位	6	3	5	4	1	2

營業用自動車洗滌用

市別	一ヶ月基本水量及料金		基本水量以内一立方米		超過水量一立方米	
	立方米迄	円	円	順位	円	順位
東京	二〇〇	一・二〇〇	六〇〇	6	二〇〇	6
京都	九・五	五・八〇	〇五五	1	〇五五	1
大阪	二〇〇	五・〇〇	〇六一	2	〇六〇九	2
横浜	一六・七	一・二〇〇	二五〇	5	一五〇	4
神戸	二〇〇	四・〇〇〇	〇七〇	3	〇七五六	3
名古屋	二〇〇	六・〇〇〇	二二〇	4	一八〇	5

市別	一ヶ月基本水量及料金		基本水量以内一立方米		超過水量一立方米	
	立方米迄	円	円	順位	円	順位
東京	同	同	〇六六	7	〇四〇	1
京都	同	同	〇六二	6	〇四〇	1
大阪	同	同	〇九三	9	〇四〇	1
横浜	同	同	〇四四	2	〇四〇	1
神戸	同	同	〇四四	3	〇四四三	2
名古屋	同	同	〇八三	5	〇五〇	3
名古屋	同	同	〇四五	4	〇四六八	4
名古屋	同	同	〇三六六	1	〇六五	5

二 下水道

(1) 沿革

本市の地勢は概して平坦であるが、大體北部及覺王山、八事方面が高く、南部の築地方面、名古屋驛、中川運河の方面が稍低地となつてゐる。又本市は河川に乏しく僅に堀川、新堀川、中川があるが、何れも固有水量少なく下水悪水の排除には少からず悩まされて來た、よつて明治二十六年初めて下水道に關する調査を開始し、同四十年工事に着手し、爾來市の發展に伴ひ數次の擴張工事を施行し、大正十二年三月を以て舊市域に屬する大部分の下水施設を完成した。

その後新市域中人口稠密で比較的繁華な部分に對して逐次擴張工事を施行し完成に努めて來たが、堀川以西は土地一般に低く排水不良で、特に笈瀬川流域はその弊が甚しいので、昭和四年擴張工事に着手し、五ヶ年繼續事業として昭和八年三月竣功した。

又本市の北部所謂城東、城北の地は舊市臺地と蜿蜒たる矢田川堤防との間に介在し、土地一般に濕潤を極め、豪雨の折は特に氾濫漲溢してその被害大きく、下水道施設を必要としたので、これが對策としてこの地域を貫流する黒川を浚渫して河床を低下し、これを以て市北部流域排水の

根幹たらしめると共に、河川の幅員迂曲を整理してこれに完全なる護岸を築造し、且堀川に通水せしめて船舶の運航を自由ならしめ、河川の利用價值を増大せしめる事とし、黒川筋朝日橋起點から上流大幸川合流點に至る延長二千八百七十四米の浚渫及護岸築増工事を計畫し、昭和六年四月着手同八年三月竣功した。

又昭和五年には堀留及熱田に下水處理場を設置し、次いで新市部方面の爲に露橋及熱田傳馬町に簡易下水處理場を設けた。

上述の如く本市下水道は逐年擴張を加へられ、次第に完成に近づきつゝある。昭和十年度末現在排水面積五千七百萬平方米、下水道延長約七十二萬四千米、側溝延長六十九萬九千米、抽水場八ヶ所、下水處理場四ヶ所、汚泥處理場一ヶ所、この總工費一千八百八十七萬五千七百四十三圓の多額に上つてゐる。

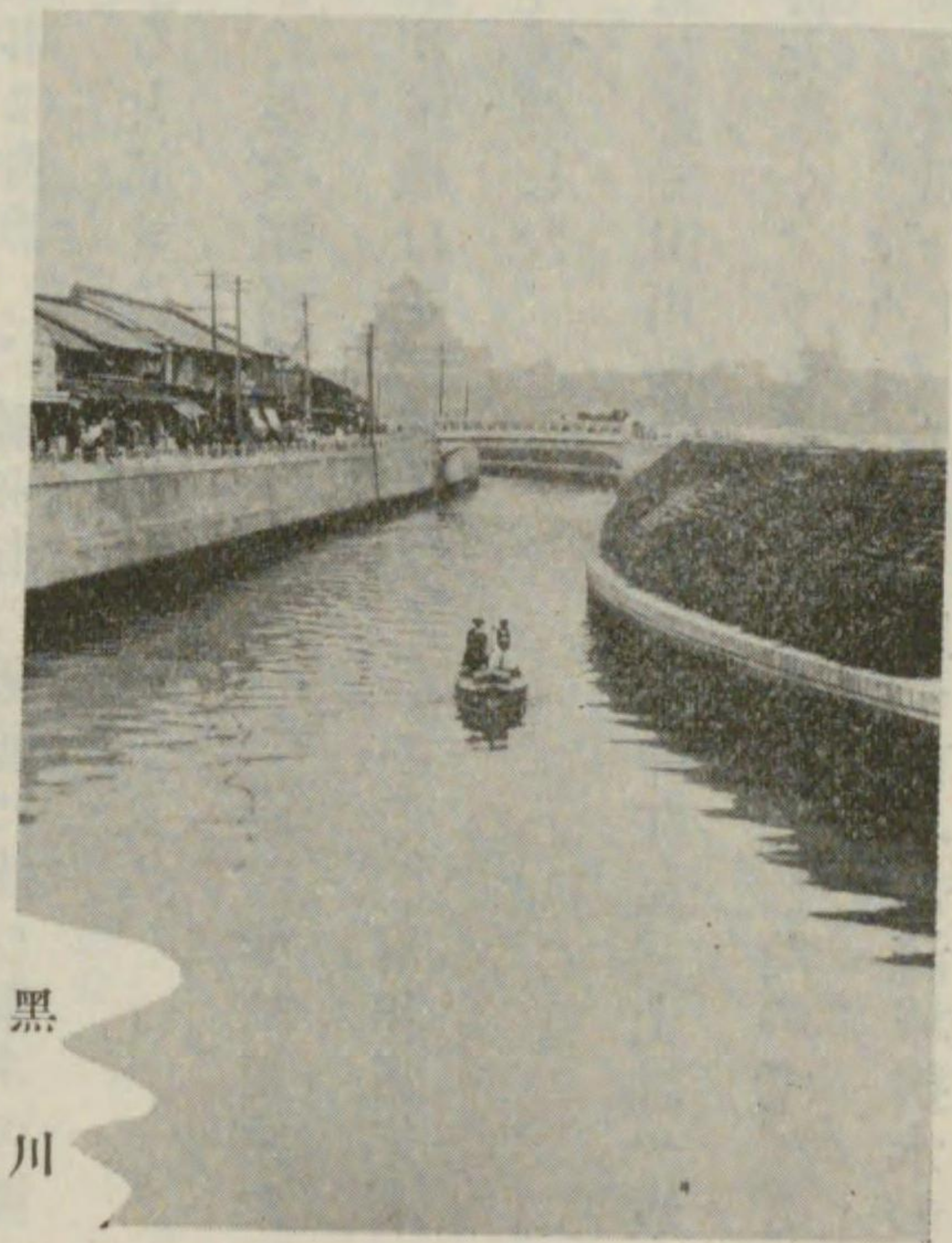
尙將來計畫としては昭和十一年度、同十二年度二ヶ年繼續事業として次の如き改良工事が決定

せられてゐる。

名驛附近始め西部地域排水工事 本市中川運河沿岸地域の排水は當初比較的良好であつたが、その後上流附近の發展は極めて急激で家屋の建設殊に著しく、又街路が漸次舗装せられるに至つたので、降雨時に際しては流水雨水量の激増を來たし、運河の水位が上昇し、排水甚だ困難となり、各所に氾濫するの狀態となつたので、これが對策として中川運河の水位を低下せしめる必要を生じ、これに要する經費百三十七萬餘圓が計上せられてゐる。そして本工事の内容は松重閘門附近に唧筒所を設け、これに排水管を連結布設して運河の水を吸揚し得る設備とし、降雨時は堀川竝新堀川に排水し、中川運河の水位の低下を圖ると共に併せて降雨時以外には海水を中川運河を通じて堀川及新堀川へ注入し、以てこれ等河川の淨化を行はんとするものである。

下水道築造工事 新市部中人口稠密の部分は既に幹線及支線の一部を布設したが、殘餘部分もその後の發展著しく現状を以てしては汚水雨水の排除不可能となつたので、これ等地域に對して下水道の布設をなし、排水の完璧を期せんとするもので、この工費三十四萬一千圓である。

下水道改良工事 舊市部及新市部の中、既に下水道の布設せられた地域はその後市勢の發展に伴ひ順次遊水地を減じ、又舗装工事完成の爲布設當時の推定に比して遙に雨水の下水管へ流入す



る速度を早め、流出量を増加し、下水排除が困難となつたので、これが改良を爲さんとするもので、総工費二十四萬五千餘圓を計上してゐる。

(2) 排水系統及排除方法

本市下水道はその排水區域を堀川、新堀川、笈瀬川、黒川、山崎川、中川運河及荒子川流域の各區に大別し、所謂直角式下水網の配置方法に依つて排水管を布設し、凡て合流法を採り、汚水雨水とも同一管に依り各所屬排水路に導いてゐる。又排水區域中下水處理區域には別に汚水集水管を埋設し、各排水管より汚水を集め、降雨時には晴天時汚水量の三倍量迄各所屬處理場に導き、爾餘の汚水は隨所に設備せられた溢流堰、跳越堰等によつて河川に放流する事となつてゐる。

(3) 構造

下水管は凡て土管及鐵筋混凝土管を使用し、その内徑は二百三十耗乃至三千六百四十耗、又平均六十米毎に入孔を設け、且道路上及沿道各戸の雨水を導く爲道路の兩側に側溝を築造し、約三十六米毎に一個の雨水樹を設置し、下水本管に連絡せしめてゐる。

尙各戸の汚水は戸毎或は數戸共同負擔で上下水管を築造し、下水本管に連絡せしめてゐる。昭和十年度未現在の小下水取付總數は十四萬九千五百五十六戸である。

(4) 抽水場及唧筒所

舊市部は比較的土高き、大部分自然流下に依つて排水し得るのであるが、南部、西部及東部の一部低濕部分は自然流下に依る排水不能の爲、熱田、露橋、傳馬町、道德及千年に夫々抽水場を設け唧筒を以て排水作業を行つてゐる。

尙中島、洲崎橋及高藏の三ヶ所に唧筒所を設置し、集水管の汚水を各所屬處理場に壓送してゐる。

(5) 河川淨化

既に記述した如く、本市の下水は何れも堀川、新堀川及中川運河に放流せられてゐるので、その結果これ等の河川は年々汚染せられ、特に新堀川の如きは周囲の住民がその臭氣に堪へ得ない状態となつた。これは衛生上由々しき問題である許りでなく、又都市の體面上からも寒心に堪へない事で、その對策として本市は(一)運河に汚水を注入しないこと(二)運河に淨水を送ること(三)運河に永年停滯してゐる泥土を浚渫することの、三つの計畫案を樹て種々研究を試みた。そして第一案に於て、運河に下水を流入せしめない爲には別に下水幹線を作り、この幹線に在來の下水管から流出するものを收容し、これを直接海中に放出するを要するのであるが、それは伊勢

灣が名古屋港、四日市港等の重要港を控へてゐるのみならず、漁業が相當に行はれ、又附近に海水浴場がある爲、下水をその儘放出する事は危険であり、且多額の経費を要するので、その實行は極めて困難とせられた。又第三案である運河の泥土浚渫は現在經費の関係上小規模に行つてゐるに過ぎないのであるが、假令これが完全に行はれてもこれのみでは河川の淨化に對する根本的解決とはならない。そこで第二案を採用し、淨水注入設備としては下水處理場を設け、汚水を淨化した後これを各河川運河に注入する方法と、海水注入に依る河川淨化の方法とを用ふることゝなつた。海水注入法は（下水道沿革の項参照）目下工事中に屬するが、昭和十二年三月には竣功の豫定で所謂清水分注作業が開始せられ、中川運河、堀川、新堀川等何れも次第に淨化されることゝならう。

尙この外新堀川の河水淨化を圖る爲に城北船付唧筒所で黒川上流の清水を吸揚げ毎秒一・四立方米の水を新堀川に注入してゐる。

(6) 下水處理場

近代我國都市衛生問題中下水の處理は尿尿處理と共に最も重大な問題とされてゐる。然るに我が國の現状に於ては下水道の完備した都市少く、従つて下水處理も數市に於てのみ行はれ、これ

より生ずる汚泥の處理は實驗的以外實際に行はれてゐる所は極めて稀である。東京市三河島及芝浦では汚泥を海上に運搬投棄し、時には處理構内で「ラグ・エンジニアング」を行ひ、乾燥した後これを埋立に使用し又は無償で拂下げてゐる。

本市は現在四ヶ所に下水處理場を有する外更に汚泥處理場を設置し、その完備せる下水處理設備は全く他都市にその比を見ざる所である。

下水處理場に就て初めて調査に着手したのは大正十三年で、熱田の抽水場に試験的の装置を設け、爾來三ヶ年に亘つて綿密なる調査試験を行ひ、遂に堀留と熱田に處理場を新設することになり、工事費百八十九萬圓を以て昭和二年に工事に着手し、同五年十一月にその竣功を見、直に作業に着手した。

次いで新市部方面の下水處理の爲、露橋及熱田傳馬町に沈澱及藥品殺菌に依る簡易下水處理場を設置し、處理區域を堀留、熱田、露橋及傳馬町の各處理區に分割したが、更に處理區域は尿尿放流區域の指定を受け、水洗便所に依り尿尿を直接下水管に放流し得ることゝなつた。尙露橋處理場の下水は近年漸く汚染の度が顯著となつたので同處理場に曝氣設備を施設し、高級處理場とする爲工事中であつたが最近に至りその竣功を見た。

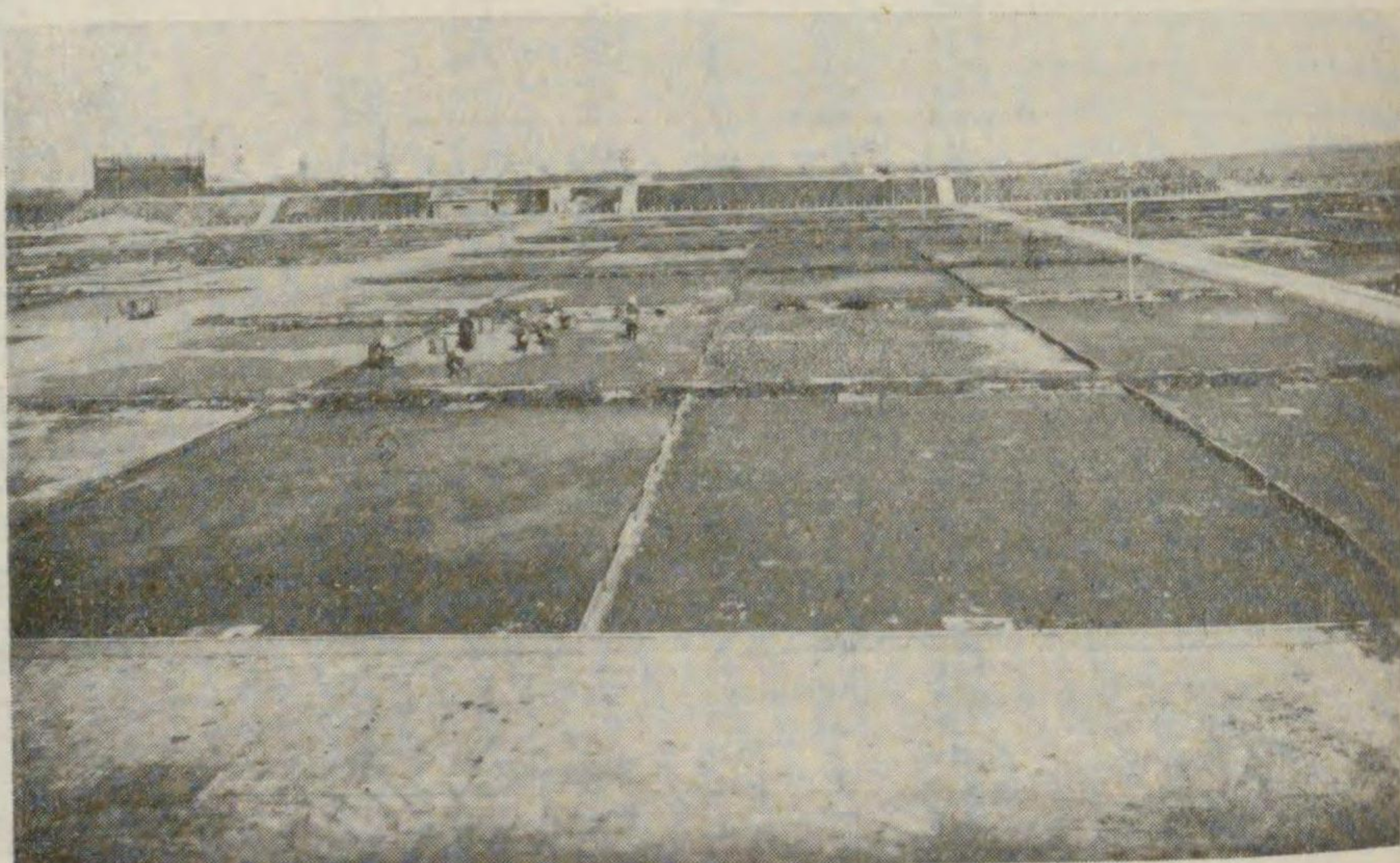
下水処理 堀留、熱田及露橋の三処理場は曝氣式促進汚泥法に依るもので、豫め下水中に空氣を送り、熟化せしめた所謂活性汚泥の適量を新着下水に混和し、それに數時間空氣を送入した後沈澱池に導き、汚泥と上澄水とに分割し、上澄水は川に放流し、沈澱汚泥はその大部分を新着下水混和用とし、他の過剰部分は天白汚泥処理場へ輸送してゐる。この混和用汚泥量は下水量の約四分の一、曝氣時間は五時間、空氣量は下水量の七倍乃至十二倍、沈澱時間は約二時間である。又過剰汚泥の數量は下水量の二乃至三分に相當し堀留、熱田兩處理場を合せて一日約一千一百吨を生ずる。その含水率は九割八分乃至九割九分である。

傳馬町處理場は沈澱及藥品に依る簡易のもので、先づ沈澱池に三時間貯溜して浮遊物を除去し、これに鹽素を注入して殺菌した後河川に放流してゐる。

汚泥處理 下水處理場より生ずる汚泥は前記の如く一日約一千一百吨に上るのであるが、この汚泥中實際の汚泥は僅に一%乃至二%に過ぎない状態にあり、従つてその嵩が非常に多い。本市に於ては當初この汚泥を海中へ捨てゝゐたが、次第にその量が増加し多額の經費を要するので、これが處理として汚泥輸送管により天白河口の天白汚泥處理場に唧筒壓送し、此處に於て左の二方法によつて處理をしてゐる。

(イ) **消化法** これは汚泥を腐敗せしめて消化する方法で、直徑三十三米(十八間)深さ十米(五間半)の消化槽三個、直徑二十米(十一間)深さ四米半(二間半)の消化槽一個を備へ、汚泥をこのタンクの中に入れ、これに加熱して腐敗せしめるのである。一日平均處理能力は約六百五十立方メートルに及び、副産物として熱量の高い瓦斯を産出し、消化槽の昇温及砂瀘法により脱出した汚泥肥料の乾燥に使用してゐる。この作用に依つて汚泥の容積は約四分の一乃至五分の一に縮小され、この縮小された泥は外部に出され、これに生の汚泥を加へ砂瀘法により汚泥肥料を生産する。

(ロ) **砂瀘法** 下水處理場から壓送された汚泥を砂床の上に運び乾燥せしめて容積を減少せしめる方法で四十六個の砂床を備へ、この總面積三萬七千三百平方メートルに及ぶ廣大なもので、一日平均約五百立方メートル



天白汚泥處理場

の汚泥を処理してゐる。この脱水した汚泥を更に乾燥し、汚泥肥料として名古屋産活性汚泥肥料の名稱で販賣してゐる。開始以來の生産高を示せば、昭和八年度（八月から開始）三百八十一吨、同九年度八百七十七吨、同十年度一千四百五十吨で、その生産高は年々増加の状態にある。

都市計畫

一 沿革

(1) 名古屋市區改正前

都市計畫に關する施設計畫は必ずしも近世に始まつた問題ではなく往時に於ても相當考慮が拂はれ來つたのであるが、それらは所謂王城的、城廓的都市の計畫であつて主として統治上、軍事上の目的から設計せられ、これに多少經濟上、美觀上の意味をも加味してその施設を見たものである。従つてその内容が全く近世に於ける都市計畫のそれと趣を異にしてゐることは言を俟たない。近世に於ける都市計畫は歐米の事例は兎に角、我が國に於ては明治二十一年八月十六日勅令第六十二號東京市區改正條例の公布に端を發し、本市の都市計畫は大正七年九月十一日内務省令第十七號同條例の準用を以て濫觴とする。

明治維新前後に於ける本市は何處も同じことながら大政奉還直後の變革を承け市街地の整齊に何等の工夫もなさず自然の荒廢に任せた爲道路、橋梁、溝渠等殆どその用に堪へざる迄に至つたのである。然るに市制施行前、即ち明治十六年の頃吉田祿在氏が區長に任命せらるゝや茲に始め

て道路系統樹立の必要が認められ、南外堀町線、榮町線、若宮八幡社北通線及山王横町線等の四幹線の貫通を畫策し、殊に榮町線の如きは區民の猛烈な反對を押切つて遂に今日の廣小路通繁榮の基礎を築き更に新堀川、運河開鑿、築港の計畫迄も企圖したが、これはその實現を見るに至らずして止んだ。

その後道路に付ては明治二十七年柳本直太郎氏が市長となつた際、將來のため改修を要すべき道路の調査研究を行ひ、これを五期に分つて第一期改築路線十七線の計畫を樹立したが、志水、青山兩市長亦この計畫を踏襲し、次いで加藤重三郎氏市長となるや大いにこれが急施を力説し、幹線道路東部水筒先線、西部江川線、南部尾頭線、北部片端線、中央部洲崎線等何れも幅員十三間とし、明治四十一年以降三ヶ年繼續事業として實施する計畫を樹てた。亞いで阪本鈺之助氏市長となるに至り市區改正の緊急事業なるを認め、先づ南外堀町川西線、同川東線、葵町線、東片端線の改修を執行し、その後更に根本的の市區改正を計畫し、現在の名古屋市よりも稍々大なる區域を以て全般に亘る市區改正案を發表したが、これは實現を見ることなくして終つた。

又運河に就ては吉田區長の計畫した東部堀川運河は柳本市長の時に至り再び企劃せられたが、實行を見ることなく、青山市長に至つて初めて實施の端緒に就くを得た。即ち市會は明治三十八、九兩年度繼續費として四十八萬圓の經費を可決し、而して市は用地買收の手續に迄着手したが、市長中途退職し加藤重三郎氏その後を承け更に護岸工事の必要を認め、これが爲六十萬圓の追加を爲し本事業を完成した。

道路計畫、河川改修に次いで重要なるものは上下水道の敷設であるが市長清水忠平氏の調査開始以來歴代市長意を茲に注ぎ、十有餘年の歳月を経て加藤重三郎氏市長の時初めて豫算を設け上水道は五ヶ年繼續事業總工事費四百七十五萬五千圓、下水道は十ヶ年繼續事業總工事費百七十一萬九千圓を以て實施するの計畫を樹立し、明治四十一年政府の敷設認可を得て事業に着手するに至つた。

(2) 都市計畫法施行後

斯くの如く本市の發展に伴ひ市區改正の機運漸く熟し、都市改良問題が頗る識者の間に唱道せらるゝこととなつた爲、市長佐藤孝三郎氏の時に至つて先づ都市改良調査會を起し、大名古屋建設の理想に向つてその歩を進めた。然るに大正七年六月第四十議會に京都、大阪兩市に東京市區改正條例準用の法律案が提出せらるべき事實に遭遇したので本市も亦横濱神戸兩市と相呼應して同法の準用を受けるべく熾烈なる運動を起した結果、竟に大正七年九月内務省令第十七號を以て

準用都市に指定せられ、翌八年二月名古屋市區改正委員會の組織成り、同年五月二十六日より三日間内務省に第一回の委員會を開き、當時の交通状態に鑑み最も急施を要すと認められた五幹線道路竝廣場の新設擴築を市區改正の設計として決定し、大正八年度より同十一年度に至る四ヶ年度繼續事業として施行せらるゝこととし、同年八月四日内閣の認可を得た。ところがこれが經費豫算竝繼續年期、支出方法を市會に提出し未だ審議終らざるに先立ち大正九年一月一日より都市計畫法が實施せられるに至つたので、從來東京市區改正條例の準用に依り施行することとなつてゐた前記五幹線事業は都市計畫事業として施行することとなつた。

二 區域、地區、地域

近世都市計畫は大正八年四月四日發布せられた都市計畫法（大正九年一月一日より施行）及市街地建築物法（大正九年十二月一日より施行）を以て開花したものとせねばならぬ。即ち大正八年十一月二十七日都市計畫委員會官制が勅令を以て公布せられ、同九年一月一日より實施され愛知縣に都市計畫愛知地方委員會が設置せられ縣に於ては内務部に都市計畫課の新設を見、市も亦都市計畫部を新設したが後これを廢して土木部に於て主管することとなり、兩々相援けて名古屋

市百年の大計樹立に猛進しつゝある。

今都市計畫法施行せられて以來の主要なる決定事項を顧れば、先づ都市計畫の第一着手たる都市計畫區域が定められ、焦眉の急務たる街路網が確定し、産業都市として特に重大な意味を持つ運河網及び保健、衛生、保安乃至は美觀の見地より公園網が確定し、又都市の主たる災害即ち火災の對策として防火地區が些少ながらも指定せられた。又別に大正十二年市街地建築物法が適用せられ、更に商業、工業、住居等の地域の指定を見た。

而して本市は目下これ等街路、運河、公園等の計畫を着々事業化し、近代都市としての理想に適合せしむべく鋭意努力しつゝある。

(1) 都市計畫の區域

都市に於ける一般行政上の區域は市域に限定せられてゐるが、實質上の都市區域は必ずしもこれと一致し得ない。都市計畫は都市百年の長計であるから現在の市域に百般の施設を畫策するのみを以て足れりとせず、更に現在の都市を中心として將來これと一體の共同生活を營むべき運命に在る部分を劃して其處に健全なる發展を促進すべき施設を樹立せねばならぬ。そしてこの範圍こそ都市計畫法に謂ふ都市計畫區域なのである。

本市都市計畫區域は大正十一年三月二十日都市計畫愛知地方委員會に附議せられ、同年七月五日左記の通決定公告せられた。

名古屋都市計畫區域

- 一、名古屋市
- 一、西春日井郡萩野村、庄内村、西枇杷島町
- 一、愛知郡下之一色町、天白村大字八事

右公告す

大正十一年七月五日

内閣總理大臣男爵 加藤友三郎

區域内の包容人口は大正九年十月一日現在に於ける國勢調査の結果即ち隣接町村併合以前（大正十年末隣接町村を編入す）に於ける人口の密度

東區	西區	中區	南區	計
人口	八九、二八八	一〇〇、四五九	一七四、一四一	六六、一〇九
面積	一、九一二、二二七坪	一、三八一、〇一七坪	二、〇六六、八六〇坪	六、九四二、四一一坪
密度（一人當り）	二一・五三	一三・七五	一一・八七	一〇五・〇一
				二八・六三

を標準に置き、大正十一年より三十年後に於て百二十八萬の人口を包容し得べく豫想したものである。

現在都市計畫區域の總面積は五千三十一萬坪で内市部四千五百九萬二千坪、郡部五百二十一萬八千坪である。

(2) 防火地區

都市に於ける災害はその量に於ても質に於ても屢々國家的である。都市の實體を形成してゐるものは建築物で建築物の罹災中最も數多く發生し且最も悲惨なものは實に火災である。然るに我が國の建築物の現状は―都市と農村を問はず―その殆ど總てが木造であるから非常災害に際しての都市防備の缺陷は誠に戦慄を禁じ得ないものがある。

都市計畫が非常災害後の復興に對し非常なる働きを爲す事に就ては帝都復興或は函館の例に依り明かな事であるが、この災害後の復興より更に進んで災害を未然に防止し、又一朝災害の時に當りその被害を最少限に止める爲に都市を構成する建物は總て耐火構造とするのが都市計畫の理想であり同時に亦原則でもある。そこで本市の防火地區は市の文化的經濟的中樞地の完全なる保護と都市全體の火災防遏を目的として設定せられたものであつて、大正十二年五月二十五日内務

省告示第百六十八號を以て市内中樞地の一部が指定せられ、後同十年二月十三日同告示第六十號を以て他の一部が指定せられた。そして前者は同十二年七月一日より後者は同十三年二月十五日より施行せらるゝことになつた。

その指定線等左の通である。

一、甲種防火地區（大正十二年五月二十五日指定のもの）

左記道路の兩側に於ける建築線と之より六間を後退せる線との間に在る建築敷地

- 一、西區東柳町八十一番地の二地先より納屋橋を経て中區新榮町三丁目二十九番地の一地先に至るの路線
- 二、中區榮町五丁目八番地の二地先より上前津町十五番地に至るの路線

二、甲種防火地區（大正十三年二月十三日指定のもの）

左記道路の兩側に於ける建築線と之より六間を後退せる線との間に在る建築敷地但し中區大池町七丁目一番地の一、同町七丁目二番地の二及中區御器所町にして大正八年八月十三日名古屋市告示第六十四號名古屋市區改正設計道路第一號線の廣場に面するものを除く。

- 一、西區本町一丁目一番地地先より中區門前町六丁目一番地の一地先に至るの路線
- 二、中區鶴舞町二十四番地の一地先より西日置町字山王十番地の一地先に至るの路線

三、乙種防火地區

左記道路の兩側に於ける建築線と之より六間を後退せる線との間に在る建築敷地但中區大池町七丁目一番地の一及同町七丁目二番地の二を除く。

- 一、中區門前町六丁目六番地の一地先より橋町六丁目七番地地先に至るの路線
- 二、中區春日町三十七番地の二地先より古澤町二丁目二番地地先に至るの路線
- 三、中區新榮町三丁目二十四番地の一地先より同町六丁目二十二番地の一地先に至るの路線
- 四、東區東片端町三丁目十四番地の三地先より中區大池町七丁目一番地の二地先に至るの路線及中區松枝町三丁目十九番地地先より大池町六丁目十二番地地先に至るの路線
- 五、東區南外堀町十一丁目四番地の一地先より中區榮町六丁目一番地地先に至るの路線

尚六大都市に於ける防火地區の形式、延長、施行年月日等左表の通である。

都市	甲種防火地區		乙種防火地區		施行年月日
	集團	路線式	集團	路線式	
東京市	三八〇・六二	一四三・四〇	三〇〇・四九	四〇〇・六六	大正二四・四・三
大阪市	一八・五二	三・七	一五・三九	七・二八	大正二二・一〇・一
名古屋市	—	一六・九三	—	二・六八	大正二二・七・〇
京都市	—	二二・九二	一・四二	〇・七九	大正二二・五追加
神戸市	一六・六六	八・二二	—	三〇・三三	大正二二・二・二
横濱市	四六・二九	一六・八五	—	—	大正二四・九・一

(3) 用途地域

用途地域は建築物の用途に依り地域を分ち、都市の統制ある發展に資せんとするものである。

近代都市が商工業の勃興、交通機關の發達、これに伴ふ人口集中の結果急激なる發展膨脹をなしつゝあるは最近特に著しき傾向であるが、都市構成の骨子を爲す建築物を無秩序に放置したならば必ずや不衛生、不經濟、非安寧の状態を招來し、華やかなる都市生活の反面に深刻悲惨なる都市苦を醸すに至るべきは火を見るよりも明かである。そこで如何にしても市民が快適なる私生活を營むべき住居の場所と日々活動する會社、工場、商店等の場所を豫め區分し夫々これに順應する萬般の施設を計畫する事が必要であつて、これ等地域の制限は市街地建築法に依つて定められ、都市計畫の施設として指定されるのである。

我國に於ける地域制は商業、工業、住居等の用途に依り夫々に建築物の所屬を定めると共にこれに適合する様當該区域内の建築物の高さ、建築敷地内に保存さるべき空地に制限を加へてゐるのである。そしてこれ等三地域の何れにも屬せしめない土地を未指定地と稱してゐる。

本市の地域制は大正十三年九月愛知地方委員會の審議を經、同年十月二十七日内務省告示第六百七十五號を以て指定せられたが、その後都市計畫區域内本市隣接町村の建築物法適用土地の現狀並に商工業發展の情勢等から更に既定地域の一部を變更するの必要を生じ、昭和八年十一月及昭和十一年二月の二度に變更指定があつた。指定區域は本市及萩野村、庄内町、西枇杷島町の各一部その他下一色町及天白村大字八事の本市都市計畫區域内の土地である。現在名古屋都市計畫區域内の地域指定の状態を見れば次の通である。

地域名	大正十三年内務省告示による地域		昭和八年十一月内務省告示による地域		現在の地域	
	面積	百分比	面積	百分比	面積	百分比
商業地	四、四九、〇〇〇	五	五、六七、〇〇〇	二	六、七四、〇〇〇	一三・四
工業地	四、四一、〇〇〇	一〇	一六、五三、〇〇〇	三	一八、一九、五〇〇	三六・〇
住居地	一、四八、〇〇〇	三	二六、三二、〇〇〇	五	二四、二四、五〇〇	四八・三
未指定地	一、一三、〇〇〇	三	一、一六、〇〇〇	二	一、一八、〇〇〇	二・四
計	四、五八、〇〇〇	一〇〇	四七、七六、〇〇〇	一〇〇	五〇、三三、〇〇〇	一〇〇・〇

三 事 業

(1) 都市計畫事業の種類及範圍

都市計畫の本旨とする所は都市計畫區域内の合理的改善と理想的發展とを企圖するにある。而してこの目的を達成する爲には先づその根幹たるあらゆる公共事業の科學的、綜合的計畫を樹立しその遂行を期せねばならぬ。而してこの萬般の事業こそ所謂都市計畫事業であらねばならぬのである。併し都市計畫法が事業として指定せるは道路、廣場、河川、港灣、公園（都市計畫法第十六條）であり、勅令が指定せるは鐵道、軌道、運河、飛行場、水道、下水道、土地區劃整理、

三里)に亘るのであるが、市財政上の實際に鑑み交通系統上最も急施を要すと認めたる部分から實施することゝなつた。

第一期事業 第一期事業はもと東京市區改正條例の準用に依り設計せられたもので、都市計畫法施行と共にその事業とせられた所謂五幹線街路即ち通稱岩井線(第一號線)高岳線(第二號線)千早線(第三號線)明道町線(第四號線)大津町線(第五號線)の新設擴築工事、東郊連絡線街路の新設工事であつて、當初五幹線街路の改築のみを計畫し、大正八年度より同十一年度に至る四ヶ年度繼續事業として完成する豫定であつたが、幾多の支障を來たし、數次年度を延長し又經費に殘餘を生じ東郊連絡線新設の費用を處辨し得る實情となつたから遽かに大正十三年十月六日內閣の認可を得て事業確定し、大正十四年に至つて事業の完成を見、現時の平坦廣濶なる幹線道路と堅牢を盡せる記念橋、岩井橋の二橋を得、交通系統上面目を一新するに至つた。

年次	収入計	支出計	計
自大正八年度 至同十三年度	國庫補助金 一、三三九、〇〇〇 市債 五、八四〇、〇〇〇 繰入金 九四三、二七〇 雜收入 一、一六六、六四三 特別稅 一、一〇、五七三	道路橋梁費 七、二九、四七七 公債費 一、八四〇、四三七 雜支出 四、五五七、九八 諸費 三六六、六〇九 豫備費 一〇八、七三九	計 九、四四九、八五三

一、道路の新設擴築

路線名	區間	延長	幅員	面積	事業費	着工年月	竣工年月	新設擴築備考
第一號線(岩井線)	自中區大池町至中區水主町	二、三四・九一	米	七八、〇五・六八	三、六四四、八七四	大正二・二二	大正三・八二	橋梁三、廣場五、九八三、四六平方米を含む
第二號線(高岳線)	自東區東新町至中區大池町	一、四九・六三	米	二九、八三・七七	九〇〇、七九〇・〇二	同	同	廣場一、〇四、〇二平方米の新設を含む
第三號線(千早線)	自中區千早町至中區矢場町	一、三八・四五	米	二七、七四九・三三	五九二、〇八七・四	同	同	
第四號線(明道町線)	自西區明道町至西區菊井町	三、五二・〇九	米	七、〇二二・八二	一、五七、六六三・四三	同	同	
第五號線(大津町線)	自中區榮町至東區南外堀町二丁目	一、〇五・三四	米	二、一〇六・九四	一、五三四、一四九・二九	同	同	廣場七七三、五五平方米の新設を含む
第一等三類四號線(東部連絡線)	自中區御器所町字小針至中區島西浦二七	三、〇七・二七	米	七、五四二・二六	二、七四、七二四、七二	同	昭和二・三三	同
諸費					二、二二一、〇〇〇			
豫備費					一、〇八、一八四、〇三			
計					六、九〇五・六九			

二、橋 梁

橋名	路線名	河川名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工費	着手年月	竣功年月	備考
紀念橋	第一號線	新堀川	中區大池町	三〇・〇	三・〇	一、〇〇〇・〇〇	無鉸拱橋	三七、八九・三四	大正二・三・三四	大正三・三・三五	
岩井橋	同	堀川	下堀川町松重町水主町	三〇・三	三・〇	九四一・五七	鋼鐵拱橋	四三、九〇・八	同	同	
水主橋	同	江川	下堀川町、水主町、西日置町、松重町立會	六・六	斜	三三・三	鋼桁橋	一七、三六・三	同	同	本橋は後江川埋没工事により廣橋とす
計				七一・九		二、二〇六・〇〇		七七、〇〇・五			

覺王山線の街路擴築 縣道千種線中、中區新榮町九丁目より覺王山に至る街路は從來幅員四間半交通上の不便尠くなかつたが、大正十三年十二月九日内閣の認可を得事業確定し昭和二年度に於て工事全く完成一路坦々として名古屋驛より覺王山に至る大路を見るに至つた。その延長經費その他概要左の通である。

収入計畫

年次	電気軌道事業費より繰入金	受益者負擔金	特別税	雜收入	國庫補助金	計
自大正十三年度至昭和二年度	四三五、〇〇〇・〇〇	一九七、〇〇〇・〇〇	四五一、一三三・〇〇	六、七一一・〇〇	二〇、二二六・〇〇	一、一〇、〇〇〇・〇〇

支出計畫

年次	道路橋梁費	雜支出	豫備費	公債費	諸費	計
自大正十三年度至昭和二年度	一、〇五七、〇〇〇・〇〇	一〇一・〇〇	二、七〇五・〇〇	一〇、〇〇〇・〇〇	二〇、八三五・〇〇	一、一〇、〇〇〇・〇〇

一、道 路

路線名	區間	延長	幅員	面積	豫算額	精算額	着手年月	竣功年月	新設擴築
一等三類六號線	自中區新榮町九ノ一二至東區田代町坂上〇ノ一	二、三三・三	三・四	五七、〇四・七九	一、三四八、二〇〇・〇〇	九八四、一〇五・三	大正二・一〇・三	昭和二・一〇・一〇	擴築
備考	工事費豫算額は一、〇二五、〇三〇圓但橋梁費を含む								

二、橋 梁

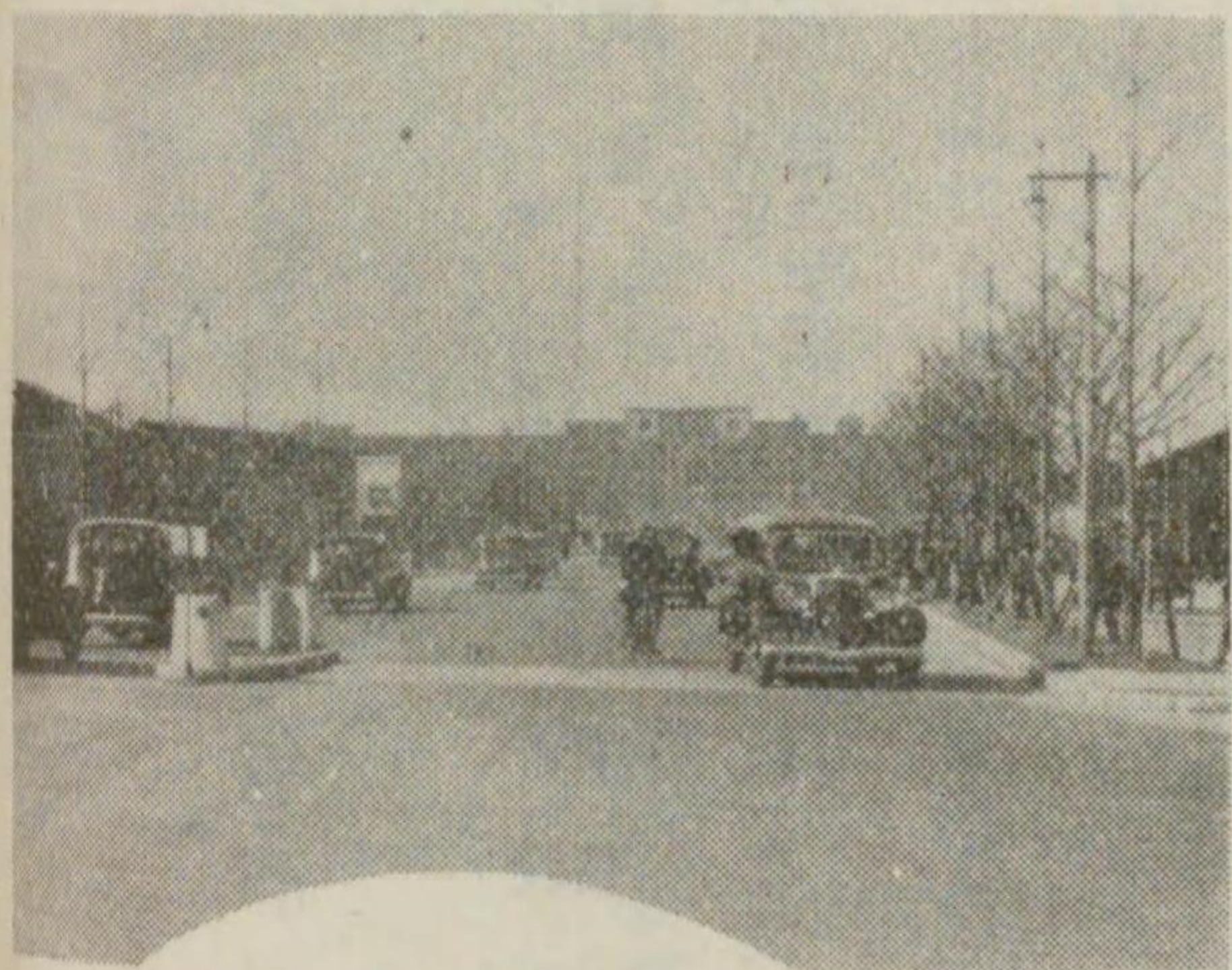
橋名	區間	架設點	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工費	着手年月	竣功年月
千種橋	覺王山線(瀬戸千種線)	鐵道中央線	東區千種町字西裏	三・五	三・五	六七・八〇	鋼桁鐵筋コンクリート橋	三、三八・〇三	大正二・一〇・二	昭和二・一〇・〇
備考	本橋は明治十五年四月築橋に依るもの									

(4) 第二期道路事業

第二期事業(路面改良を含む)は昭和四年六月五日愛知地方委員會の審議を經、七月一日内閣の認可を得て事業確定し同月十日内務大臣の公告があつた。その事業計畫は廣路第一號路線始め

大小三十四路線、この延長六萬一千三百三十五米に達し、昭和四年度より同十年度に至る七ヶ年繼續事業として實施することゝなつた。尙本計畫中には所謂瘡取事業即ち耕地整理及區劃整理組合に於て都市計畫に順應して街路の築造を爲せるも除斥地なる爲工事未了の儘殘存せる路線に對して市に於て土地買收並地上物件移轉等諸般の處置を講じたるもの十二路線に亘り十九ヶ所、總面積四一、九五〇平方米四六九に及んでゐる。その他舗裝としては廣路第一號路線を始め五路線延長八、一三六米八一を施行するものである。

ところが本事業は道路工事としては洵に本市空前の大事業であつて事業費二千八百七十二萬四千四百十三圓事業年度前述の如く七ヶ年繼續事業で、當初主要財源千九百九十三萬六千圓を起債に俟つたが、時恰も財界不況に際し政府の非募債主義にわざはひされ豫定計畫の實施を困難とするに至つたから名古屋驛改良工事に關聯するものを除き急施を要するものとして所謂瘡取事業等を選び漸次事業の實施を期すべく失業救濟事業、急施事業等に依りその實現に努めた。



櫻通

然るにその後鐵道省に於て名古屋驛の改良事業に着手するに至つたのでこれに呼應して將來の交通整備の關係上、昭和十年三月事業計畫の一部を變更し、又本事業計畫は前述の如く昭和十年度を以つて終了する豫定の處、同年度に至つても實施事業は計畫工程の半にも達せず且本市の發展に伴つて交通状態にも相當の變化を招來し、從來の計畫を再考する必要を生じたのと一等大路第二類第二號線（枇杷島線）外三路線の事業を愛知縣に於て實施する事となつた爲昭和十一年四月内閣の認可を得てこれ等路線を本計畫中より削除した。即ち變更路線は前記縣施行の四路線の削除の外、一等大路第二類第九號線（瑞穂線）始め十路線の變更と二等大路第二類第三號線（南大津町線）始め九路線の追加であつて、これと共に本事業計畫を更に七ヶ年延長し昭和十七年度に至る十四ヶ年の繼續事業とし、財政計畫も亦四千五百五十一萬三千百三十四圓に更正せられた。尙本事業の實施狀況は左表の通りである。

第二期事業

一、道路

路線名	區間	延長	幅員	面積	事業費		年月日		新設 擴築	備考
					豫算額	精算額	着手	竣功		
（白鳥線）	自都計一、三五	二、六三・四三	三・七七	六、一五・五九	三、八五・〇七・〇〇	三、四、七二・二	昭和 五・九・三	昭和 九・三・三	新設	第五回失業 救濟事業

都市計畫

三〇八

一、三、一三	自中川運河	一四七、一八	二四、五四五	三六、三二、六九	二〇、六四九、〇〇	一四七、六一、三	昭和	昭和三	新設	
(八)熊線	至江川電車線					六、七、三	昭和	八、一、七		
一、三、一五	自中川運河	一、五、三、六三	二四、五四五	三八八、七一、三	一五七、五五、〇〇	一、二八、二六五、〇〇	同	六、二、六	同	
(佐屋街道)	至築港電車線									
小計		五六四、二四	一六、一三〇、六、四一	七四四、三、七、〇〇	六三〇、九九七、二					
一、二、一〇	自都計一、二、一	八九、〇八	三、七、七	二九、五、三三	一〇四、六、六、〇〇	三〇、六、二、九、〇九	同	七、七、三	同	
(水主町線)	至貨物驛假道									
一、二、一四	自廣小路通	九三、三三	三、七、七	三〇、三、二、四	六、七、九、四、〇〇	五〇九、一、五、一〇	同	六、二、一	全部竣功	
(笹島線)	至都計一、二、一									
一、三、一五	自廣小路通	三六、八一	二四、五四五	八八、八一、〇〇	三四四、九、八、〇〇	二五、二、七、九、八、四九	同	二、二、六	同	
(中村線)	至牧野町									
一、三、一四	自枇杷島町	二四、五四五	二四、五四五	五、三、六、二、二	二九、二、〇、七、八、〇〇	二四〇、八、四、六、八五	同	七、三、三	同	
(菊井線)	至組合通路									
小計		一五八、九、六	四、七、二、九、〇、五八	一、四、三、九、	六、八、七、〇、七	一、〇、三、三、				
一、二、一〇	自水主町	四二、〇、四八	三、七、七	一、三、四、六、四、四七	七、七、五、三、六、〇〇	五、四、五、八、六、八、四二	昭和	七、六、三	昭和	新設
(水主町線)	自急務事業									
一、二、一〇	自急務事業	三三、九、三三	三、七、七	一〇、六、〇、三、四	七、七、五、三、六、〇〇	五、四、五、八、六、八、四二	同	七、一〇、五	同	
小計		七、五、三、八一	—	—	七、七、五、三、六、〇〇	五、四、五、八、六、八、四二	同	—	同	
一、一、一八	自城東組合	八八、七、七	三、七、七	二九、〇、八、〇、六	四、九、六、〇、二、〇〇	—	同	〇、五、五	同	
千種線	至千種組合									
一、一、一八	自千種組合	一、三、一、八	三、七、七	三、九、九、八、一、七	四、二、六、三、七、〇〇	—	同	〇、五、一、六	同	
水主町線	自都計一、二、一									

水主町線街路新
第一回急務事業
水主町線の事業
費と併合費計せ

第二回急務
事業

第一回急務
事業
一部昭六、
十二、五、竣
功他は昭七
年度未豫定
一部昭七、三
三米竣功

事業

三〇九

一、二、九	自新屋敷組合	一、〇、五、四、五	三、七、七	三、二、九、〇、五、八三	一、三、九、四、六、〇、〇〇	—	同	—	同	
瑞穂線	自東海道									
一、一、一	自運河船溜	一、三、二、八一	三、七、七	四、三、三、五、九、五、六	一、六、〇、七、一、〇〇	—	同	二、八、〇	豫定	
一、一、一	至下之									
一、二、二六	自東陽町	三、九、〇、九〇	二四、五四五	九、五、九、五、〇、五	二、七、五、六、七、三、〇〇	—	同	—	同	
千種線前線	自長堀町									
一、二、二七	自長堀町	三、八、七、二七	二四、五四五	九、五、〇、五、七、九	一、六、九、〇、七、〇〇	—	同	—	同	
城內線	至同									
一、三、三〇	自十洲橋前	三、〇、〇、八一	二四、五四五	七、四、〇、八、二、七	二、七、九、一、七、〇〇	—	同	—	同	
下飯田線	至彩紅橋									
一、三、三四	自枇杷島通	五、七、二、七	二四、五四五	二、九、二、四、二、六	四、〇、〇、八、〇〇	—	同	—	同	
菊井線	至大曾根									
一、三、三九	自大曾根	一、一、八、一八	二四、五四五	二、九、〇、〇、〇、三	一、三、九、四、三、〇〇	—	同	—	同	
大會根線	至十洲橋前									
一、三、三三	自南大津町	九、〇、九、〇九	二四、五四五	二、三、二、四、〇、八	七、二、〇、九、三、〇〇	—	同	—	同	
八熊線	至南大津町									
一、三、三八	自淨心	六、七、四、五、四	二四、五四五	一、六、五、五、七、〇、五	三、五、一、七、八、〇〇	—	同	—	同	
淨心線	至都計一、二、一									
一、二、一二	自江川	三、五、三、七三	三、七、七	二、一、五、四、三、四、六	一、九、八、五、〇、〇〇	—	同	—	同	
白鳥線	自白鳥新起									
一、二、一二	自白鳥新起	八、〇、九、八一	—	—	三、五、八、七、	—	同	—	同	
小計		八、〇、九、八一	—	—	三、五、八、七、	—				
廣路一號線	自新名古屋驛	五、四、〇、〇〇	—	—	九、九、六、三、	—	同	—	同	
(櫻通)	至江川									
一、二、一〇	自伏見川	六、六、四、〇〇	—	—	二、一、五、〇、	—	同	—	同	
至伏見川	至伏見川	四、六、三、六	—	—	六、三、六、〇〇	—	同	—	同	
至伏見川	至伏見川	二、八、九、四、〇〇	—	—	六、二、八、〇〇	—	同	—	同	

第三回急務事業
第一回急務事業
第一回急務事業
第一回急務事業
第一回急務事業

都市計畫

三一〇

橋名	路線名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工事費	着手年月	竣功年月	備考
自伏見	至御幸本町	四九・〇〇	三・七七	一四・三九・八八	九七・六八・〇〇	昭和三和	昭和三和	新設	豫算鋪裝費 四八・三四・八圓	
自御幸本町	至大津町	四三・〇〇	三・七七	一三・八四・五三	八七・〇七・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同 四七・三四・九圓	
小計		二〇五・〇〇	—	八〇・四二・一四	五・三四・〇〇	—	—	—	—	
江川南線	自分岐	七〇・五〇	二・四五	一七・六八・六七	四九・〇八・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同	
中川東線	自都計一	七九・一〇	二・四五	一九・三三・〇九	一六・七五・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同	
中川東線	至野立市電	—	—	—	—	—	—	—	—	
中川東線	自笹島	二四・三七・〇	二・四五	五・九八・八〇	七四・五八・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同	
中川東線	至都計一	—	—	—	—	—	—	—	—	
中川東線	自覺王	五〇・七〇	同	一・二三・八・七七	九・六〇・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同	
中川東線	至都計一	—	—	—	—	—	—	—	—	
中川東線	自新名古屋	五九・五〇	同	一四・五六・七・四五	六・七・五〇・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同	
中川東線	至新名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	
中川東線	自新名古屋	三四・〇〇	同	八・四三・四・八	三・五五・七〇・〇〇	昭和三和	昭和三和	同	同	
中川東線	至新名古屋	—	—	—	—	—	—	—	—	
小計		五三六・五〇	—	—	二・四三・七・	一六七・〇〇	—	—	—	

一、橋梁

橋名	路線名	所在地	延長	幅員	面積	橋種	工事費	着手年月	竣功年月	備考
運河橋	水主町線	中川西區 日置町	六・三三	三・七七	一・九〇・〇五	鐵筋コンクリート	一五・三七・〇〇	昭和三和	昭和三和	水主町線街路新設 運河事業に り既設
住吉橋	八熊線	南區新 尾頭町	三・〇七	二・四五	七・〇・三	二絞拱網	一五・五〇・〇〇	昭和三和	昭和三和	第二回急施事業
無名橋	廣路線	堀川	—	—	—	鐵筋混泥土 拱橋	三・四・〇〇・〇〇	昭和三和	昭和三和	第三回急施事業 本件街路の部の 豫算を本件豫算 に含む

三、鋪裝

路線名	區間	延長	幅員	面積	工種	精算工費	事務費	着手年月	竣功年月	備考
府縣道熱田停車場	自神宮東門 至熱田停車場前	六・八・〇〇	一・五〇	六・五七・六〇	シートアスファルト	三・四・八八・六	—	昭和三和	昭和三和	第七回失業救済事業
市道	自熱田停車場 至春日町	三・三〇・五	二・四五	五・六・五三・三	シートアスファルト プラック	二・三三・	—	昭和三和	昭和三和	歩道はコンクリート ブロック
市道	自片端線 至廣小路通	一〇・七・三	二・四五	一七・〇五・一〇	シートアスファルト	六・八・四九・五	—	昭和三和	昭和三和	同
市道	自岩井町 至水主町	七・六・三八	三・七三	二〇・六六・六三	第一種 レナイドビ チェリレック	七・五・二九・三	—	昭和三和	昭和三和	同
事業							八〇・			
							九四・五			

三一

いに發展することが期待されてゐる。

一、運河の等級及幅員

- 一等 五十間以上
- 二等 三十五間以上
- 三等 二十間以上
- 四等 十間以上

二、運河の底高

特殊の場合を除き零點下六尺以下とする。(零點とは名古屋港務所水準基準零尺を謂ふ)

設計概要

一、型式 閘門式

二、幹線 延長 三千五百十五間

一等第一 延長 一千間 幅員五十間

中川川口より南區熱田新田東組字東川線二百三十六番地に至る。

二等第一 延長 二千五百十五間 幅員三十五間

一等第一終點より中區長良町字南新田五十五番地に至り右折し同區露橋町字西海道六十二番地の二に至る

但中區長良町字南新田五十五番地より本線終點に至る間は幅員五十間とす。

三、支川 延長 一千間

三等第二 延長六百間 幅員二十間

二等第一終點より中區松重町二十四番地の十一に於て堀川に接続す。

三等第三 延長四百間 幅員二十間

二等第一終點より中區西日置町字猿子十九番地の一に至り左折し同區平野町字前田八十九番地の一に至り舟溜に接続す。

四、河床

名古屋港水準基準零點以下七尺に堀鑿し閘門に依り常に零尺乃至五尺の水位を保たしむ。

五、閘門 二ヶ所

中川口閘門(中川口に設置す) 長六十間幅員六間

松重閘門(江川線堀川口に設置す) 長五十間幅員五間

六、舟溜 三ヶ所

堀止舟溜 長百五十間 幅員五十間

三等第三の終點(名古屋新貨物驛の南方)に設置す。

中川口舟溜 長二十間 平均幅員七十間

中川口閘門下流に設置す。

松重舟溜 長二十五間半 平均幅員三十八間

江川線堀川口に設置す。

七、運河附屬地

運河幅員以外兩側各二十八間

事業

都市計畫

物揚場 幅員各五間 法面

倉庫數 同 十五間 高零點以下十尺

道路數 同 八間 同

八、建築敷地造成

運河の兩側運河用地の外側各幅員五十間を造成す此の坪數二十八萬五十坪零點(約最干潮面)以上六尺乃至七尺に地上げし運河堀鑿土を利用す。

財政計畫

一、事業費總額 千九百三十九萬二千九十二圓

一、事業年度 自大正十三年度至昭和七年度

二、財源 市債 七、七四九、二〇〇圓

第一期事業費より繰入 三五〇、〇〇〇圓

特別稅 一、七三〇、〇八七圓

運河受益者負擔金 二、六一四、八四八圓

第一期事業受益者負擔金 一、五〇〇、〇〇〇圓

整理地賣却代金 五、二三二、〇〇〇圓

雜收 入 二、一一五、九五七圓

計 一九、三九二、〇九二圓

備考 一、市債はこれを公募して一般財界を壓迫するのは策の得たものでないと信じたから、事業用地所有者の諒解を得てその用地代に債券を交付する方針を採つた。

二、償還財源としては受益者負擔金整理地賣却代金を以て充當することゝしたが、その詳細はこれを省略する。

(6) 愛知縣知事執行都市計畫街路事業

本市周圍部に於ける市郡連絡施設は市郡の産業振興と極めて緊密なる關連を有するのであるが財政上の都合に依りこれ等の施設を本市に於て急速に實施するは甚だ困難なる状態にあつたので、昭和十一年本市の事業路線より一等大路第二類第二號路線始め四路線を削除し、(但し一等三類四〇號線「野竝線」は區劃整理組合に於て完成の爲削除)これを愛知縣知事執行の都市計畫事業として昭和十一年度より實施することゝなつた。

事業費總額 一、八二三、四七一圓

財源

受益者負擔金 三二四、二三〇圓

特別負擔金 一八二、三四七圓

一般歲入 一、三一六、八九四圓

計 一、八二三、四七一圓

事業

都市計畫

三一八

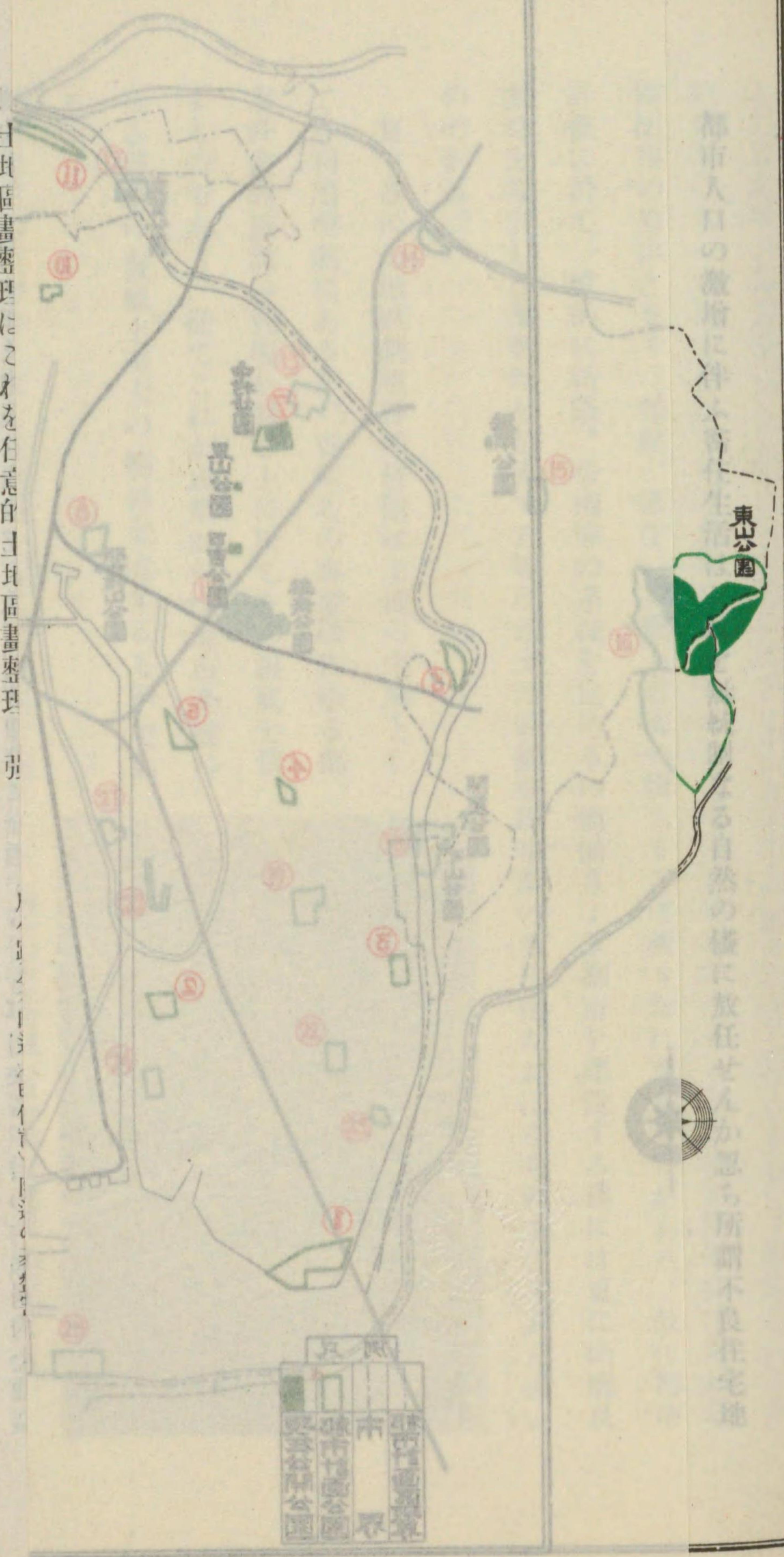
路線名	區間	延長	幅員	事業費
一等二類二號線 (枇杷島線)	自起 至市道押切線	一、八三一 ^米	三三 ^米	九七二、一二五 ^円
一等三類四號線 (東郊線)	自都計一、二、三 至終	二、五七二	二五	三五六、四四六
同 十號線 (矢田線)	東區大幸町地内	六二九	二五	二四八、四三二
同 二十二號線 (星崎線)	自南區芝守町 至同 星崎町	一、八六七	二五	二四六、四六八
計		六、八九九	一	一、八二三、四七一

(7) 公園計畫

近時都市の發展に伴ひ緑地の必要が頗る注目せらるゝに至つたがこの點本市に於ては駁々として發展してやまぬ市勢に對し從來遺憾の點が尠くなかつたので、大正十五年一月愛知地方委員會の議決を経、市の内外に亘り大小二十四ヶ所の公園を新設又は擴築する計畫を樹立し、十五年一月二十八日内閣の認可公告があつた。その合計面積は百六十七萬五千一百坪で、八事に於ける自然公園(東山公園として一部開園)八十一萬坪を最大とし、五萬坪以上の公園六ヶ所(百二十三萬六千坪)、一萬坪以上の公園十八ヶ所(四千五百坪)計二十四ヶ所である。

尙これ等公園の事業施設の狀況は土木篇公園の項に譲ることとする。

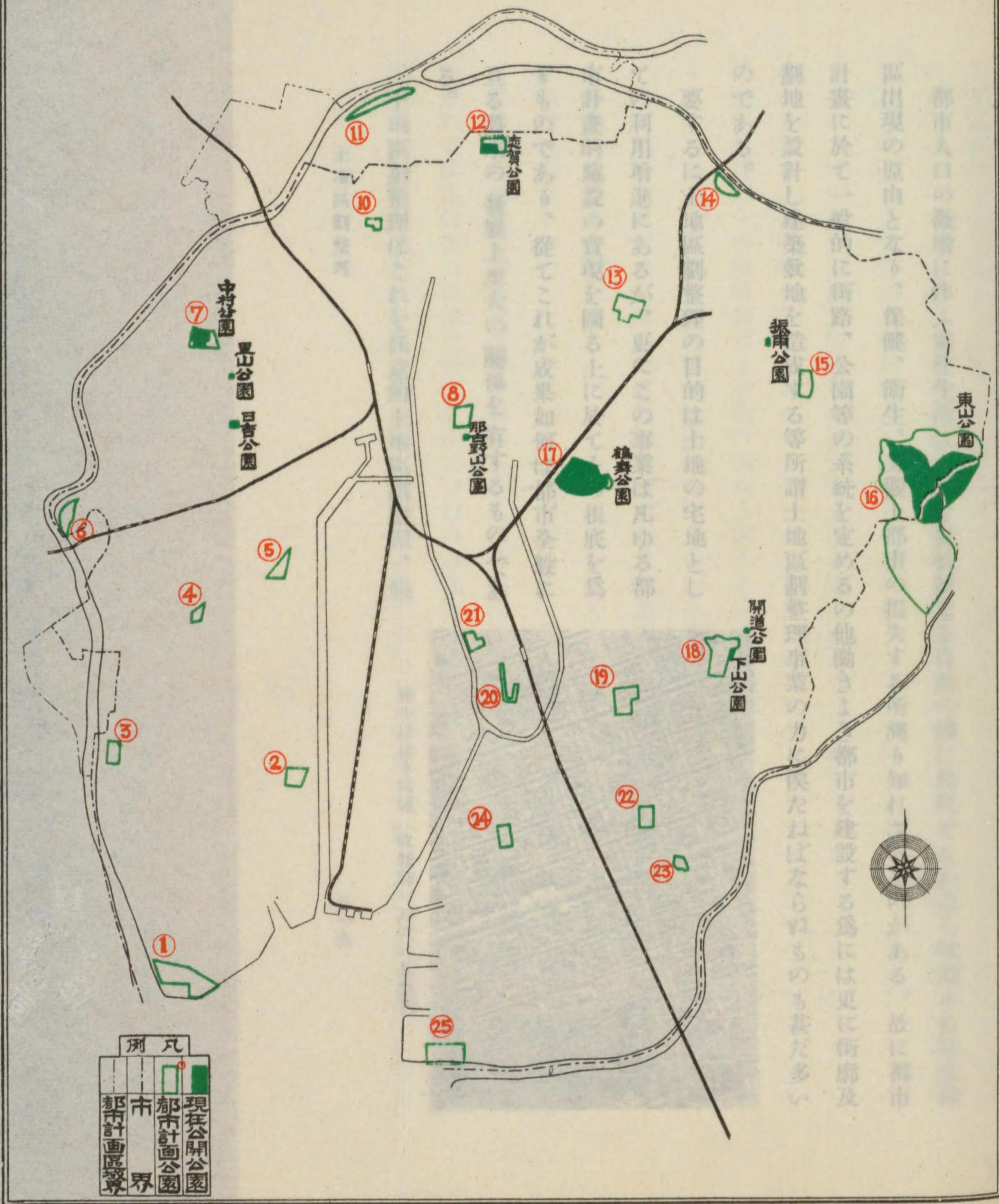
名古屋市の公園



土地區劃整理

三一九

名古屋屋市公園配置圖



都市計畫

路線名	區間	延長	幅員	事業費
一等二類二號線 (枇杷島線)	自起 至市道押切線	一、八三一	三三米	九七二、二五
一等三類四號線 (東郊線)	自都計一、二、三 至終點	二、五七二	二五	三五六、四四六
同十號線 (矢田線)	東區大幸町地内	六二九	二五	二四八、四三三
同二十二號線 (星崎線)	自南區芝守町 至同星崎町	一、八六七	二五	二四六、四六八
計		六、八九九	一	一、八二三、四七一

(7) 公園計畫

近時都市の發展に伴ひ緑地の必要が頗る注目せらるゝに至つたがこの點本市に於ては駸々として發展してやまぬ市勢に對し從來遺憾の點が尠くなかつたので、大正十五年一月愛知地方委員會議決を經、市の内外に亘り大小二十四ヶ所の公園を新設又は擴築する計畫を樹立し、十五年一月二十八日內閣の認可公告があつた。その合計面積は百六十七萬五千一百坪で、八事に於ける自然公園(東山公園として一部開園)八十一萬坪を最大とし、五萬坪以上の公園六ヶ所(百二十三萬六千坪)、一萬坪以上の公園十八ヶ所(四千五百坪)計二十四ヶ所である。

尙これ等公園の事業施設の狀況は土木篇公園の項に譲ることとする。



四 土地區劃整理

都市人口の激増に伴ふ密住生活はこれを無統制なる自然の儘に放任せんか忽ち所謂不良住宅地
 區出現の原由となり、保健、衛生、美觀上都市の損失する所測り知れざるものがある。故に都市
 計畫に於て一般的に街路、公園等の系統を定めるの他働きよき都市を建設する爲には更に街廓及
 割地を設計し建築敷地を造成する等所謂土地區劃整理事業の力に俟たねばならぬものも甚だ多い
 のである。

要するに土地區劃整理の目的は土地の宅地とし
 ての利用増進にあるが、更にこの事業は凡ゆる都
 市計畫的施設の實現を圖る上に於てその根底を爲
 すものであり、従てこれが成果如何は都市全般に
 亘る將來の發展上至大の關係を有するものであ
 る。

土地區劃整理はこれを任意的土地區劃整理、強



廣小路及木町通(改修前)附近の基盤割

制的土地區劃整理及建築敷地造成土地區劃整理等に分類することが出来る。右の内強制的土地區劃整理は都市計畫法第十三條に基いて行はれるものを指稱し、建築敷地造成土地區劃整理は都市計畫法第十六條第二項に基いて行はるゝものを指稱する。而して任意的土地區劃整理とは同法第十二條に基くもので、土地の所有者若くは關係人が自ら進んでその土地に付土地區劃整理を施行するものを謂ふのである。

本市に於て施行したのは中川運河沿線建築敷地造成土地區劃整理であつて、目下計畫中に屬するものに名古屋驛前土地區劃整理がある。その他本市直接の施行に非ずして所謂任意的土地區劃整理の施行はその面積に於て本市の誇りとするものゝ一つで、實に他にその比を見ない一偉觀であると云ふ事が出来る。

(1) 中川運河沿線建築敷地造成土地區劃整理

もと中川附近一帯は土地低濕で、利用するに由なくこれが開發の必要を唱へらるゝこと久しかつた。然るに大正十三年六月九日都市計畫として運河網が決定せらるゝに及んで運河の土砂を以て低濕地零尺(約最干潮面以上六尺乃至七尺、この盛土十一萬六千二百二十一立坪)を埋立て、工業地帯を造成するは一舉兩得の方法であるとなし、同年十一月十七日都市計畫運河事業と共に運河

兩岸奥行各二十八間を超えたる五十間の區域約二十八萬五千坪の土地を併せて收用し、運河附屬施設として建築敷地造成事業が決定され、大正十五年十月一日運河工事に着手し、土地區劃整理は昭和四年一月名古屋市土地區劃整理一人施行として認可せられた。これが我が國に於ける建築敷地造成土地區劃整理の嚆矢である。

買收地積は二十八萬三千五百五十四坪で、右の内土地收用裁定を求めたる地積は六萬三千百一坪、大正十四年十一月三日買收に着手、これが完了は昭和四年十一月十三日完了してゐる、而してその買價は一坪當最高三十七圓、最低一圓二十錢、平均八圓五錢を要した。

(2) 名古屋驛前土地區劃整理

名古屋驛前の土地區劃整理事業は名古屋驛改築工事の進捗に伴ひかねて愛知縣と協力調査研究を進めてゐたが、昭和十一年三月二十四日愛知縣地方委員會の審議を經、同年四月十一日內務大臣の認可公告があつた。

この區域は廣小路通より北は中央電話局西分局附近迄と江川線より新驛前附近に到る面積二十七萬九千九百坪に上る尨大なるもので、右の中最も緊要である那古野町附近から南へ廣小路通迄江川線から西へ新驛附近迄約十二萬坪を都市計畫法第十三條但書に依り認可後一年以内に本市に

於て施行着手せむとするもので、目下計畫進捗中である。

(3) 任意的土地區劃整理

都市計畫法第十二條に依る所謂任意的土地區劃整理の施行せられる見積面積は三千四百萬坪に上り、内既に事業完了し解散せるもの耕地整理組合八、その面積六十萬五千七十九坪、土地區劃整理組合一、その面積三十一萬二千八百一十一坪、計九十一萬七千八百九十坪、目下事業施行中のもの耕地整理組合一六、その面積八百三十八萬九千五百五十九坪、土地區劃整理組合五六、その面積一千八百九萬二千八百八十八坪、計二千六百四十七萬九千四百四十九坪を算し、既に見積面積の過半が整地せられてゐるのみならず、尙組合設立準備中のもの尠からず、市の内外に亘り整地事業實施の機運が漲つてゐる。

斯くの如く本市内に於ける土地區劃整理並これに順應する耕地整理組合事業の進展は誠に著しいもので、本市に於ても事業の完成を期せんが爲縣當局と協力、直接間接これに力を竭し、以て都市計畫事業の進展に多大の貢獻をなしてゐる。而して現在當該組合の自發的活動に依り市内計畫路線の過半がその整濟を見んとする好結果を擧げつゝある。

五 町界、町名地番整理

本市町界町名地番整理史上劃期的な整理は明治四年廢藩置縣の際行はれた各町の分合、町割の大改革である。この際最も組織的徹底的に整理せられたのは所謂碁盤割の地區であつて、當時殆ど町名の設定されて居なかつた東西街路にも町名が附せられ、又町名の頻多に亘るを避ける爲區々たる小町は合せられて丁目數四、五丁よりなる有力な町となり、且町割は町名と街路名との一致する縦横路線式が採用された。丁目の進路は堀川を起點として西方より東方に進み、南北街路は北方を起點として南方に進むもので番地進路は又これと同様にして蛇行式に依るものである。これは本市町界町名地番整理上永久に記憶さるべきもので又その後には於ける整理の基準となつたものである。

碁盤割以外の舊市部（大正十年の隣接町村合併に依り編入された地區を除きたる部分）一般に於ても街路網こそ不規則であるが、その町割は日置、熱田古渡方面の一部に於ける集團路線式若は字式町割を除き大體中樞部たる碁盤割のそれに倣つた路線式町割であつて、丁目の進路も悉く碁盤割に基準を置き、東西街路に準ずるものは全て西方を起點として東方に向ひ、南北街路に準

ずるものは全て北方を起點として南方に向はしめてゐる。併し乍らこの地區には過少面積の町及類似町名も相當に存し、又大正十年の隣接町村合併に依り編入せられたる新市部方面は編入當時その町村の大字名を町名とし字名をその儘存置した爲、市街地化するにつれ一町名にて餘りにも廣大なる面積と多數戸數を包含することゝなり通信上、取引上諸種の不便を齎すので大正十三年以來專任係員を置いて整理に着手した。尙當時は整理に關し一定の方針が無かつたが、昭和五年左記の如き整理方針を樹立し、爾來これに従つて幹線街路の新設擴築等機會ある毎に順次その實現を計りつゝある。

町の構成 町の構成は町界を街割の中央筆界又は水路等に置き街路に沿ふ土地を以て町を構成する路線式に依るを原則とし縦横に亘り碁盤目の如く區割整然たる街割はこれを縦横路線式として整理する。併しこれに依り難い事情ある場合は町界を河川、運河、水路、鐵道、道路、崖、石垣、山等天然の地形物に依り一個又は數個の街割を以て町を構成する街割式又は結合式（路線式を加味したる街割式）に依り、又町の面積は凡そ五萬平方米（一萬五千坪）内外を標準として錯雜せる小町は適宜これを隣接する町に合併することゝする。丁目及地番進路の縦横基準は堀川及其の延長線を東西進路の基準とし、西區枇杷島町地内國道第十二號線を東へ師團廓内を経て縣道

長野線及同岩作線にて東區鍋屋上野町に至る延長線を南北進路の基準とする。

町の境界 町の境界は路線式に於ては街路兩側奥行凡十間以上、整理土地に於ては背割線迄の範圍に於てその區域に編入するものとし、街割式及結合式に在つては河川、運河、水路、鐵道等の公有物に據りその中心線を以てする。各街路の交叉點の角地は主要街に屬せしめる。又丁目の界は道路、河川、運河、水路、鐵道等の公有物に據りその中心線を以てする。上述の如きものにて境界を決定し難き場合には通路、崖、石垣、山等の天然の地形物に據つてこれを定め筆界等を以て境界線とするのは全くやむを得ぬ場合に限るものとする。

町名 町名は成る可く從來の町名、字名等歴史的由緒に準據して代表的地物、天然記念物、名勝等ある場合は成る可くこれを新町名に採用することゝし、同一町名及東西南北、上下、豎横等を附して區別した町名その他紛はしい町名は勿論、讀み難いもの、冗長なものは避け、簡潔で語調よく且感じの良いものとする。延長七町以上に亘る幅員八間以上の街路には成る可く「通」の稱呼を附し、又繁雜を避け且町名を少なからしめる爲丁目を附して整理する。丁目は最終を七丁目とし、特別の事情ある場合でも十丁目以内に止めることゝする。

地番 地番は各筆地に附して丁目あるものは丁目毎に更新する。路線式に在つては進路に向つ